

諸外国における国民 ID 制度に関する調査

令和 4 年 2 月

株式会社野村総合研究所

本資料は、作成日時点において弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 日本におけるマイナンバー活用の現状..... | 5 |
| 1. マイナンバー制度の現状 | 5 |
| (1) マイナンバー制度の概要 | 5 |
| (2) マイナンバーの付番対象者等..... | 5 |
| (3) マイナンバーの利用と規則 | 5 |
| (4) マイナンバーカードと公的個人認証..... | 6 |
| (5) デジタル・ガバメント政策 | 7 |
| 第2章 証券業におけるマイナンバー活用に関する現状..... | 9 |
| 英国 (United Kingdom) | 10 |
| 1. 英国における国民 ID 制度概要..... | 10 |
| (1) 国民 ID 制度の概要..... | 10 |
| (2) 国民保険番号の取得等について..... | 11 |
| (3) 国民保険番号の使用範囲 | 12 |
| (4) 国民保険番号利用に関する規則..... | 13 |
| 2. 証券業における国民保険番号の活用状況..... | 14 |
| (1) 英国における証券業の概要 | 14 |
| (2) 証券業における国民保険番号利用事例..... | 20 |
| 3. 民間分野における国民保険番号の利用状況..... | 22 |
| 4. 国民 ID の利活用に関する課題..... | 24 |
| スウェーデン (Sweden) | 25 |
| 1. スウェーデンにおける国民 ID 制度概要..... | 25 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 国民 ID 制度の概要..... | 25 |
| (2) 個人識別番号の取得等 | 26 |
| (3) 国民 ID の利用範囲..... | 28 |
| (4) 国民 ID の利用に関する規則..... | 35 |
| 2. 証券業における国民 ID の活用状況..... | 36 |
| (1) スウェーデンにおける証券業の概要..... | 36 |
| (2) 証券業における国民 ID 利用事例..... | 37 |
| 3. 民間分野における国民 ID の利用状況..... | 39 |
| 4. 国民 ID の利活用に関する課題と今後..... | 39 |
| デンマーク (Denmark) | 40 |
| 1. デンマークにおける国民 ID 制度..... | 40 |
| (1) 国民 ID 制度の概要..... | 40 |
| (2) CPR 番号の取得等について | 40 |
| (3) CPR 番号の利用範囲 | 42 |
| (4) 国民 ID の利用に関する規則..... | 48 |
| 2. 証券業における国民 ID の活用状況..... | 49 |
| (1) デンマークにおける証券業の概要..... | 49 |
| (2) 証券業における CPR 番号の活用事例 | 50 |
| 3. 民間分野における国民 ID の利用状況..... | 52 |
| 4. 国民 ID の利活用に関する課題..... | 53 |
| 米国 (United States of America) | 55 |
| 1. 米国における国民 ID 制度の概要..... | 55 |
| (1) 国民 ID 制度の概要..... | 55 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| (2) 社会保障番号の取得等 | 55 |
| (3) 社会保障番号の利用範囲 | 57 |
| (4) 国民 ID 活用に関する規則..... | 59 |
| 2. 証券業における国民 ID の活用状況..... | 59 |
| (1) 米国における証券業の概要 | 59 |
| (2) 証券業における国民 ID 利用事例..... | 61 |
| (3) そのほかの金融機関における国民 ID の利用事例..... | 64 |
| 3. 民間分野での国民 ID 利用状況..... | 65 |
| 4. 国民 ID の利活用に関する課題と今後..... | 67 |
| シンガポール (Singapore) | 68 |
| 1. シンガポールにおける国民 ID 制度..... | 68 |
| (1) 国民 ID 制度の概要..... | 68 |
| (2) NRIC 番号の取得等について | 68 |
| (3) NRIC 番号の利用範囲 | 70 |
| (4) 利用に関する規則 | 73 |
| 2. 証券業における国民 ID の活用状況..... | 74 |
| (1) シンガポールにおける証券業の概要..... | 74 |
| (2) 証券業における国民 ID 利用事例..... | 77 |
| 3. 民間分野における国民 ID の活用状況..... | 78 |
| 4. 国民 ID の活用に関する課題と今後..... | 79 |
| 韓国 (Korea) | 81 |
| 1. 韓国における国民 ID 制度..... | 81 |
| (1) 国民 ID 制度の概要..... | 81 |

| | |
|--|-----|
| (2) 住民登録番号の取得等について..... | 81 |
| (3) 住民登録番号の利用範囲 | 83 |
| (4) 住民登録番号の利用に関する規則..... | 89 |
| 2. 証券業における住民登録番号の活用状況..... | 91 |
| (1) 韓国における証券業の概要 | 91 |
| (2) 証券業における住民登録番号の利用事例..... | 93 |
| 3. 民間分野における国民 ID の利用状況..... | 97 |
| 4. 国民 ID の利用に関する課題と今後..... | 99 |
| 第3章 証券業における国民 ID 活用に向けた示唆..... | 101 |
| 1. 各国における国民 ID の利用状況のまとめ | 101 |
| 2. 各国の国民 ID の証券業務での利活用について | 102 |
| (1) 税務関連報告時の識別子としての利用..... | 103 |
| (2) マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策 (AML/CFT) | 103 |
| (3) 住所等の個人情報変更時の情報連携識別子としての利用..... | 104 |
| 3. 本調査を踏まえた日本への示唆..... | 105 |

第1章 日本におけるマイナンバー¹活用の現状

1. マイナンバー制度の現状

(1) マイナンバー制度の概要

2016年1月よりスタートした我が国のマイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤として、2013年5月24日に成立した「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）に基づき導入された。

現在、マイナンバーは、番号法により社会保障、税、災害対策の3分野における法定事務、または地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用することが認められている。

(2) マイナンバーの付番対象者等

マイナンバーは、日本に住民票を有する全ての人に付番される12桁の番号であり、外国籍でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、マイナンバーが付番される。マイナンバーは原則として生涯同じ番号を利用し、マイナンバーが漏洩して不正に用いられる恐れがあると認められる場合を除いて変更することはできない。

マイナンバーに関連する物理カードとしては、マイナンバーを付番された者の申請により交付される「マイナンバーカード」が挙げられる。なお、制度開始当初は、全ての対象者へ市区町村より氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載された「通知カード」が郵送されており、同カードはマイナンバーを証明する書類として利用することができたが、2020年5月をもって通知カードの送付は停止された²。

(3) マイナンバーの利用と規則

先述の通り、マイナンバーは番号法により、その利用場面を社会保障、税、災害対策の3分野における法定事務、または地方公共団体が条例で定める事務に限定されており、当該事務において複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために利用される。また、その利用者についても、上記事務を行う国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人などの「利用事務実施者」と、これらの機関にマイナンバーを記載した社会保障・税関連の法定調書などを提出す

¹ 個人番号のこと。

² 以降に新規に住民登録された人（新生児、国外から転入してきた人など）には「個人番号通知書」によりマイナンバーが通知されているが、当該通知書はマイナンバーを証明する書類としては使用できない。

る「関係事務実施者」に限定されている。なお、金融機関を含む民間事業者は、関係事務実施者となる。

民間事業者は、従業員や支払調書発行対象者（報酬支払い先、金融取引の口座保有者・契約者等）からマイナンバーを取得し、法令で定められた社会保障・税関連の書類³に記載した上で、税務署や年金事務所、健康保険組合等に提出する必要がある。マイナンバーの取得にあたっては、厳格な本人確認（番号確認および身元確認）が求められている。

また、取得したマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）は、高度な安全管理措置の下、漏洩防止に万全を期すことが義務付けられている。さらに、不要になったマイナンバー（従業員の退職、金融取引の口座閉鎖等）については、一定期間経過後に確実に削除・廃棄することが求められている。

（4）マイナンバーカードと公的個人認証

日本に住民票を有する全ての人は、申請により無料で交付されるマイナンバーカードが取得可能である。マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付きのプラスチック製のICカードであり、市区町村窓口での対面による本人確認を行った上で交付される。有効期限は10年（発行の日から10回目の誕生日まで）であるが、20歳未満は5年（同5回目の誕生日まで）となっている。

マイナンバーカードの表面には、本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されており、本人確認のための身分証明書として利用が可能である。また、カードの裏面にはマイナンバーが記載されており、社会保障・税・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用される。

さらに、マイナンバーカードのICチップには公的個人認証サービス⁴で利用可能な電子証明書⁵などの機能が搭載されており、様々な用途に活用することが可能である。例えば、オンラインでの確定申告サービスであるe-TAXを利用する際に、申告等データへの電子署名のため電子証明書（署名用電子証明書）が利用可能である。また、政府が提供するオンライン行政サービスであるマイナポータルでは、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書（利用者証明用電子証明書）でログインすることができ、所得情報や公的年金の年金資格記録情報、医療機関等で支払った医療費の情報など自身の情報を確認することができる。なお、電子証明書の有効期限は5年（発行

³ 源泉徴収票や支払調書等の税関連書類や、雇用保険や年金、健康保険の資格取得・喪失等の社会保障関連書類が該当。

⁴ マイナンバーカードに搭載された電子証明書による本人確認をする手段。

⁵ 申告等データに電子署名を行う際に使用する「署名用電子証明書」と、サイトへのログイン等で使用する「利用者証明用電子証明書」の2種類を搭載。

の日から5回目の誕生日まで)であり、有効期限到来や死亡・国外転居等による住民票の消去、登録されている情報(住所等)が変更された場合は失効⁶する。

マイナンバーカードの電子証明書は、民間サービスでも利用されており、総務大臣の認定を受けた事業者(認定事業者)が提供する、電子証明書による本人確認サービスについては、オンライン上での安全な本人確認手段としての普及が期待されている。特に、電子証明書(署名用電子証明書)による本人確認は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)において、オンラインで完結可能な本人確認手段として認められており、オンラインでの証券口座・銀行口座開設手続きでも利用されている⁷。また、生命保険会社が提供する契約者向けサービスへのログインでも電子証明書(利用者証明用電子証明書)が使われている。

前述の通り、マイナンバーカードはプラスチック製のICカードとして発行されてきたが、スマートフォンが普及する中、マイナンバーカードの利便性を向上させる目的で、カード機能(公的個人認証サービス)のスマートフォンへの搭載が2022年度に実現予定である(当初はAndroid端末のみ)。さらに、2022年度(予定)には、署名用電子証明書をキーとして、本人の同意を前提に、地方公共団体情報システム機構(Japan Agency for Local Authority Information Systems,J-LIS)から最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の取得が可能となる。このように、公的個人認証サービス利用の利便性向上や、利用機能の拡張が図られている。

(5) デジタル・ガバメント政策

デジタル社会の形成に関する施策の推進を目的に、2021年9月に政府組織としてデジタル庁が設置され、マイナンバー政策もデジタル庁が所管することとなった。

デジタル庁が通りまとめた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2021年12月24日閣議決定)において、マイナンバー制度の利活用促進が重要政策として決定した。新型コロナ対策など緊急時の対応として、公金受取口座をマイナンバーと紐付けて登録しておくことで迅速な給付を実現するほか、マイナンバーの利用や情報連携の範囲拡大に向けての検討が開始されている。また、資格取得・更新等の手続きの効率化を目指し、医師、歯科医師、看護師等の各種免許・国家資格をマイナンバーと紐付けてデジタルで管理することも決定した。

このように、デジタル社会の基盤としてマイナンバー制度を位置付け、推進する方向性が明確になっている。

⁶登録されている情報を変更した場合は、署名用電子証明書のみが失効。

⁷口座開設のためには、前述の税法上の観点から、申込者のマイナンバー取得が必要となる。マイナンバーの取得においても、マイナンバーカードの機能(ICチップに搭載されている券面事項入力補助AP)を利用することにより、オンラインで実現が可能。

<参考1：マイナンバーカードの普及および利用促進>

上記「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、マイナンバーカードの普及・利用促進についても積極的な方針が打ち出されている。マイナンバーカードの健康保険証としての利用が2021年10月から開始したほか、2024年度には運転免許証との一体化、2025年度には在留カードとの一体化など、マイナンバーカードを全国民に普及させるための多くの政策が打ち出されている。

表1 マイナンバーカードの普及および利用の推進に向けた政府の施策

| | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|-------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|------------------------|--------|------------------------|
| マイナンバーカードの健康保険証としての利用 | ▲ 2021/10開始 | ▲ 2023/3末 概ね全ての施設で 利用可能 (目標) | | | |
| マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載 | ▲ 2022年度中 スマホ搭載開始 (目標) | | ▲ 2024年度中開始 (目標) | | |
| マイナンバーカードと運転免許証との一体化 | | | | | ▲ 2025年度中開始 (目標) |

第2章 証券業におけるマイナンバー活用に関する現状

証券会社や銀行（公共債、投資信託）などの有価証券口座やデリバティブ取引口座（以下、有価証券口座）については、2016年1月のマイナンバー制度開始時点から、顧客からのマイナンバー取得・税関連書類へのマイナンバー記載が義務付けられた（当初3年間の猶予期間、その後2021年末まで延長）。

有価証券口座に関し、証券会社等は、税関連の各種業務におけるマイナンバー対応が必要となる。主な業務は、以下の通りである。

- ・ 国外公社債等の利子等の支払調書作成・提出
- ・ 配当、剰余金の分配、金銭の分配および基金利息の支払調書作成・提出
- ・ 投資信託または特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書作成・提出
- ・ オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書作成・提出
- ・ 株式等の譲渡の対価等の支払調書作成・提出
- ・ 特定口座年間取引報告書作成・提出
- ・ 非課税口座年間取引報告書作成・提出 等

上記のような支払調書等へのマイナンバー記載のため、証券会社等は、有価証券口座の開設時に顧客からマイナンバーを申告してもらう必要がある。

英国 (United Kingdom)

1. 英国における国民 ID 制度概要

(1) 国民ID制度の概要

英国では、統一的な識別子で個人情報管理されることへの国民の懸念が根強いことから、行政分野における国民情報の管理においては中央集権的な識別子による管理ではなく、各政策領域で異なった識別子を使用するセパレートモデルが採用されている。

行政分野で使用される代表的な識別子としては下表に掲げるものが存在し、当初、国民保険料の納付状況や給付金請求等を正確に記録することを目的に導入され、その後、歳入関税庁による源泉徴収制度の納税者番号としても使用されることになった「国民保険番号」(National Insurance Number, NINO) が個人の識別のために最も一般的に使われている。

表2 英国における代表的な識別子

| ID名 | 目的 | 付番対象者 |
|---|--|---|
| 国民保険番号 (National Insurance Number, NINO) | 源泉徴収による国民保険料および税金の納付状況、給付金の請求等を正確に記録すること | 英国で生まれた居住者、英国で就労する外国人 |
| 国民医療制度番号 (National Health Service Number, NHS番号) | 医療分野において、国民(患者)を正しく識別し、診療・処方に関する記録を管理・照合すること | 国民医療制度(NHS)対象者全員(英国居住者、6ヵ月以上英国に滞在する外国人) |
| 税務参照番号 (Unique Taxpayer Reference, UTR) | 納税者に関する情報を管理すること | 所得税が源泉徴収されず、納税申告(Self-Assessment)が必要な納税者(法人・個人) |

(出典) 歳入関税庁(HMRC)資料より野村総合研究所作成

(2) 国民保険番号の取得等について

① 付番対象者

英国の国民保険番号は、国民保険の対象者（原則として16歳以上の一定の所得のある被用者および自営業者）に付番される。

<参考2：英国の国民保険制度の概要>

英国では、年金、疾病、出産、失業、労災等を包括した給付制度からなる国民保険制度を構築している。国民保険制度に基づく給付金は、国民保険基金（National Insurance Fund, NIF）を財源としているが、その原資のほとんどは被用者および事業主等が納付する国民保険料からなり、16歳以上の一定の所得のある被用者および自営業者は原則として国民保険への加入義務が課せられており、国民保険料の納付義務が課せられている。

② 付番方法

英国に居住する者への付番方法として最も一般的なのは、児童参照番号(Child Reference Number, CRN)の引き継ぎであろう。これは歳入関税庁と労働年金省が児童手当を管理するために児童ごとに番号を付番しており、その児童が15歳9ヵ月になった時点で当該番号が自動的に国民保険番号へ変更され、歳入関税庁から当該児童に通知されるからである⁸。

また、上記の方法のほか、英国で就労する外国人など後から国民保険番号が必要となった場合は、労働年金省に申請することにより取得が可能である。その場合、国民保険番号の取得に際して身元を証明する必要があるため、各国の発行するパスポート、生体認証居住許可証（Biometric Residence Permit, BRP）などが利用できる。これらの身分証明書を所有していない場合、申請時に本人であることを証明するために面談が必要となる場合がある⁹。

③ 番号の構成

国民保険番号はアルファベット2文字、数字6文字、それにA、B、C、Dのいずれかの文字で構成されており、“QQ123456A”のような形をとる。個人には1つの国民保険番号が与えられ、一度割り当てられた番号は生涯変わらない¹⁰。

⁸ <https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/national-insurance-manual/nim39305>

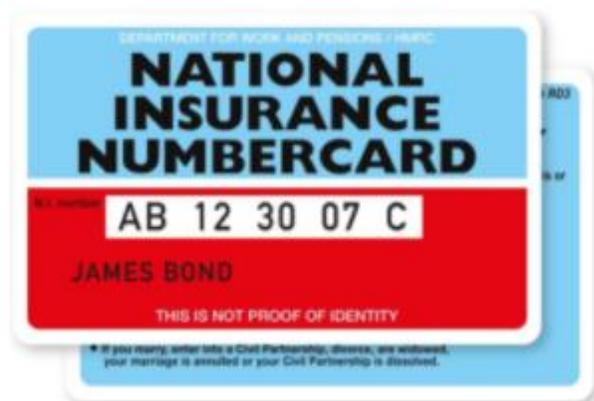
⁹ <https://www.nidirect.gov.uk/articles/national-insurance-numbers>

¹⁰ <https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/national-insurance-manual/nim39105>

④ カードについて

2011年までは、前面に番号が記載されたクレジットカードサイズのプラスチック製の国民保険カードが発行されていた（図1参照）。このカードは、身分証明書としては使われず、番号の記憶のためのみに利用されていたこともあり、2010年9月以降に物理カードは段階的に廃止され、2011年10月に発行が終了した。現在は国民保険番号が付番されると、歳入関税庁からの書類により自身の国民保険番号が通知される。

図1 国民保険カード



(出典) Aberdeen University 「National Insurance Number」
(<https://www.ausa.org.uk/ausaadvice/employability/natins/>)

(3) 国民保険番号の使用範囲

当初、国民保険番号は国民保険制度において、国民保険料の納付、給付金の請求等を正確に記録することを目的に創設された。その後、国民保険料が単一の定額保険料から所得比例となり、その徴収も所得税と共に源泉徴収により一括徴収する仕組みとなる過程において、源泉徴収制度における納税者番号としても使用されるようになった。

上記のような国民保険制度の制度改正を経て、現状、国民保険番号は、徴税業務および国民保険料の徴収業務等を担う歳入関税庁と年金や失業手当などの給付金支給業務等を担う労働年金省の下、国民が支払う税金や国民保険料、または税額控除等の情報を正しく記録するために利用されている。

先述の通り、英国における国民保険料徴収は、所得税と共に歳入関税庁が一括徴収する仕組みを取っているが、保険料納付義務のある被用者については、事業主による源泉徴収が行われ歳入関税庁に納付されることとなる。そのため、被用者は事業主の求めに応じ自身の国民保険番号を通告す

ることが求められ、また、事業主は、被用者の国民保険番号を確認し、原則給与から所得税と国民保険料を源泉徴収（Pay As You Earn, PAYE）し、歳入関税庁へ毎年納付する義務がある¹¹。

また、後述のように、選挙権の確認時、学生ローンの申し込み時、個人貯蓄用口座（ISA）開設時などに国民保険番号が必要となる¹²。

<参考3：国民保険番号以外のID>

なお、国民保険番号は納税者番号として全ての国民に一般的に使用されているわけではない。表2に記載の通り、確定申告が必要な自営業者等の納税者には税務参照番号（Unique Taxpayer Reference, UTR）という別の番号が与えられ、これが納税申告の参照番号として使われている。また、英国においては、国民保険制度とは別に税金を財源とする国民保健サービス（National Health Service, NHS）が展開されており、全国民を対象に原則無料で医療を提供している。その際の識別子として国民医療制度番号（NHS番号）が利用されており、医療分野における国民（患者）を正しく識別子、診療・処方に関する記録の管理に役立っている。

(4) 国民保険番号利用に関する規則

国民保険番号の目的は、源泉徴収による国民保険料の納付、給付金の請求等を正確に記録することであることから、社会保険および税の分野でのみ利用される。そのため、番号の利用範囲は極めて限定的であり、民間企業における国民保険番号の利用に言及する法律も存在しない¹³。

<参考4：英国における統一的な国民IDの導入と失敗>

前述のように、英国には全行政分野で共通的に利用できる国民IDは存在しないが、過去に国民ID導入を試みたことがある。最初は、第二次世界大戦中の1939年であり、国民登録法（National Registration Act）が制定された。同法では子供を含め、全ての国民にIDカードの携帯を義務付けていたが、1952年に廃止された¹⁴。その後、2000年代に入り、米国における同時多発テロの発生や個人情報の盗用・偽造による公共サービスの不正受給などが問題となり、再び個人を正確に確認する手段としての国民IDの必要性が高まった。2006年制定の身分証明書法（Identity Cards Act 2006）は、労働党政権下で導入され、英国に在住す

¹¹ https://www.jil.go.jp/institute/siryō/2008/documents/049_01.pdf

¹² <https://www.gov.uk/national-insurance/your-national-insurance-number>

¹³ Tina Bannerman 氏インタビュー情報より。

¹⁴ <https://www.bbc.com/news/uk-politics-33756783>

る 16 歳以上の個人について、生体認証を含む個人情報をも国民 ID 登録簿（National Identity Register, NIR）に登録し、個人に ID 登録番号（National Identity Register Number）を付与すると共に、これに基づく ID カードを発行するというものであった。

2008 年 11 月には外国人（EEA 域外）向けの滞在許可として生体認証 ID カード（Biometric Residence Permit, BPR）が発行され、2009 年 11 月にはマンチェスターで先行して一部住民向け ID カードが発行された。しかしながら、システム構築にかかる費用対効果が不透明であったことや、政府による管理・監視社会に対する強い危機感、個人情報流出に対する懸念などもあり、2010 年に同制度に反対してきた保守党・自由党の連立政権が成立したことで、身分証明書法は廃止となった¹⁵。カードの発行枚数は約 15,000 枚に過ぎず、全てのカードが無効となった。

2. 証券業における国民保険番号の活用状況

(1) 英国における証券業の概要

(a) 金融機関の分類および関連規制

英国における金融機関は、金融サービスおよび市場について規定する金融サービス市場法（Financial Services and Markets Act）による規制の対象であり同法における許可を受けずに規制対象事業を営むことは禁止されている。

同法の規制対象事業として、預金取扱金融機関（銀行、住宅金融組合、信用組合）、投資会社、保険会社などが挙げられ、日本における証券会社は投資会社に該当し、同法の対象とされている。同法において投資会社は、

- ① 第三者に対する 1 つまたは複数の投資サービスの提供を常時、業として行っている者、あるいはいずれかの投資活動を職業的に実施している者
- ② EU 法の金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive, MiFID）上の投資サービス会社（MiFID investment firm）、または仮に EEA 域内に本店を置いているとすれば金融商品市場指令上の投資サービス会社に該当する者

と定義されており¹⁶、主に、投資商品のディーリング、投資商品取引のアレンジ、投資商品に関する助言等を行うが、投資会社の業務範囲についての制限はない。なお、英国では、ユニバーサルバ

¹⁵ <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11717.pdf>

¹⁶ <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/kaigaiseido.pdf>

ンク制度をとっており、預金取扱金融機関は、本体、子会社および持株会社のいずれにおいても証券業務などの他業を行うことができる。

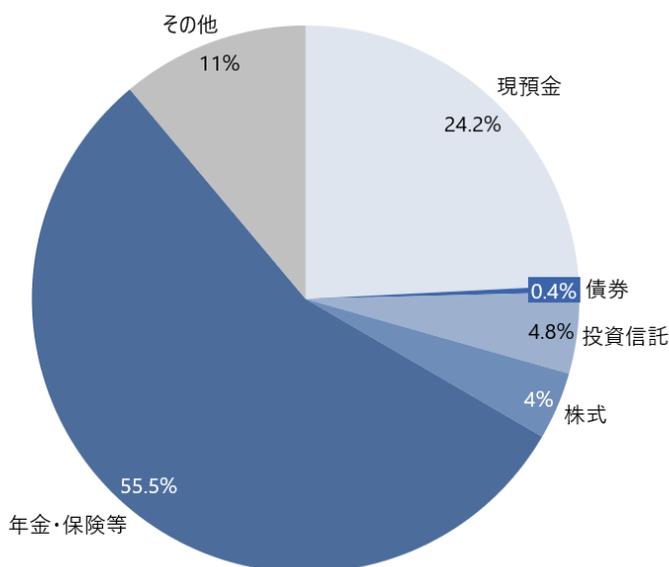
同法において、投資会社は、金融事業者による業務上の行為の監督を担う金融行為監督機構（Financial Conduct Authority, FCA）の監督下に置かれ、同機構による業務行為規制を遵守することとなる。

(b) リテール証券業の概要

① 個人投資家の主な動向について

英国における個人金融資産は、現預金（24.2%）や債券（0.4%）、投資信託（4.8%）、株式（4%）などの投資商品と比較して、年金・保険等（55.5%）のウェイトが高いことが特徴である¹⁷。なお、年金・保険を通じて株式や投資信託を間接的に一定割合保有しているとされる。

図2 英国の個人金融資産の内訳



（出典）金融庁「安定的な資産形成に向けた取り組み（金融税制・リテラシー関連）」（2018年）

¹⁷ <http://www.camri.or.jp/files/libs/384/201703271232247169.pdf>

英国においては、個人投資家が投資信託等の投資商品を購入する場合、フィナンシャル・アドバイザー（FA）に相談しアドバイスを受けることが一般的であるが¹⁸、近年では、個人投資家がファンドプラットフォーム（後述）経由で直接購入するケースが増えている¹⁹。いずれにしろ、日本のように投資会社（証券会社）から直接アドバイスを受けるケースは限定的である。

また、日本において個人投資家が投資をする場合には、証券会社に口座を開き取引をする方法が一般的であるが、英国においては、日本と同じように投資会社（証券会社）に口座開設をした上で取引をする方法と、ファンドプラットフォームと呼ばれる証券会社以外の業者に口座を開き取引する方法が存在する。

表3 リテール証券における主なプレーヤー

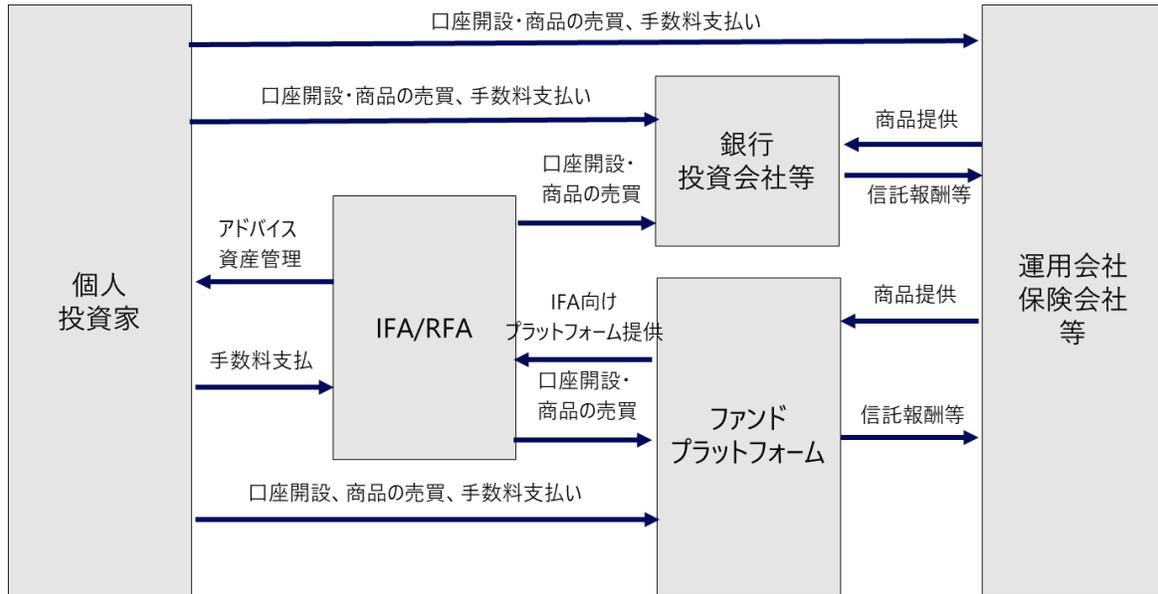
| 主なプレーヤー | 役割・機能 | 取扱商品 | 法規制など |
|-----------------------|------------------------------|-----------------------------|--|
| IFA（独立系フィナンシャルアドバイザー） | 資産運用に関するアドバイス、取引仲介 | 複数会社の投資信託、保険、債券など | （法人の場合）金融サービス市場法によりFCAによる認可が必要 |
| RFA（限定アドバイザー） | | 所属金融機関グループの金融商品（投資信託、株、債券等） | RFAが所属する金融機関は、金融サービス市場法によりFCAによる認可が必要 融 |
| 投資会社（証券会社） | 口座開設、商品販売、決済やポートフォリオ管理、IFA支援 | | 金融サービス市場法によりFCAによる認可が必要 |
| ファンドプラットフォーム | | 複数会社の投資信託、保険、債券など | |

（出典）FCA 資料等より野村総合研究所作成

¹⁸ 投資信託を購入する場合、約80%以上がFAに相談をされるとされる。残りはファンドプラットフォーム等の直販（2019年時点）
https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190729.pdf

¹⁹ <http://www.camri.or.jp/files/libs/384/201703271232247169.pdf>

図3 個人投資家の投資商品購入スキーム



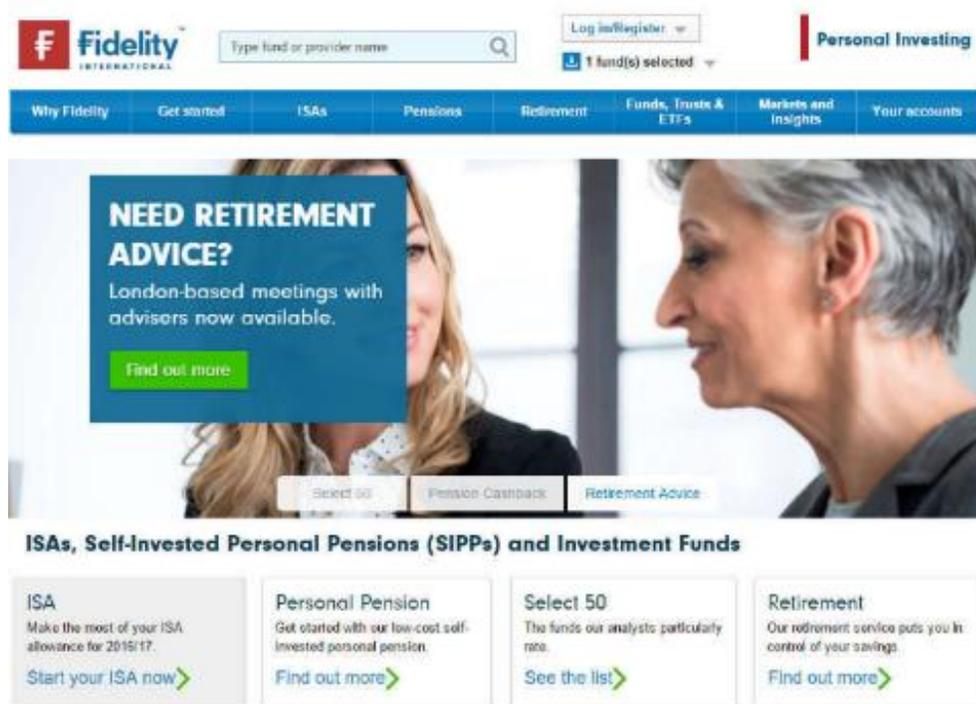
(出典) FCA 資料等より野村総合研究所作成

<参考5：英国のファンドプラットフォームの位置付け等について>

英国には、ファンドプラットフォームと呼ばれる投資信託の総合プラットフォームが存在する。これは、複数の運用会社の投資信託や保険、債券などの売買や管理、情報提供をインターネットベースで行い、低コストでサービスを提供するものである。1つのプラットフォームで幅広い投資商品を参照、購入できることから、近年ファンドプラットフォームを利用する人は増加している。ファンドプラットフォームは、銀行や投資会社と同様に金融サービス市場法の規制対象であり、投資会社等と同様に FCA より認可を受ける必要がある。口座開設手続き、投資商品の取引仲介、決済やポートフォリオ管理といった業務を担うことが多く²⁰、Hargreaves Lansdown の提供する“Vantage”や、Fidelity Investment の提供する“FundsNetwork”が英国最大規模のファンドプラットフォームである。

²⁰ https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/publication/kinyu_itf/2017/11/itf_201711_5.pdf

図4 FundsNetwork のフロントページ



(出典) Fidelity Investment FundsNetwork
(<https://www.fidelity.co.uk/>)

<参考6：ファンドプラットフォームのトレンド>

ファンドプラットフォームは、個人投資家が投資信託を選ぶ上でのガイダンスツールとしても、利用されている。なかでも、IFAに相談せずに自分で投資信託を購入する人たちは、ファンドプラットフォームのガイダンスツールを利用する。例えば、Fidelity Investmentの“FundsNetwork”では、投資初心者に対して、ポートフォリオをつくるツールやリスクを測定する機能等が提供されている。購入可能なファンドは150本程度用意されており、定期的な監視を実施し、年に4回ほど見直しを行う。オープン・アーキテクチャなので、Fidelity Investment以外の投信も含まれる一方、経験豊かな個人投資家には、全てのファンドの詳細データを提供し、自分で投資信託を選べるようにしている。²¹

② FAを通じた売買について

○ FAの種類

²¹ <https://diamond.jp/articles/-/41622?page=2>

FA は、大きく独立系フィナンシャルアドバイザー（Independent Financial Adviser, IFA）と限定アドバイザー（Restricted Financial Adviser, RFA）の2種類が存在し、特に英国では IFA の利用割合が非常に大きい。IFA は、特定の金融機関だけでなく広汎な範囲の金融商品を選択範囲として、顧客のニーズに基づいて投資アドバイスを提供することを特徴としており、特に保険・投資信託等の販売に強みを持つ。彼らの多くは、小規模な IFA 法人に所属し、地域密着型の活動を行っている。また、RFA は、特定の投資会社に所属し、その所属先の商品のみを扱うアドバイザーである。

○ FA を通じた売買の方法

投資商品の取引において最も多いケースである IFA 経由の場合、個人投資家は IFA に手数料を支払い、IFA が契約する投資会社等に口座を開設する。IFA がファンドプラットフォームと契約している場合は、ファンドプラットフォーム経由で取引を行うケースもある。

<参考7：個人貯蓄口座（Individual Savings Accounts, ISA）>

英国のISA制度は、1999年に貯蓄率の引き上げを目的とし、前身である個人持株制度（Personal Equity Plan, PEP）と免税特別貯蓄口座（Tax Exempt Special Savings Account, TESSA）を整理・統合する形で導入された。開始当初は、10年間の時限措置とされたが、広く国民に普及したことを踏まえて、2008年に恒久化が実現している。国民のライフステージに合わせた資産形成支援制度の充実の観点から、各種プランが拡充されている。ISAからの受取利息や配当金などの収入は非課税であり、また元本増加に対するキャピタルゲイン税も免除される。

表4 英国 ISA 制度概要

| | 株式型ISA | 預金型ISA | イノベーティブ ファイナンスISA | ライフタイム ISA |
|--------|---------------------------|----------------|----------------------|-----------------------------------|
| 導入時期 | 1999年4月6日 | | 2016年4月6日 | 2017年4月6日 |
| 口座開設者 | 満18歳以上の 居住者 | 満16歳以上の 居住者 | 満18歳以上の居 住者 | 18歳以上40歳未 満の居住者等 ²² |
| 口座開設期間 | 当初は10年であったが、 2008年に恒久化 | | 恒久 | 開設後、50歳の 誕生日を迎える まで |

²² 初回の持ち家購入および退職に向けての貯蓄・投資に用途限定。

| | | | | |
|--------|--|---------|-------------------------|----------------|
| 非課税期間 | 恒久 | | | |
| 対象商品 | 株式、債券、投資信託、保険等 | 預金、MMF等 | Peer to peer Loan 現金 | 株式、債券、投資信託、保険等 |
| 非課税対象 | 配当、譲渡益、 利子等 | 利子 | 利子等 | 配当、譲渡益、 利子等 |
| 拠出限度額 | 株式型、預金型、イノベティブ・ファイナンスISAおよびライフタイムISAの合計で 20,000 ポンドまで (2020年度) ²³ | | | |
| スイッチング | 可能 | | | |

(出典) 日本証券業協会「英国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査 (2016年)」等より野村総合研究所作成

英国においては、ISA口座を利用した投資の存在感が大きい。当初時限措置として導入されたものの2008年度に恒久化されたこと、株式ISA等選択可能な口座種別が豊富であること等の理由により、個人投資家が安心してISAを長期の資産形成プランに組み入れられるようになり、ISA口座を保有する人の割合は増加し続けている。現在では、約2400万人がISA口座を保有しており、成人人口の約半数がISAの口座を保有すると言われる。

(2) 証券業における国民保険番号利用事例

投資会社を含む金融機関における国民保険番号の利用は、規制対応である。2018年1月に施行された第2次金融商品市場指令 (Markets in Financial Instruments Directive 2, MiFID2)²⁴では、金融市場の透明性向上、投資家保護等を目的に、投資会社等の金融機関に対して特定の個人と金融商品取引をより正確に紐付けて管理・監視することを求める。全ての金融商品取引について、ガイドラインに基づき、各国の監督当局 (英国の場合はFCA) に報告する必要があると定めており、その報告項目には各国の国民識別子 (英国の場合は国民保険番号) を明記する必要がある²⁵。これによりFCAは、複数金融機関での取引を国民保険番号で紐付け、個人単位で取引の管理・監視をすること

²³ ライフタイムISAについては、個人の積立は年4000英ポンド/約52万円を上限 (月額の上限なし)。積み立てた額の25%相当を英国政府が補助金 (bonus/賞与・手当) として支給。

²⁴ MiFID2は2007年に施行されたMiFID (金融商品市場指令) 制定以降に生じたアルゴリズム取引など市場環境を取り巻く変化への対応や、デリバティブ取引に関するルール導入、株式以外の金融商品への規制適用など投資家保護の強化と市場の透明性向上を図るために策定された。

²⁵ <https://www.esma.europa.eu/document/guidelines-transaction-reporting-order-record-keeping-and-clock-synchronisation-under-mifid>

が可能となる。なお、この義務は投資会社のみには適用されるのではなく、銀行や保険会社も含めた幅広い金融機関を対象とする²⁶。

<参考 8 : ISA 口座における国民保険番号利用>

英国の国民の多くが保有する ISA 口座に関しては、口座開設時に国民保険番号の取得が必須である。下記は、Hargreaves Lansdown が運営するファンドプラットフォーム (Vantage) 上での ISA 口座開設ページである。申し込みフォーム内の個人情報の項目内には、氏名、生年月日、住所情報に加えて、国民保険番号の記載が求められている。

図 5 “Vantage”口座開設フォーム

Online ISA application

Declaration Open your ISA Investment Choice Account Options

Existing clients

If you already have online access to your Vantage account or have registered with us, please [log in before you apply](#).

Your details

Name: Please select.. Forename Surname

Date of birth: / /

National Insurance number: I do not have a National Insurance number

Nationality: UK Non-UK Multiple Nationalities

House number or name:

Postcode:

Email address:

Main telephone number: and / or

Mobile telephone number:

Add money

(出典) Hargreaves Lansdown Online ISA Application

(https://online.hl.co.uk/apply/vantage_application_isa/ticket/431110/account/22)

歳入関税庁より認可を受けた銀行や投資会社等の金融機関 (ISA Manager²⁷) は、ISA 口座に関する税務申告書を提出する必要がある、この申請書上には国民保険番号の記載が求

²⁶ <https://corporatefinanceinstitute.com/resources/knowledge/finance/mifid-ii/>

²⁷ <https://www.gov.uk/guidance/apply-to-be-an-isa-manager>

められている。歳入関税庁は、国民保険番号ごとの口座保有状況や複数口座にわたる ISA の拠出上限額の状況について確認を実施している²⁸。また、国民保険番号を利用することで、個人投資家の所得収入に関する情報紐付けが可能となり、歳入関税庁は ISA 口座保有者に関する各種統計調査等にも活用している。ISA に関しては、以下の 3 種類の申告書を提出する必要がある、この申請書上には国民保険番号の記載が求められている。

- ・ ISA25 (Stats) : 税務年度中における現金および株式 ISA 口座への入金総額と、ISA 口座数を記載する。
- ・ ISA14 (Stats) : 税務年度末における現金および株式 ISA 口座の市場価値の合計と、株式の投資商品明細を記載する。
- ・ ISACOM 100 : 休眠中の ISA 口座も含めた全ての口座の詳細を歳入関税庁へ報告するための書類であり、ISA の種別、市場価値など税務年度中に引き受けた口座に関する情報と口座保有者の個人情報を記載する²⁹。

3. 民間分野における国民保険番号の利用状況

(a) 教育

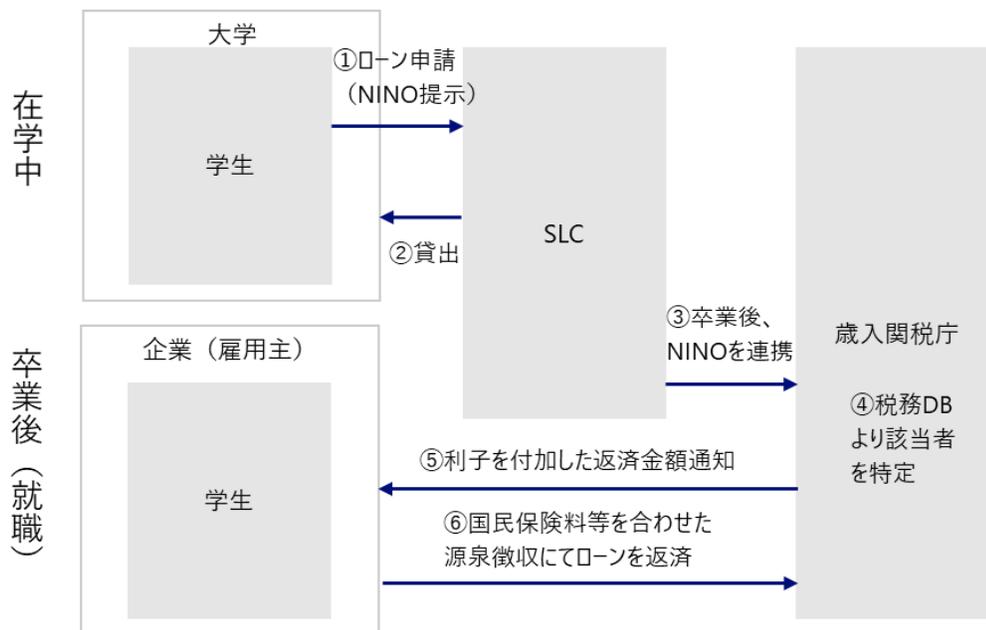
英国では、大学の授業料等を支援するための政府系組織によるローン制度（学生ローン）が存在しているが、当該ローンが、返済額が所得により決定するなど所得に連動した返済方式（Income Contingent Repayment, ICR）となっていること、また、実際の返済方法が、所得税・国民保険料の源泉徴収もしくは確定申告と併せて歳入関税庁が一括して行っていることから、当該ローンの管理には国民保険番号が利用されており、申請時から当該番号を必要としている。

²⁸Tina Bannerman 氏インタビュー情報より。

²⁹https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/894771/ISA_Statistics_Release_June_2020.pdf

<参考9：英国の学生ローン利用における国民保険番号利用>

図6 学生ローン返済の仕組み



(出典) 日本学生支援機構資料より野村総合研究所作成

- ① 当該ローン制度を実施するのは、英国のカレッジや大学に通う学生へのローンや助成金を管理する非営利の政府系組織である Student Loans Company (SLC) であり、英国在住の学生が SLC にローンの申請をする際には、国民保険番号を提示する必要がある、SLC は、国民保険番号の提示がない場合は申請を受け付けない³⁰。
- ② 上記申請に基づき、SLC は生活費ローン (Maintenance Loan) と授業料ローン (Tuition Fee Loan) の支給額を決定し、貸し出しを実施。
- ③ SLC は学生が卒業すると学生の氏名と国民保険番号を歳入関税庁へ通知する。
- ④ 歳入関税庁は、SLC から通知された国民保険番号と氏名情報を使い、管理する税務データベースから該当者を特定し、該当者が被用者である場合、雇用主に連絡をし、その者の給与から返済額を天引きするように指示。

(b) 選挙人登録

³⁰ https://www.jasso.go.jp/statistics/_icsFiles/afieldfile/2021/03/09/ch5_studenloanuk.pdf

英国では、選挙において投票するためにはあらかじめ選挙人名簿に登録する必要があり、当該登録において、選挙人が申請した居住地が歳入関税庁と労働年金省に登録された居住地と一致しているか確認するために国民保険番号が利用される³¹。

<参考 10：英国の選挙人名簿の登録における国民保険番号の利用方法>

- ・英国では、国民代表法（Representation of the People Act）により、各自治体の議会により任命された選挙登録官（Electoral Registration Officer, ERO）は、選挙人名簿を作成し保持する義務を負っており、選挙登録官は、国民からの選挙人登録申請に基づき、氏名、住所等に加えて国民保険番号を取得する。
- ・選挙登録官は、取得した国民保険番号を用いて、歳入関税庁と労働年金省が保有する国民データと照合を行い、選挙人が申請した居住地が歳入関税庁と労働年金省に登録された居住地と一致しているか確認する。
- ・なお、選挙人名簿の登録において国民保険番号の申告を前提にしているものの必須ではなく、そのほかの身分証明書により登録を行うことも可能であるが、申告できない理由の説明が求められたり、手続きが遅延するなどといった影響が出る。

4. 国民 ID の利活用に関する課題

前述の通り、英国においては広く行政分野・民間分野で利用できる統一的な国民 ID が存在しない。過去には、指紋や顔写真のデータ、住所、氏名をデータベース化し、それに基づいた ID カードを発行することで統一的な国民 ID を創設する取り組みもあったものの、個人情報の一元管理によるプライバシーへの懸念等による国民の抵抗を受け頓挫しており、実現には至っていない。近年は、GOV.UK Verify³²といった民間企業との協業によるデジタル ID についての取り組みも見られるが、極めて初期の取り組みでありその方向性については、今後の議論によるところが大きい。そのため、英国においては、税や社会保障分野で利用されている国民保険番号が今後も国民 ID として限定的な分野であるものの継続して利用されていくものと考えられる。

³¹ https://www.legislation.gov.uk/ssi/2020/62/pdfs/ssiod_20200062_en.pdf

³² オンラインで行政サービスを利用するにあたり、政府の認定を受けた複数の ID プロバイダーのなかから、利用者自身が使用する認証サービスを選択する英国の仕組みである。

スウェーデン (Sweden)

1. スウェーデンにおける国民ID 制度概要

(1) 国民ID制度の概要

スウェーデンでは、行政分野における国民情報の管理において、中央集権的に各政策領域で共通する番号を使用するフラットモデル³³が採用されており、当該識別子として1947年に導入された個人識別番号 (Personal Identity Number, PIN) が利用されている³⁴。

個人識別番号はその目的を住民の居住関係を把握し、住民の本人確認や家族関係等の状況に関する情報を正確に記録することとしており、当初、個人識別番号を利用した住民登録簿は教会によって管理されていたが、下表のような変遷をたどり、現在では住民登録法 (Population Registration Act) の下、国税庁が住民登録に関する全責任を負うことになった。

表5 スウェーデンにおける代表的な識別子

| ID名 | 目的 | 付番対象者 |
|--|---------------------------------------|--------------------------|
| 個人識別番号 (Personal Identity Number, PIN) | 住民の居住関係を確定し、住民の本人確認や家族関係等の状況に関する情報を記録 | 全国民とスウェーデンに12ヵ月以上居住する外国人 |

(出典) Swedish Tax Agency資料より野村総合研究所作成

³³ フラットモデルは、各政策領域で同一の番号を使用するシンプルな仕組みであり、高い利便性の実現が可能である一方で情報流出の影響が大きい。セパレートモデルは、政策領域ごとに異なる番号等を管理するモデルであり、個人情報保護の観点では利点となるがそれぞれの情報は相互に利用できないため情報連携に関する問題が発生する可能性がある。セクトラルモデルは、セパレートモデルと同様、政策領域ごとに番号等を管理するモデルである。業務別の個別番号等が分野共通番号等と紐付けられ、分野間での情報連携の際には分野共通番号等を他の分野共通番号等に変換して情報を連携する。

³⁴ スウェーデンにおける個人識別番号は、一国の総居住人口を対象とした世界では初めての個人番号システムであったとされる。

表 6 住民登録の変遷

| 年 | 出来事 |
|-------|-------------------------------------|
| 1571年 | 税金徴収の効率化のため、教会による住民管理が開始。 |
| 1686年 | 住民登録方法が全国で統一される。 |
| 1947年 | 住民登録情報を基本として、本格的な個人認証番号（PIN）が導入される。 |
| 1966年 | 住民登録を電子化。 |
| 1991年 | 住民登録事務を教会から国税庁へ移管。 |

（出典）Swedish Tax Agency資料より野村総合研究所作成

（2）個人識別番号の取得等

① 付番対象

全国民とスウェーデンに12ヵ月以上居住する外国人³⁵に対して付番される。

② 付番方法

個人識別番号の付番は、出生時の届け出により行われる。同国で出生した場合、病院から税務署への出生記録の送付や、両親による税務署への新生児の氏名の提出（3ヵ月以内）といった制度が存在し、個人識別番号を管理する国税庁は、これらの情報に基づき住民登録がなされた新生児に対して個人識別番号を付番する。上記のほか、外国からスウェーデンへ移住し、1年以上居住する場合は、税務署での申請により住民登録簿への登録、個人識別番号の取得が可能である。

なお、個人識別番号は生涯不変であり、転居、結婚、改姓などで変化することはない。しかし、子供の生年月日や性別の登録が誤って記録された場合等、番号が変更される場合がある。法的性別を変更した者に対しても、新しい法的性別を反映した新しい個人識別番号が発行される。

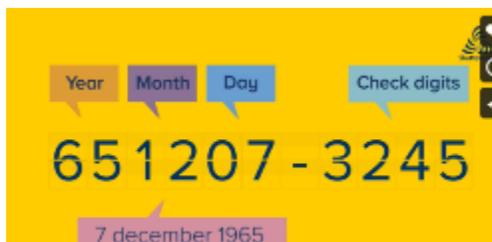
③ 番号の構成

個人識別番号は、個人の生年月日6桁と、続く4桁の数字で構成されており、フォーマットはYYMMDD-XXXXとなっている。後ろの4桁は、生年月日の直後に生まれた場所の行政区＋性別が3

³⁵ 1年未満の滞在などスウェーデンに住民登録をせずに居住する者などについては、個人識別番号ではなくコーディネーション番号（Coordination numbers）が付され、行政側での情報管理に用いられる。

桁の数字で構成される。最後の数字はチェックデジットである。生年月日と出生番号から自動的に算出され、出生データと3桁の数字が正しいことを確認するための数字である³⁶。

図7 個人識別番号の構成



(出典) Swedish Tax Agency 「Personal identity numbers and coordination numbers」
(<https://www.skatteverket.se/privat/folkbokforing/personnummer.4.3810a01c150939e893f18c29.html>)

④ 物理カード

個人識別番号の情報が記載されている代表的なカードとして以下の2つが挙げられるが、いずれも利用者からの申請により交付される。なお、以下のカードはいずれも公的身分証明書として利用可能なカードである。

1つは、国税庁が発行する国民IDカードである。スウェーデン居住者として住民登録簿に登録されていること、13歳以上であること³⁷、パスポート等で身元証明ができることが必要である。国民IDカードには、電子IDカードとして機能するよう、接触型ICチップが埋め込まれており、さらに裏面右下には、印刷されたデータのデジタル表示と所持者の顔写真を収めた非接触型RFIDチップも埋め込まれている。また、ICチップには、BankIDの電子証明書を格納している。

2つ目は、警察庁が発行する国民IDカードである。スウェーデン国籍を保持すること、スウェーデンの住民登録簿に登録されていること、18歳以上である場合に本人の申請により取得が可能である。このカードは5年間有効で、警察署での申請により取得が可能である。申請者が有効なスウェーデンの身分証明書を所持していない場合、申請者の近親者、雇用者、自治体職員などに同行してもらわなければならない。このカードは、英国などの一部を除くEU諸国において身分証明書として利用が可能である³⁸。

³⁶ <https://web.archive.org/web/20150125104044/https://www.skatteverket.se/download/18.8dcbbe4142d38302d74be9/1387372677650/717B06.pdf>

³⁷ 18歳未満の場合は、専用のフォームによる親の同意が必要。 <https://ssc.nemoq.se/Booking/Booking/Index/SSC>

³⁸ なお、国税庁が発行する国民IDカードはスウェーデン国内でのみ有効である。

図8 国民IDカード①（国税庁発行）



(出典) Swedish Tax Agency 「Living in Sweden/ID card」

図9 国民IDカード②（警察庁発行）



(出典) Council of the European Union 「PRADO-Sweden」

(3) 国民IDの利用範囲

住民登録簿には、個人識別番号、氏名、住所、教区、婚姻状況と婚姻時期、両親、子供、配偶者、出生地、市民権、秘密事項、出入国、移住など³⁹様々な情報が記録されている。さらに、国税庁などの各行政機関の保有する情報⁴⁰は、個人識別番号と紐付けた形で管理されており、個人識別

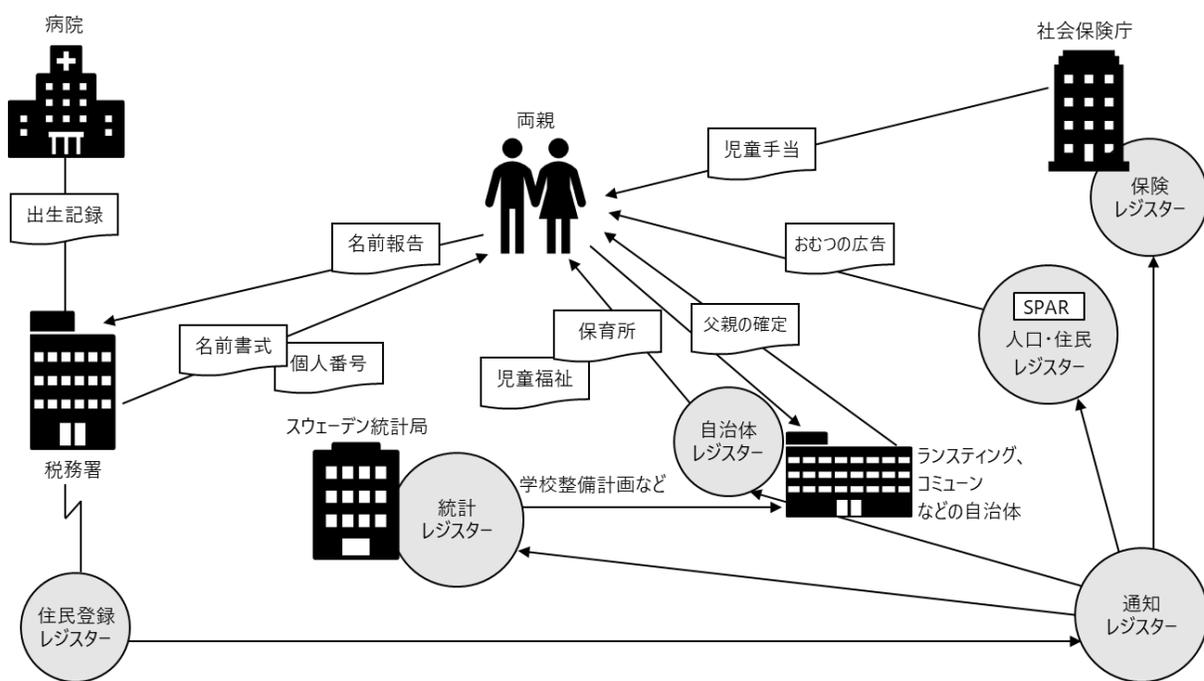
³⁹ https://aceproject.org/main/samples/vr/vry_swe1.pdf

⁴⁰ その対象は、納税、社会保険、福祉、失業保険、郵便、不動産登記、教育、選挙、統計調査等にわたる。

番号を用いることで住民登録簿と相互に連携する仕組みが整備されている。つまり、個人識別番号は、行政機関間の情報連携時において最も重要な識別子として使用される⁴¹。

例えば、出生による新たな個人の登録や、住所情報の変更が行われると、国税庁配下の地方税務署から住民登録簿（住民登録レジスター）へ情報が登録される。すると、通知レジスター（Notification Register）を通じて国や地方の関係行政機関に情報が連携される。通知レジスターの情報は地方税務署での情報届け出・更新に伴い毎日更新されており、関係行政機関に対して、新しい情報が毎週通知されている。情報連携を受けた機関は、それらの情報を基に、住民へのプッシュ型の各種通知サービスや、社会保障給付の自動給付を行う⁴²など、利便性の高い行政サービス提供を実現している。

図 10 情報連携の仕組み



（出典）日本総合研究所「共通番号制度導入への道筋」（2011年）

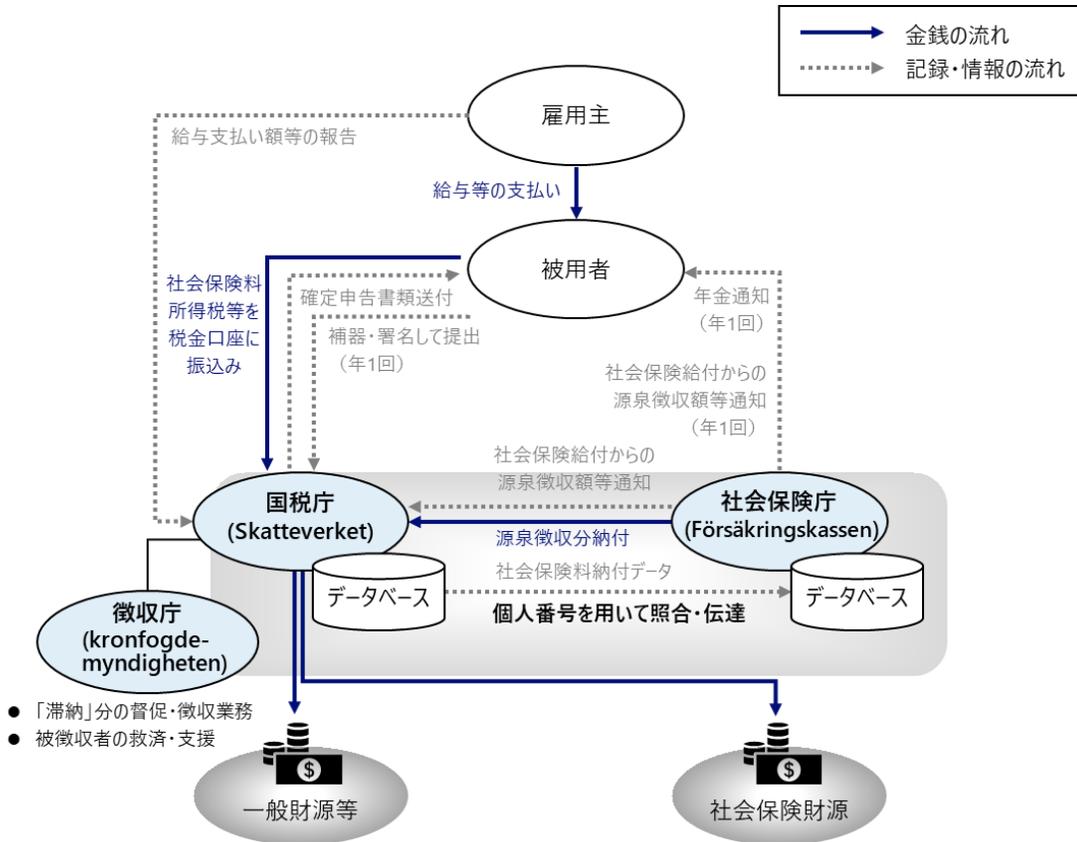
個人識別番号を利用した行政サービス間の情報連携の例としては、国税庁および社会保険庁の間での個人識別番号を用いた以下のような相互の情報の伝達・照合が挙げられ、これにより国税庁による社会保険料および所得税の一括徴収が可能となっている。

⁴¹ <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC2773709/>

⁴² 子供が出生した場合、通知レジスターからの情報を受け、自治体は、託児所、児童福祉サービスの案内を両親に送る。社会保険庁は、両親からの申請がなくとも通知された情報を基に自動的に児童手当を給付する。

- ・社会保険庁側では、社会保険給付に関する源泉徴収情報等について個人識別番号を用いて国税庁へ連携する。
- ・国税庁は、雇用主からの給与支払い情報等に基づき社会保険料および所得税を被用者から一括で徴収し、個人識別番号を用いて社会保険料の徴税記録を社会保険庁へ連携する。

図 11 スウェーデンにおける徴税の仕組み



(出典) 野村総合研究所「社会保障から見た番号制度への期待」(2010年)

<参考11：税金口座>

スウェーデンでは、税金や社会保険料の振込用専用口座（税金口座）が設けられており、法人、個人とも、それぞれ1口座を保有することになっている。事業主や個人は、その税務口座に税金や社会保険料を振り込むことで納税を実施する。

また、スウェーデンの確定申告は、税務署があらかじめ個人識別番号によって事業者、証券会社、保険会社等の民間企業から収集した所得情報等に基づき、税額や還付額などを前もって記入するプレプリント（記入済み申告書）方式である。個人識別番号により行政機関および民間企業の保有する所得に関する情報を集約することが可能であるためにこの方式が実現可能である。確定申告書を受け取った国民は、内容に誤りがあれば、変更申請を行い、誤りがなければそのままオンライン上で署名して返送するだけで、確定申告が完了する⁴³。

このような個人識別番号を用いた情報連携は民間企業でも活用されている。例えば、住所情報に変更があった際には、引越し後1週間以内に新住所を税務署に知らせることが義務付けられているが、その住所変更においても、個人識別番号を利用した効率的な方法が採用されている。それが国税庁、郵便局、民間郵便会社の協力事業として運営される住所変更サイトであるAdressändring上での住所変更手続きであり、国民がこのサイト上で転居前の住所および転居後の住所を個人識別番号と併せて入力すると、変更された住所情報は、個人識別番号をキーとして、政府の保有する住民登録簿の情報に加えて、後述するSPARを通じて銀行、証券会社、保険会社など民間企業等の住所情報に反映される仕組みとなっている。

図 12 住所変更サイトのイメージ



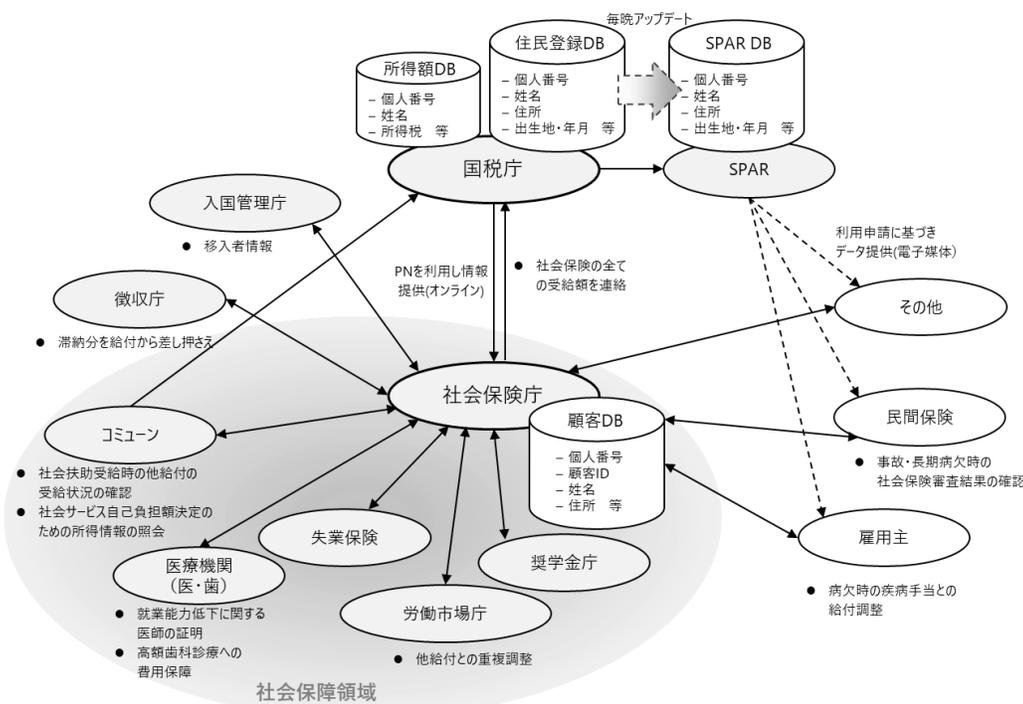
(出典) Adressändring (<https://www.adressandring.se/>)

民間企業の個人識別番号の利用の中心は SPAR（Swedish Personal Address Register）である。SPAR の目的は、プライバシーを保護しつつ、効率的な方法で個人データを民間企業へ電子的に提供することであり、そのデータは、国税庁の管理する住民登録簿からの情報で毎日更新されている。SPAR は、その法的根拠を国家個人住所登録簿に関する法律とし、同法は民間企業からの申請

⁴³ キャピタルゲインについては、その取得価額等は未記入であるため、納税者自身による記入等が必要となる。

に応じて SPAR から電子形式で情報を提供する権限を与えている。約 300 社の企業が SPAR のサービスを利用して、自社の顧客データを最新に更新するほか、ダイレクトマーケティング、広報に使用するために個人データを取得しており、これらの企業の中には、銀行、保険会社、国内の信用調査会社などが含まれる。SPAR から民間企業に提供される情報は、氏名、個人識別番号、誕生日、住所、居住地、死亡日である⁴⁴。全ての情報が提供されるわけではなく必要に応じて一部のみが提供される。なお、自身の情報についてこうした利用を避けたい個人は、SPAR に自分の情報のブロックを依頼する、あるいはダイレクト広告をオプトアウトすることも可能であり、その場合、個人の情報が第三者に開示されることはない。

図 13 SPAR を介した民間企業への情報連携の仕組み



(出典) 野村総合研究所「社会保障から見た番号制度への期待」(2010年)

⁴⁴ https://www.tokyozeirishikai.or.jp/common/pdf/tax_accoutant/international/se_kensyusisatuhoukokusyo.pdf

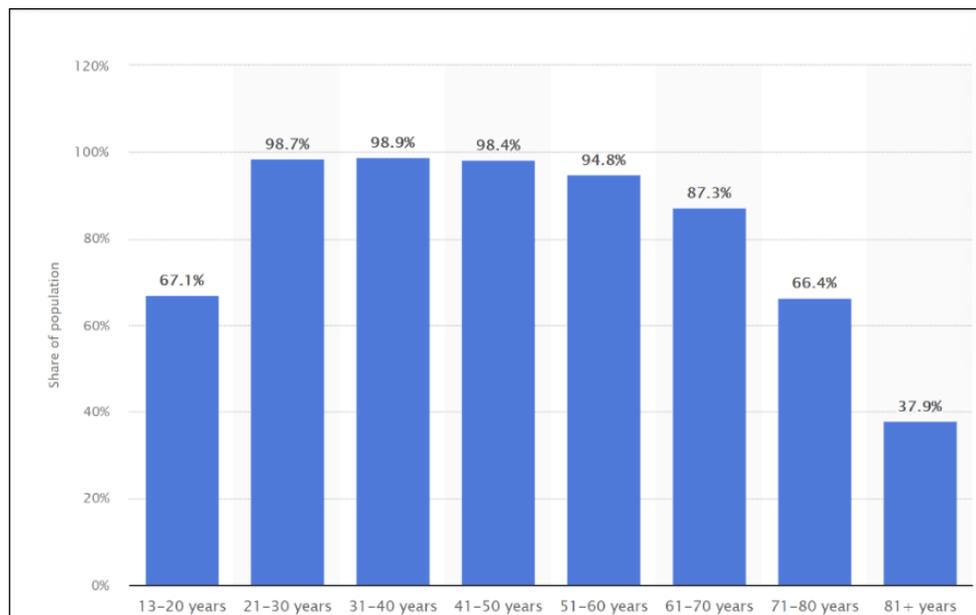
<参考 12：デジタル個人認証基盤「BankID」>

前述の確定申告手続き等の行政サービスは基本的にオンラインで利用可能であるが、スウェーデンでは、こういったオンラインで各種申請や手続きを行う際に重要となる本人認証の手段として「BankID」が広く利用されている。

(1) BankID の概要

BankID は、2003 年に国内大手銀行 7 社のコンソーシアム「Finansiell ID-Teknik BID AB」により開発された。個人識別番号に氏名・電子証明書（認証用・証明用）を統合したもので、銀行口座と紐付けされている。人口 1000 万人ほどのスウェーデンにおいて、800 万人が利用しており、年代別では 20～60 代までの約 9 割が BankID を保有している。行政手続きを中心に 2020 年には、50 億回利用されたと言われる⁴⁵。

図 14 BankID の保有率（年代別）



(出典) Swedish Tax Agency 「Share of population with a BankID in Sweden in 2020, by age group」

BankID は、パスポート、運転免許証などの物理的な身分証明書に匹敵する電子身分証明書であり、BankID で作成された電子署名は物理的な署名と同等の法的な拘束力をもつ⁴⁶。

(2) BankID の取得方法

⁴⁵ <https://www.bankid.com/en/om-oss/statistik>

⁴⁶ <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11717.pdf>

BankID は、BankID を発行する銀行（Danske Bank、SwedeBank、Handelsbanken、ICA Banken、Länsförsäkringar Bank、Nordea 等）で発行可能である。身分証明書等を提示し本人確認を実施した上で、個人識別番号を提供することで取得が可能である⁴⁷。多くの場合は、口座開設時に本人確認を実施し、BankID も併せて取得する。年齢制限は発行会社によって異なるが、ほとんどの会社では、18 歳（親の同意を得た場合は 13 歳）から BankID を発行することが可能である。

(3) BankID の利用方法

例えば、BankID を用いて個人認証を行い、インターネットバンキングサイトを利用する場合は以下のようなプロセスをたどる⁴⁸。

- ① インターネットバンキングサイト上でログイン方法として BankID を選択する
- ② BankID のログイン画面で個人識別番号を入力する（図 14、左図）
- ③ ウェブサイトがモバイル BankID による本人確認を要求する
- ④ 携帯電話のモバイル BankID アプリを開き本人確認を行う（指紋または PIN コードを使用）（図 14、右図）
- ⑤ 本人確認に成功したことをウェブサイトが確認する
- ⑥ 認証が行われ、ウェブサイトを利用可能となる

(4) BankID 利用拡大の変遷

2003 年に最初の BankID がファイル形式で発行され、税務署等の行政機関が先行導入し、普及が進んだ。2006 年には、自治体や民間企業が BankID を使ったサービスを拡大し、初めて 1 カ月間の利用回数が 200 万回を超えた⁴⁹。2010 年には、携帯電話向けに Mobile BankID がリリースされ、2017 年頃には、Mobile BankID が BankID の主な認証手段となり、BankID の 25 億件の取引の 95% が Mobile BankID に置き換わった。2011 年、スウェーデン最大の銀行である Nordea がこのスキームへの参加を決定したことで、BankID は大きく前進した。Nordea が BankID を発行してから 1 年以内に、BankID の利用者は 380 万人から 700 万人に増え、BankID はスウェーデンにおける事実上の標準的な認証基盤となった⁵⁰。

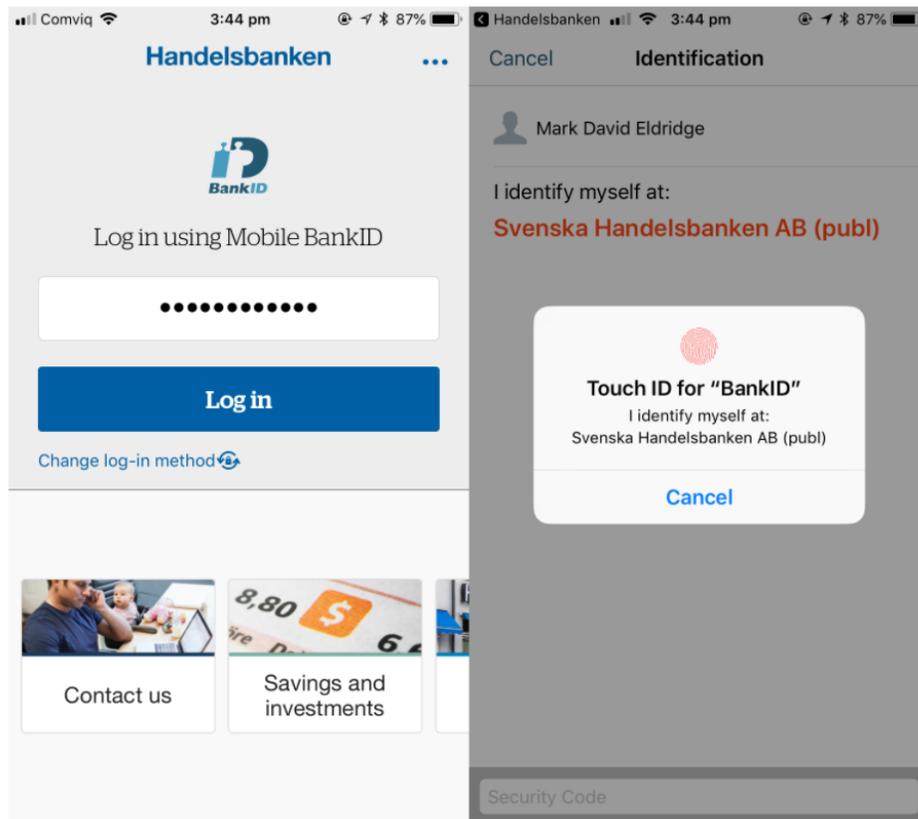
⁴⁷ <https://www.bankid.com/en/privat/skaffa-bankid>

⁴⁸ <https://markeldo.com/Web-Authentication-Bank-ID-and-the-death-of-the-password/>

⁴⁹ <https://www.bankid.com/en/om-oss/historia>

⁵⁰ <https://www.computerweekly.com/news/252463291/Electronic-ID-in-the-Nordics-a-model-for-other-countries>

図 15 BankID の利用画面



(出典) Web Authentication, BankID, and the death of passwords

(<https://markeldo.com/Web-Authentication-Bank-ID-and-the-death-of-the-password/>)

(4) 国民IDの利用に関する規則

スウェーデンにおいて、官民間問わず個人識別番号を含む個人情報を取り扱う場合には、1998年に制定されたデータ保護法に従い、以下の目的に限ってのみ利用が可能となっている。

- ①当該機関の行う事業の目的に沿った利用である場合（この場合、本人の同意は不要）
- ②本人の身元確認の必要がある場合
- ③そのほか、①②に準ずる場合

また、スウェーデンでは、個人情報の管理・活用状況に関する監査、不服申請への対応、相談窓口であるコールセンターの運営等を司る第三者委員会として、データ検査委員会（The Data Inspection Board）が設置されている。これは、個人情報がコンピューター処理される場合に個人の尊厳を守ることを使命とした独立性の高い第三者委員会であり、監査対象は、データ検査委員会自

体で決定、もしくは個人からの訴えに基づく不適切な状態が判明した場合、業務停止や罰金を科すことができる。

2. 証券業における国民IDの活用状況

(1) スウェーデンにおける証券業の概要

(a) 金融機関の分類および関連規制

スウェーデンでは、金融監督局（Swedish Financial Supervisory Authority, FSA）の下、銀行、証券会社、保険会社等の金融機関が存在する。また、銀行が証券業を兼営するユニバーサルバンキング形態が可能であり、Handelsbanken（ハンデルス銀行）、Swedbank（スウェドバンク）といった大手銀行において証券サービスが提供されている。近年では、オンライン取引サービスを専門に提供するAvanza Bank⁵¹やオンライン専業の証券会社であるNordnet⁵²等のプレーヤーの存在感が増している。

証券業を営む金融機関に適用される主な法律は証券市場法であり、そのほかにもマネーロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する法律（Act on Measures against Money Laundering and Terrorist Financing）や個人情報保護法などが存在する。

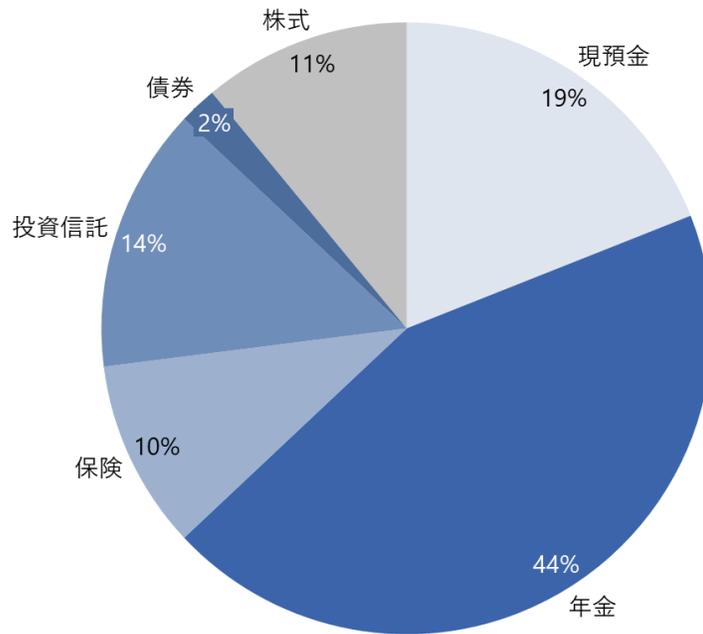
(b) リテール証券業の概要

スウェーデンにおける個人金融資産の内訳は、2020年時点において、現預金19%、年金44%、投資信託14%、保険10%、債券2%、株式11%と、年金や現預金比率が高いことが特徴である。

⁵¹ <https://www.avanza.se/start>

⁵² <https://www.nordnet.se/se>

図 16 スウェーデンの個人資産の内訳



(出典) 欧州ファンド・資産運用協会 (EFAMA) 「Household Participation in Capital Markets」
(2020年)

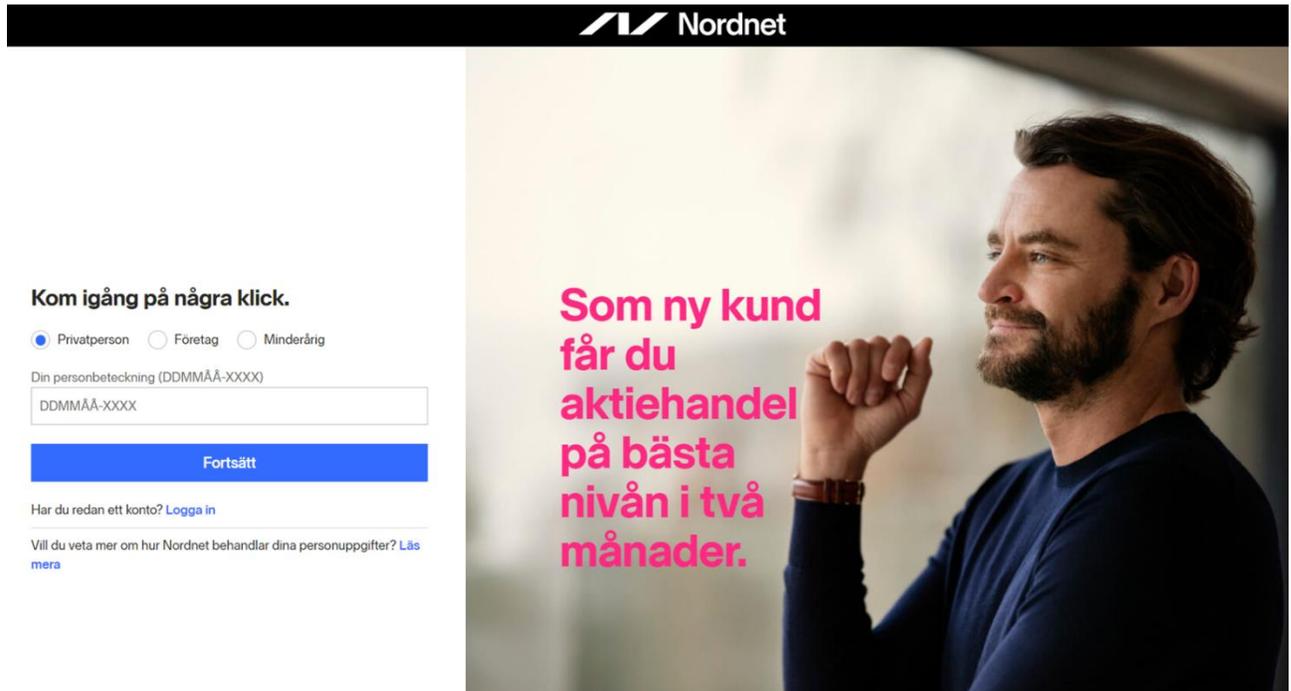
スウェーデンには、独立したフィナンシャルアドバイザー (IFA) が普及していないことから、投資商品に関する相談は、金融機関に所属するアドバイザー経由で実施することが一般的である。近年は、口座開設や取引もオンラインチャネルが中心となっている⁵³。

(2) 証券業における国民ID利用事例

証券業における個人識別番号の利用用途は主に、税務報告時の識別子と住所等の情報連携時の識別子である。口座を開設しようとする場合、個人情報の提供項目の1つとして個人識別番号が求められる。以下は、オンライン専門のNordnetの口座開設画面であるが、手続きの最初のプロセスとして個人識別番号の入力が求められる。

⁵³ 店舗への訪問客減少に伴い、この6年間でスウェーデンにおける銀行の3分の1の店舗が閉鎖されたとされる。

図 17 Nordnet の口座開設画面



(出典) Nordnet

(<https://www.nordnet.se/onboarding?clientId=level-up&clientUrl=/se/kunskap/ny-kund>)

また、本人確認として、氏名、生年月日、出生地、鮮明な写真、本人署名、有効期限、発行国が記載されている身分証明書についてオンライン上で画像をアップロードすることが必要である。多くの場合は、パスポート、国民IDカード、運転免許証が利用される。また、確認書類と住所が異なる場合、公共料金の請求書や銀行等の金融機関から送付される書類等を追加で渡すこともある。

これらのように口座開設時には、まず個人識別番号を入力し、本人確認のための必要書類をオンライン上で提出することが求められるが、既にBankIDを保有する場合、BankIDの本人確認によって口座開設が可能である。

取得された個人識別番号の利用用途は主に、税務報告時の識別子と住所等の情報連携時の識別子である。税務報告について、金融機関は、証券取引履歴等の情報について個人識別番号と共に国税庁へ提出する。国税庁は、個人識別番号ごとに全てのデータを収集し、プレプリント（記入済み申告書）方式の確定申告書を作成した上で、それを税務署のウェブサイト上もしくは書類で個人宛てに送付する。

また、証券会社は、前述の SPAR を通じて顧客の住所情報を最新状態に保つことが可能である。スウェーデン市民が引越しに伴い住所変更をする場合、前述の住所変更サイトより住所情報の変更

を行い変更された住所情報は SPAR へ連携される。証券会社は、口座開設時に取得した顧客の個人識別番号を氏名や住所の情報と共に管理しており、定期的に SPAR に対して情報提供を求めることができる⁵⁴。こういった仕組みにより、証券会社は、顧客の最新情報を効率的に取得することが可能である。

3. 民間分野における国民IDの利用状況

ヘルスケア・医療

医療機関における個人識別番号の用途は、患者の医療記録を記録・追跡することである。スウェーデンでは、ランスタング（県）単位で電子カルテ、医療ネットワークを整備しており、全国レベルで医療情報連携システムとして連携を推進している。いずれにおいても個人識別番号で医療情報を識別している。さらに、疾病ごとのデータベースを整備しており、個人識別番号によって名寄せ、集約し、研究目的で活用されている⁵⁵。医師、看護師、作業療法士などの様々な医療従事者にとっては、自身の担当する患者を識別する際の手段となる。

4. 国民IDの利活用に関する課題と今後

1947年の導入以降、個人識別番号は個人の本人確認や様々な情報の管理に使われており、公的機関ばかりでなく民間事業者もサービスの手続き時などに番号を要求するなど、個人識別番号の利用は国民にとって当然のことと受け入れられている。日常生活のなかで個人識別番号が必要となる場面が多く、国民の抵抗感もそれほど強くないことから、デジタルIDに個人識別情報やそれに付随する情報が紐付けられることに対する受容性も高い。それは、政府における透明性確保に対する意識の高さや、そうした政府に対する国民の信頼と理解といったスウェーデン社会の特性によるものであるとも指摘できる。

スウェーデンは、世界で最初に情報公開制度（プレス自由法）⁵⁶が成立した国でもある。政府は、高福祉国家を成立させるためには国民の高負担に対する理解が不可欠であるとして、情報公開と公平な手続きを徹底し、国民の信頼を得てきたことも個人識別番号が広く利用される要因である

⁵⁴ SPAR からの情報提供は有料である。また、情報に変更されたことを通知するサービス（Aviseringstjänster）も有料で利用可能。

⁵⁵ https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000051999.pdf

⁵⁶ 行政機関が保有する情報に、一般市民によるアクセスを保障する法律。情報公開法が保障する「知る権利」に基づき、一般市民が行政機関が保有する情報を請求し、これらの情報を自由に、また最小限の費用で得る権利があることが明文化されている。また基本的に行政機関には、率先して情報を開示し公開を促進する義務が課されている。

と言える。今後も、個人識別番号をキーに、国民や民間企業に対して利便性の高い行政サービスの提供を推進する方向は変わらないと見られる。

デンマーク (Denmark)

1. デンマークにおける国民 ID 制度

(1) 国民 ID 制度の概要

デンマークでは、行政分野における国民情報の管理において、中央集権的に各政策領域で共通する識別子番号を使用するフラットモデルが採用されており、当該識別子として1968年の市民登録制度 (Central Persons Registration, CPR) 創設に伴い導入されたCPR番号が利用されている。

CPR は、市民登録制度法 (Civil Registration System Act) ⁵⁷を根拠にするものであり、国民の居住地を含む個人情報に関する情報管理の効率化、徴税の効率化を目的⁵⁸に、全ての自治体の住民登録情報を1つにまとめるデータベース (登録簿) として創設された。このデータベース (登録簿) には、名前、住所、誕生日、出生地、国籍などが登録されており、このデータベースにおける識別子が CPR 番号と位置付けられている。なお、CPR は、内務省 (Ministry for Economic Affairs and the Interior) の個人番号中央管理局の管轄下で付番・管理されている ⁵⁹。

(2) CPR 番号の取得等について

① 付番対象者

デンマーク国民 (自治領であるグリーンランドを含む) およびデンマークに3ヵ月以上居住する外国人などに対しても付番される。

② 付番方法

デンマークで出生した場合には、出生時に病院が個人番号中央管理局へ出生登録を行い、その際に自動的に付番される。それ以外のデンマークに3ヵ月以上居住する外国人などについては、本人の申請により取得することが市民登録制度法により求められている。

⁵⁷ https://cpr.dk/media/17536/lovbekendtg_relse_eng_12070213.pdf

⁵⁸ デンマークでは、1924年から市民登録が行われていたが、CPRが創設された1968年までの間は、地方自治体の登録事務所における手作業により登録・更新等が行われていた。

⁵⁹ <https://econ.au.dk/the-national-centre-for-register-based-research/danish-registers/the-danish-civil-registration-system-cpr/browse>

③ 番号の構成

CPR 番号は、DDMMYY-SSSS という形式の 10 桁の数字で表示される。DDMMYY は、生年月日を表しており、SSSS は、固有のシーケンス番号である。1 桁目は生まれた世紀を表す。また、最後の桁は性別を示し、男性は奇数、女性は偶数となっている。例えば、CPR 番号 120363-6218 は、保有者が 1963 年 3 月 12 日に生まれ、女性であることを示している。

CPR 番号は、一度割り当てられると、その番号を生涯使い続けることになる。しかし、割り当てられた CPR 番号に誤りがあった場合（生年月日や性別の誤り等）や法的に性別を変更した場合は、新しい CPR 番号が割り当てられる。

④物理カード

CPR に居住者として登録されると、本人の氏名、住所、CPR 番号等⁶⁰が記載されている健康保険カード（sundhedskort）が作成され、郵送される⁶¹。この健康保険カードは、CPR 番号を提示するための手段として利用⁶²されるほか、ほとんどの検査と治療が無料とされているデンマークにおいて、医療機関を受診する際には提示が必須とされている。なお、健康保険カードには顔写真は表示されておらず、身分証明書として利用はできない。

図 18 健康保険カード（sundhedskort）



（出典）自治体国際化フォーラム「世界のマイナンバー」（2021 年）

⁶⁰ そのほか、本人の情報に加えて、主治医の氏名、住所、電話番号が記載されており、下部のバーコードをスキャンすると CPR 番号に紐づいた情報を参照することができる。

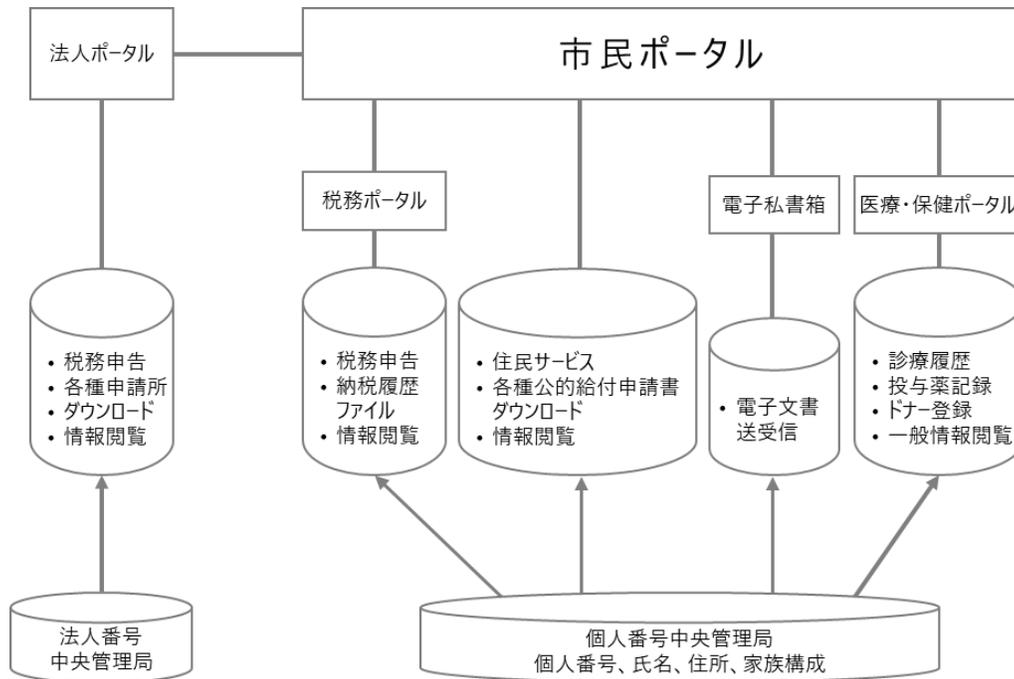
⁶¹ <https://cpr.dk/english/moving-to-denmark>

⁶² 健康保険カード以外に CPR 番号が掲載されている身分証明書として、運転免許証やパスポートがある。

(3) CPR 番号の利用範囲

前述のように、内務省の個人番号中央管理局では、デンマークに居住する者の氏名、生年月日、出生地、性別、住所、CPR 番号を住民登録簿として管理する⁶³。また、診察履歴や投薬情報といった医療・ヘルスケアに関連する情報や納税状況等の税務に関する情報については、それぞれの業務を管轄する社会保険庁や国税庁により分散する形で管理されており、CPR 番号をキーとして住民登録簿が管理する情報との突き合わせが可能となっている。各行政機関は、個人番号中央管理局の住民登録簿で管理する情報を必要とする場合、その都度アクセスして必要な個人情報を入手することが可能であり、各組織が管理する情報を一元化することは基本的に禁じられている⁶⁴。

図 19 デンマークの行政システム



(出典) 安岡美佳・鈴木優美「デンマーク電子政府への試み」(2010年)

⁶³ https://cpr.dk/media/12055/lovbekendtg_relse_eng_12070213.pdf

⁶⁴ 警察の捜査などに使う場合などは除く。

例えば、税務分野における利用について、国税庁は、給与・年金・寄付金など税金の計算に必要なデータを事業主である企業、銀行や証券会社等の金融機関などから CPR 番号と共に報告を受け、CPR 番号で個人ごとの情報を集計し、プレプリント（記入済み申告書）方式の確定申告書を作成する。この情報は、「skat.dk」と呼ばれる税務専用のポータルサイトを通じて国民へ通知され、通知を受け取った納税者は、国税庁が作成した文書の内容を確認、承認をするだけで確定申告の手続きが完了する^{65 66}。

また、医療・ヘルスケア分野においても同様に CPR 番号が重要な役割を果たしている。デンマークでは、地域の診療所（かかりつけ医）で診療など医療を受けることが通常であるが、ここでの診療情報や投薬情報は、CPR 番号と共に各診療機関で管理される。さらに各診療所の保有する情報は、CPR 番号を用いて、他の診療機関やより広域を担当する大規模な病院、国が保有する研究機関と共有される仕組みを構築している。また、自治体や国が保有する医療・ヘルスケアに関する情報を国民に向けて発信する「Sundhed.dk」というポータルサイトも整備されている。

<参考 13：情報の透明性を担保する仕組み>

住民登録簿や各行政機関により管理される個人情報、病院などのその情報を必要とする組織の担当者が簡単に確認できると同時に、本人も情報閲覧者の一覧を確認することができる。例えば、診療所の医師が、患者の過去の診察履歴や投薬情報を確認するとアクセスした履歴が残る。このようにデンマークでは、自身の情報が誰によっていつ閲覧されているかを確認できる透明性が高い仕組みが構築されている。

図 20 アクセス履歴の確認画面

⁶⁵ デンマークの社会保障制度の財源は税金で賄われるため、社会保険料は存在しない。

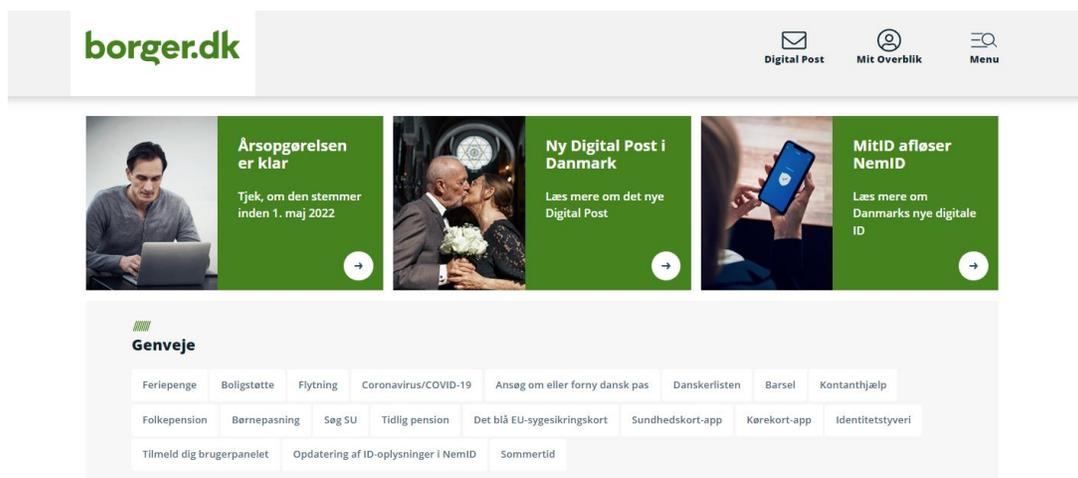
⁶⁶ キャピタルゲインについては、その取得価額等は未記入であるため、納税者自身による記入等が必要となる。



行政機関と個人番号中央管理局の間の情報連携が整備された結果、市民は CPR 番号を利用すれば、行政機関の保有する情報の閲覧や行政手続きを行うことが可能である。市民が行政サービスを利用する際には、市民ポータル「Borger.dk」が窓口の役割を果たす。Borger.dk は、2007 年に運用が開始され、マイページ上で複数の行政機関に蓄積されている個人や家族に関連する情報、過去の行政サービスに関する申請履歴、今後申請が必要な手続きおよびその期限、受け取る年金や申し込み可能な助成金等の情報が参照可能であり、申請手続きについても、Borger.dk からオンライン上で実施できる。

例えば、引越し等に伴う住所情報の手続きも Borger.dk から可能である。市民は、Borger.dk の引越し関連手続きページから、新住所の情報を登録する。変更後の住所情報は、個人番号中央管理局が管理する住民登録簿に連携され、CPR 番号をキーに他の行政機関、地方自治体などへ一括連携される。

図 21 Borger.dk のフロントページ



(出典) Borger.dk (<https://www.borger.dk/>)

また、後述の通り、顧客から CPR 番号を取得しており、個人情報の取得目的が妥当であると判断される金融機関等の民間企業では、同様に住民登録簿より情報を取得することが可能である⁶⁷。なお、こうした民間企業等へ情報を連携したくない場合については、同じく Borger.dk 上より情報連携を拒否することが可能である。

<参考 14：デンマークの電子政府の取り組み>

本文に記載の通り、デンマークでは、行政サービスの電子化が進んでいる。国連が隔年で発表する世界電子政府ランキングにおいても 2018 年、2020 年と 2 期連続で 1 位に選出されている。デンマークでの暮らしでは、行政の窓口を訪問する機会や、紙での書類提出を求められることはほぼない。ほとんどの行政手続きや納税手続きは、オンライン上で済ませることができる。国や市からの通知もオンライン上の電子私書箱に電子的に届き、保育園、幼稚園、学校など教育機関からの情報伝達もほとんどが専用アプリを通じて行われる。つまり、ほぼ全ての事務手続きやコミュニケーションをスマートフォンやパソコンで完了できる。

電子的に行政サービスを提供する機能として、市民ポータル「Borger.dk」に加えて、税務ポータル「Skat.dk」、医療ポータル「Sundhed.dk」等のサービスが展開されている。

⁶⁷ https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h24_04_houkoku.pdf

表7 電子政府の提供するサービス

| サービス名称 | 機能 | 概要 |
|------------|-----------|---|
| Borger.dk | 市民ポータル | 政府・地方自治体等の公共サービスや情報を提供する市民のワンストップ窓口。 |
| NemKonto | 公共決済口座 | CPR 番号に紐付く銀行口座で、年金や税金還付、給付金受け取りや支払いなど、公的セクターとの金銭のやり通りに使用。 |
| Virk.dk | 法人ポータル | ビジネスに関する情報提供や、企業の各種報告・申告、申請手続きを行うためのポータルサイト。 |
| Sundhed.dk | 医療・保健ポータル | 診察の予約、検査、結果の報告、電子処方箋や薬の処方履歴、カルテの閲覧等が可能。 |
| Skat.dk | 税務ポータル | 確定申告や税務関連の情報の閲覧が可能。 |
| e-Boks | 電子私書箱 | 行政機関や病院からの連絡を送る電子メールシステム。 |

(出典) 日本総合研究所「デンマークのデジタル・ガバメント」(2020年)等資料より野村総合研究所作成

<参考 15：デジタル個人認証基盤「NemID/MitID」>

(1) NemID の概要

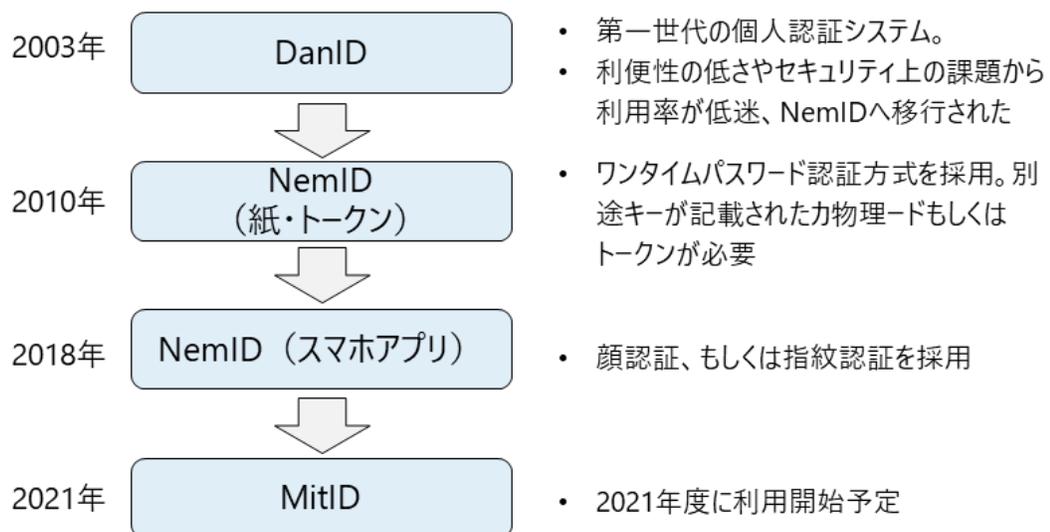
行政サービスの電子化が進んでいるデンマークにおいて、行政サービスへのログイン時には、個人基盤である NemID が利用される。NemID の特徴は以下の通りである。

- ・NemID は CPR 番号に紐付けられており⁶⁸、デンマークに住民登録がある 15 歳以上の住民は申請により取得可能である。
- ・NemID は、電子認証、電子署名機能を持ち、前述の市民ポータル「Borger.dk」をはじめとしたサービスに加えて、民間サービスへのログインにおいても利用され、2021 年時点で、利用者数約 510 万人、国民の利用率 97%、年間取引件数 7 億件とほぼ全てのデンマーク人が利用する認証システムである。

⁶⁸ NemID 利用者の多くが CPR 番号をユーザ ID として利用している (ユーザ ID を独自に設定することも可能)

- NemID は、デンマーク・デジタル局（The Danish Agency for Digitization）と金融機関における共同組織である Finance Denmark⁶⁹ とのパートナーシップによって生まれた。NemID サービスは、Nets DanID A/S 社によって運営されている。
- NemID が 2010 年に導入された際は、図 21 のような、クレジットカードの大きさに折りたたむことができる数字のペアが入った乱数表とトークンを利用する形態がとられていたが、2018 年以降、スマートフォンから NemID が利用可能（乱数表やトークンは不要）となり、現在、多くの人々は、アプリ版 NemID を利用し各種行政サービスや民間企業サービスの利用時に個人認証手段として利用する。なお、2021 年より、NemID で使用している技術の老朽化を受け、よりセキュリティを高めるために新しい電子本人認証・電子署名の仕組みである MitID⁷⁰が導入されている。

図 22 NemID の変遷



(出典) 日本総合研究所「デンマークのデジタル・ガバメント」(2020年)等より野村総合研究所作成

⁶⁹ <https://financedenmark.dk/about-us/> デンマークの銀行、住宅ローン貸付機関、資産運用会社、証券業、投資ファンド（約 70 組織）の共同組織。

⁷⁰ MitID は、2021 年 10 月から 2022 年を通して、徐々に展開される予定であり、NemID ユーザーは、MitID に移行することが求められるが、移行期間中は NemID と MitID の併用が可能である。MitID でも、ユーザーID とパスワードで 2 段階認証であることは変わらない。前述の紙の乱数表は廃止され、MitID ではアプリ、コードビューアー、チップ、コードリーダーの 4 種類での利用が可能となる。

図 23 MitID の利用方法



(出典) 安岡美佳「デンマークの新しい個人認証システム: MitID」(2021 年)

(2) NemID の利用方法

まず、行政サイト等のログイン画面で NemID でのログインを選択し、ユーザーID とパスワードを入力する。スマホアプリ側で認証依頼の通知がなされ、利用者はアプリ上で顔認証や指紋で本人認証を行う。アプリ上の認証を受けると、行政サイト上にリダイレクトされ、行政サイトへのログインが可能となる。

(4) 国民 ID の利用に関する規則

CPR 番号の収集、活用に関する規制として中心的な役割を果たすのは、市民登録制度法であり、行政機関における CPR 番号および紐付く個人情報について取り扱いが規定される⁷¹。また、2000 年に制定された個人データ処理に関する法律（個人データ処理法）においては、個人および民間機関に対しては、本人の同意等を前提に、以下の場合に利用可能としている⁷²。

- ・ 法律に規定があるとき
- ・ 本人が明示的に同意を与えているとき
- ・ CPR 番号が科学的または統計的目的のために利用されるとき
- ・ CPR 番号の開示が企業等の通常の業務の一環であるとき
- ・ CPR 番号の開示が個人の明確な身元確認にとって決定的に重要であるとき
- ・ CPR 番号の開示を公共機関から要求されたとき

さらに、個人データ処理法により、個人データの利用原則の定義、データ保護・データ利用原則の遵守に係る監視など、個人データの正しい運用についての管理・監督を行う中央独立機関として、データ保護庁が設置されている⁷³。

⁷¹ https://cpr.dk/media/12055/lovbekendtg_relse_eng_12070213.pdf

⁷² 診療情報の保護と有効活用 デンマークのレジスターベース研究を素材として

⁷³ なお、同機関は、個人や組織からの情報利用に関しての問い合わせや、不正報告の窓口にもなっている。

2. 証券業における国民 ID の活用状況

(1) デンマークにおける証券業の概要

(a) 金融機関の分類と関連規制

デンマークでは、金融監督局（Danish Financial Supervisory Authority, FSA）の下、銀行、証券会社、保険会社等の金融機関が存在する。証券会社は、提供するサービスや自己資金額に応じて金融監督局により認可を受ける。また、銀行が証券業を兼営するユニバーサルバンキング形態が可能であり、Dansk Bank や Nordea Bank といった大手銀行において証券サービスが提供されている。近年は、こういった大手銀行に加えて、オンライン取引サービスを専門に提供する Nordnet 等の証券会社の存在感が増している。証券業を営む金融機関に適用される法律は金融業法（The Financial Business Act）および資本市場法（The Capital Markets Act）である⁷⁴。そのほかにもマネーロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関する法律（Act on Measures against Money Laundering and Terrorist Financing）や個人情報保護法など、証券会社に適用される法律が存在する⁷⁵。

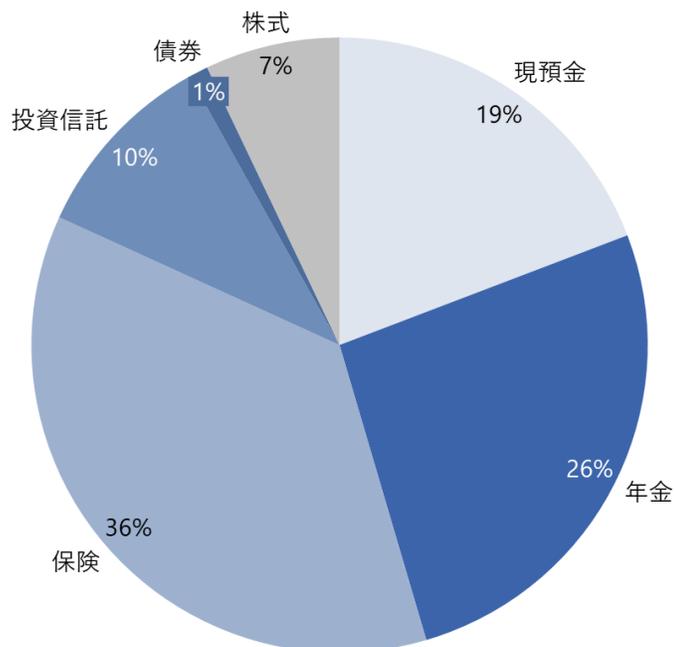
(b) リテール証券業の概要

デンマークにおける家計の金融資産の内訳は、2020 年時点で現預金 19%、年金 26%、保険 36%、投資信託 10%、債券 1%、株式 7%となっており、年金や保険商品の比率が高く、投資信託や株式などの投資商品の存在感はそこまで高くないことが特徴である。

⁷⁴ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=9a1b96e2-5db9-4ad6-b35f-db3f2490654d>

⁷⁵ <https://www.dfsa.dk/Rules-and-Practice/Guidance-on-alternative-investments>

図 24 デンマークの個人資産の内訳



(出典) 欧州ファンド・資産運用協会 (EFAMA) 「Household Participation in Capital Markets」 (2020 年)

デンマークにおいては、米国、英国において広く認知される独立アドバイザーは目立った存在ではなく、個人投資家が投資商品を購入する場合は、金融機関に所属するアドバイザーに相談することが一般的である。行政関連手続きがオンラインで実施可能であるように、金融機関における口座開設や取引についてもオンラインでの利用が主流であり、店舗に赴いて手続きを行うケースは非常に稀である。

(2) 証券業における CPR 番号の活用事例

証券業を含む金融機関における口座開設時においては、顧客の個人情報の取得と本人確認が必要となる。以下は、Dansk Bankの口座開設ページであるが、個人情報の中にCPR番号の記載が必須とされている。

図 25 Dansk Bank 口座開設ページ

Step 1 - Personal and contact information

Personal information

First and middle name(s) *

Last name *

Date of birth [dd/mm/yyyy] *

Danish CPR No. [ddmmyyxxxx] *

Gender *

City and country of birth *

Citizenship(s)

Country *

National identification number *
TIN - Tax Identification number or SSN - Social Security Number.
 Please use this [link](#) to find what type of document provides National Identification number

(出典) Dansk Bank

(<https://danskebank.dk/en/personal/become-a-customer/apply-for-account>)

また、本人確認書類として、パスポートや運転免許証等の顔写真付きのIDカードをオンライン上でアップロードする必要がある。ただし、昨今は、電子認証、電子署名機能を持つNemIDを使った本人確認も可能であることから、その場合は本人確認のための必要書類をオンライン上で提出することは不要である。

こうして取得されたCPR番号の利用用途は、主に税務報告時の識別子、また外部からの情報連携識別子である。まず、税務報告について、デンマークの金融機関は口座名義人の利息や支払い配当金等の情報についてCPR番号と共に税務当局へ報告することが義務付けられている。デンマーク国税庁は、これらの情報を基にCPR番号ごとに全てのデータを収集し、プレプリント（記入済み申告書）方式の確定申告書を作成した上で⁷⁶、税務署のウェブサイト（Skat.dk）上または書類で個人宛てに送付する⁷⁷。

また、デンマークにおいては、CPR番号を活用し、金融機関が住所など最新の顧客情報を保有する仕組みが構成されている。前述の通り、デンマークの市民が引越し等に伴いBorger.dkで住所情報を変更した場合、CPR番号をキーとしてその情報が他の行政機関、地方自治体に連携される。ま

⁷⁶ キャピタルゲインについては、その取得価額等は未記入であるため、納税者自身による記入等が必要となる。

⁷⁷ 通知を受け取った納税者は、国税庁が作成した文書の内容を確認、承認をするだけで確定申告の手続きが完了する。

た、Borger.dkに登録されている金融機関等の民間企業にも住民登録簿より情報を取得することが可能である。以下は、金融機関のウェブページであるが、住民登録簿（CPR番号で紐付け）から自動的に住所情報を取得することを利用者へ周知している。

図 26 氏名・住所情報の変更について



(出典) Dansk Bank

(<https://danskebank.dk/privat/find-hjaelp/mine-oplysninger/aendring-af-navn>)

このような住所等の情報を行政機関側（住民登録簿）から取得するためには、金融機関はBorger.dkに対して登録料を支払う必要があるが⁷⁸、市民からすれば、個々のサービスごとに住所情報の変更を実施する必要はないため、利便性は非常に高く、金融機関としても顧客の最新情報をほぼ自動的に取得できる仕組みであり利用が一般的となっている⁷⁹。

3. 民間分野における国民 ID の利用状況

(a) ヘルスケア

デンマークでは、国民の健康・医療に関する情報もCPR番号を利用して各医療機関が管理している。医療機関はCPR番号を利用し、患者の診察履歴、投薬履歴、病歴等の情報を確認しそれぞれの患者に対して適切な医療サービスを提供する。そのため、デンマークでは、医療機関を受診する際にはCPR番号が記載された健康保険カードを提示することが求められる。

⁷⁸ Kristian Sorenson 氏インタビュー情報より。

⁷⁹ Kristian Sorenson 氏インタビュー情報より。

また、国民はNemIDを利用して、医療健康情報ポータルである「Sundhed.dk」へアクセスすることができ、ここでは医療機関の受診歴、投薬情報、健康診断結果等の自身の健康に関するデータを参照することが可能である。

(b) 教育

デンマークでは、年度や教育機関を横断して全ての個人レベルの教育に関する情報をCPR番号と紐付け管理されている⁸⁰。例えば、学生登録情報（Student Register, SR）、学業達成情報（Academic Achievement Register, AAR）と呼ばれるデータベースでは、各個人の情報がCPR番号と共に登録されており、教育機関は毎年、入学状況、修了した教育レベル、試験に関する個人レベルの情報を登録する。

4. 国民IDの利活用に関する課題

デンマークにおいては、CPR番号およびそれと紐付くNemID、MitID等のデジタルIDが、行政、民間分野を問わず広く利用されており、国民へ高い利便性を提供している。さらに、行政機関におけるコスト削減を可能にし、政府機関間のデータ共有も促進しているとされる⁸¹。市民ポータル等の行政サービスに対する国民の満足度も高く、2020年には、行政ウェブサイトアクセスし、ソリューションを利用した市民の約91%がデジタルサービスに満足していた。デジタルで公共部門に情報を提出したことがある人の約72%が、手続きは簡単、あるいは非常に簡単と感じているといったデータもある⁸²。

一方、重要な個人情報がCPR番号と紐付けて管理されていることで、問題も生じている。例えば、雇用主が従業員のCPR番号を悪用し、社員の個人情報にアクセスするといった情報セキュリティに関連する事件がたびたび報道されているという。

こうした問題はあるものの、既に市民生活になくてはならない利便を提供しているCPR番号を中心とした仕組みは、今後も引き続きデンマークにおける情報基盤として利用されていくことは間違いない。例えば、新型コロナウイルス感染症の広がりの中においても、CPR番号は大きな役割を果たしている。各地において無料で実施されるPCR検査に関し、デンマークでは1日最大約15万人もの人々が

⁸⁰ <https://journals.sagepub.com/doi/pdf/10.1177/1403494810394715>

⁸¹ <https://d3pnpprk515r42.cloudfront.net/media/1245/presentation-denmark.pdf>

⁸² <https://en.digst.dk/news/news-archive/2020/december/people-in-denmark-confident-in-digital-communication-with-the-public-sector/>

検査を受けた。この際、CPR番号を予約時に伝えることで、検査結果はSundehed.dkへ72時間以内に送信され、オンライン上で確認することができる⁸³。

また、情報セキュリティへの懸念に対しては、情報へのアクセス権の明確化など、透明性の高い仕組みにすることが1つの対策となっている。CPR番号に登録された個人情報へのアクセスについて、誰がいつ実施したのか市民ひとりひとりが閲覧できるようになっている。さらに、何らかの事情で住所など個人情報を秘密にしておく必要がある場合、その措置を取ることも可能となっており、情報の連携を自らコントロールできる仕組みとなっている。

⁸³ http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_379/04_sp.pdf

米国 (United States of America)

1. 米国における国民 ID 制度の概要

(1) 国民 ID 制度の概要

米国においては、行政分野で使用される代表的な識別子としては下表に掲げるものが存在する。当初、社会保障制度の納付や給付を記録するために創設され、その後数々の法令改正と共にその利用範囲を拡大してきた社会保障番号 (Social Security Number, SSN) が事実上の国民 ID としての地位を確立している。

表 8 米国における代表的な識別子

| ID名 | 目的 | 付番対象者 |
|--|---------------------------------|--------------------------------------|
| 社会保障番号 (Social Security Number, SSN) | 労働者個人の生涯所得を把握し年金等社会保障の給付を管理すること | 米国国民、永住権所有者および国土安全省から就労許可を得た一時的な居住者 |
| 個人納税者番号 (Individual Tax identification Number, ITIN) | 所得税の徴収などの税務管理 | 納税義務はあるが社会保障番号を取得できない人 ⁸⁴ |

(出典) 在日米国大使館 HP 「ソーシャル・セキュリティ・ナンバーについて」等の資料より野村総合研究所作成

(2) 社会保障番号の取得等

①付番対象者

米国国民や米国の永住権所有者および国土安全省から就労許可を得た一時的な居住者に対して付番される。

② 付番方法

⁸⁴ 納税の報告義務はあるが SSN を取得することのできない場合を指す。主に、米国でタックスリターン (確定申告) を申請する必要がある場合、タックスリターン提出義務者の配偶者または扶養家族、米国でのビジネスに伴い銀行口座の開設が必要な場合、米国の投資会社、生命保険会社、金融機関より配当、年金、ロイヤリティー等を受け取る場合などが該当する。

社会保障番号の申請は、一般には子供の誕生時に行われる。州の人口統計局は、病院から出生登録データを含む申請書を受け取ると、その情報を社会保障庁に連携し、それを受けて社会保障庁が社会保障番号を発行し、社会保障カードを郵送することで保護者に通知する。

上記以外の場合は、社会保障庁にグリーンカードか滞在ビザ、有効期限内のパスポート、労働許可カード（I-766）か出入国滞在記録カード（I-94）を持参し、申請用紙（SS-5）に記入して申請することで取得できる。

社会保障番号は、基本的に生涯変更されることはなく、プログラムの開始以来、4億5000万件以上が発行されているとされる⁸⁵。

③番号の構成

社会保障番号は、“AAA-GG-SSSS”の9桁の数字形式となっており、大きく3つのパートに分けられる。最初の3数字は、地域番号であり申請者の居住する地域（州）に基づく。中間の2桁の番号は、発行グループ番号であり発行年を示す。最後の4桁は発行順の一連番号であり、0001から9999まで続き番号で発行される。

④物理カード

社会保障番号が付番された場合、番号が記載された社会保障カードが発行される。社会保障カードには、社会保障番号と直筆の署名が記載されているのみであるため、身分証明書としては機能しない。また、一般的には、社会保障番号を利用する場面でも、番号そのものを記入するか告げるだけでよく、社会保障番号カードそのものを提示する状況はほとんどない⁸⁶。

図 27 社会保障カード



(出典)ILLINOIS WESLEYAN UNIVERSITY 「Social Security card」

⁸⁵ <https://www.gov/history/hfaq.html>

⁸⁶ ただし、後述のような社会保障庁が有料で提供する社会保障番号検証サービス（Consent Based Social Security Number Verification (CBSV) Service）による確認や、誤った番号を申告した者に対しては一定の所得に対して一時的に課税（源泉徴収）するバックアップ源泉徴収の適用など、適切な番号の管理や適切な申告への動機づけ等を行っている。ペンシルベニア州の Real ID を取得するための証明では、申請者は物理的な社会保障カードを証拠として提示する必要がある。また、運転免許証取得に際し社会保障カードの提示を求める州もいくつかある。一部の大学では、留学生の雇用条件として社会保障カードの提示を求めている。

(<https://www.iwu.edu/international/social-security.html>)

<参考 16：米国で利用される身分証明書>

米国では、運転免許証や非運転者用州 ID カードが最も一般的な身分証明の手段である。非運転者用州 ID カードとは、運転免許証を持たない人用の身分証明書であり運転免許証と同じく陸運局が発行する。連邦政府が発行する米国パスポートも、身分証明書として受け入れられている。運転免許証と非運転者用州 ID カードは写真付きで、氏名、生年月日、性別、身長、目の色、住所が記載されている。

(3) 社会保障番号の利用範囲

先述の通り、当初、社会保障制度の納付や給付を記録するために創設された社会保障番号は、その後、数々の法令改正と共にその利用範囲を拡大し、行政機関の各記録管理システム間でのデータ交換のための識別子として機能している（表 9 参照）。

表 9 社会保障番号利用範囲の変遷

| 関連法律（年） | 利用範囲 | 詳細 |
|------------------|-----------------------------|---|
| 社会保障法 (1936年) | 社会保障 | <ul style="list-style-type: none"> 米国の労働者を一貫した方法で識別し、給付金を管理するために雇用主が労働者の賃金収入の正確な報告を行うことを目的にSSNが導入。 |
| 大統領令 (1943年) | 連邦職員の識別 | <ul style="list-style-type: none"> 社会保障番号を政府における一般的な識別子として利用を開始 ✓ 公務員委員会（Civil Service Commission）<u>連邦政府職員の識別子</u>として利用。 |
| 内国歳入法 (1962年) | 税務 | <ul style="list-style-type: none"> 内国歳入庁（Internal Revenue Service）が<u>納税者番号</u>として利用を開始。 |
| 税制改革法 (1976年) | 州政府管轄の 社会保障 (福祉サービス等) | <ul style="list-style-type: none"> <u>州政府が税金や一般公的扶助、運転免許証や車両登録の管理のために</u>社会保障番号を利用開始。 |
| 債権回収法 (1982年) | 政府提供の 金融サービス | <ul style="list-style-type: none"> 連邦貸付プログラムの貸し付け申請者は、<u>貸付機関に社会保障番号を提出することが義務化</u>。 |
| 愛国法 (2001年) | 民間企業 (特に金融機関) | <ul style="list-style-type: none"> 同時多発テロを受け、<u>すべての金融機関に対して口座開設者や既存口座の変更申請者を特定する情報（社会保障番号を含む）の入手・確認・記録を義務付け</u>。 |

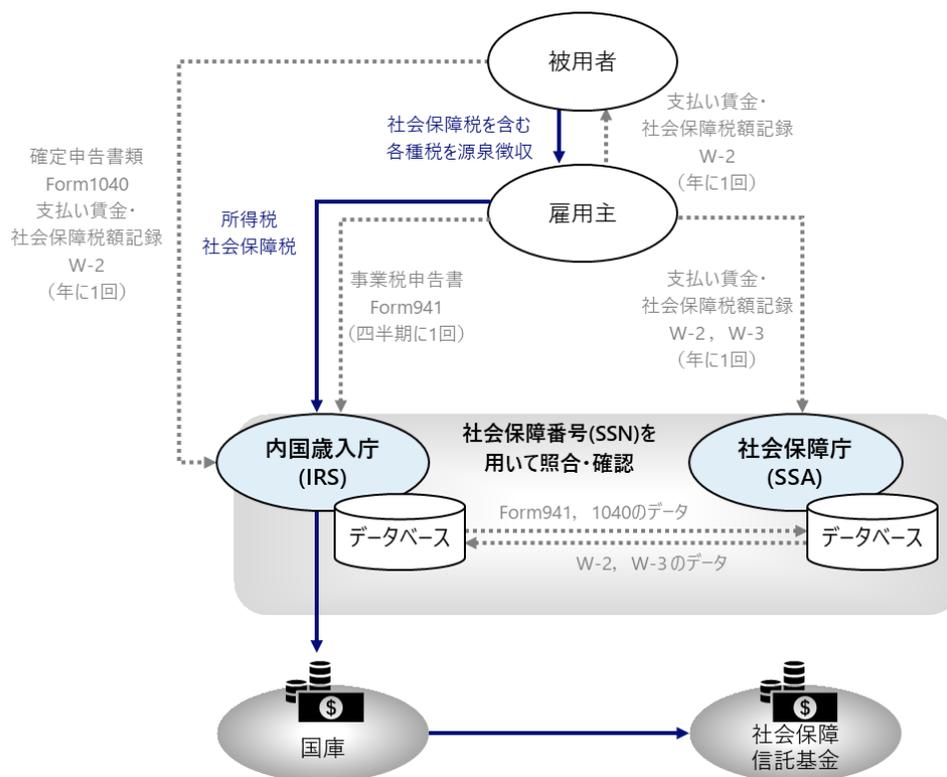
（出典）社会保障庁等の資料より野村総合研究所作成

その代表的な使用例である社会保障制度における利用である。米国における社会保険税 (Social Security Tax) と医療保険税 (Medicare Tax)⁸⁷は、その者の所得に応じた金額とされており、かつ、

⁸⁷ これらの徴収は Federal Insurance Contributions Act という法律に基づいて行われることから FICA 税と呼ばれている。

これらの税と所得税は一括して内国歳入庁が徴求⁸⁸する制度となっている。そのため、米国においては、これらの税と所得税を社会保障番号で紐付けて管理している⁸⁹。このようなことから社会保障番号は事実上の納税者番号としても機能している。

図 28 米国における社会保障料徴収の仕組み



(出典) 野村総合研究所「社会保障から見た番号制度への期待」(2010年)

また、2001年9月11日の米国同時多発テロを受けて成立した愛国法(Patriot Act)は、社会保障番号の利用に大きな影響を与えた。同法は、全ての金融機関に対し、口座開設者や既存口座の変更申請者を特定する情報を入手、確認、記録することを求めている。また、愛国法は、銀行などの金融機関に、顧客識別プログラム(Customer Identification Program, CIP)の設定を義務付けている。CIPは、最低でも、個人の氏名、生年月日、居住地または勤務地、個人納税者番号あるいは社会保障番号の提示を義務付けている。

⁸⁸ 被用者にとっては、事業者による源泉徴収で納付することとなるが、米国では日本のような年末調整が存在しないため、最終的な所得等は確定申告により確定することとなる。

⁸⁹ 具体的には、内国歳入庁は、被用者が内国歳入庁への確定申告実施後、社会保障番号を用いて雇用主から提出された社会保障税額記録と社会保障庁の情報との照合・確認を行う。

(4) 国民 ID 活用に関する規則

社会保障分野という狭義の目的で導入された社会保障番号であるが、使用規定に関する法的制限がなかったことや、社会保障番号は大部分の人々が既に所有している固有の番号であったため、1960年代以来、記録管理や異なる行政機関間や民間組織間におけるデータ連携のためなど広く使用するようになった。

こういった状況を受けて、連邦政府機関による個人情報維持の必要性と、個人情報の収集、維持、使用、開示に起因する不当なプライバシー侵害からの個人の権利保護を図るために1974年プライバシー法（Privacy Act of 1974）が創設された。

プライバシー法は政府機関に関する法律であり、当該政府機関が社会保障番号を要求するフォーム上に、社会保障番号の提示が必須か任意か、社会保障番号がどのように使用されるか、および社会保障番号がどのような法的根拠、あるいはそのほかの権限に基づいて要求されているか、を記載することを求めている。また、プライバシー法は、社会保障番号の提示が連邦法で義務付けられている場合を除き、社会保障番号の開示を拒否しても、政府のベネフィットやサービスを拒否されることはないとしている⁹⁰。

なお、社会保障番号の民間分野での使用は、プライバシー法も含め特に許可も制限もされていない。そのため、社会保障番号は、個人の信用リスクを評価する信用情報機関、複数のヘルスケア・プロバイダーにまたがる患者の治療状況追跡、破産資産の検索、雇用時の身元調査など、民間分野における個人の識別子としても幅広い目的で使用されている。

2. 証券業における国民 ID の活用状況

(1) 米国における証券業の概要

(a) 金融機関の分類および関連規制

米国における金融機関は、大きく預金取扱機関、証券会社（ブローカー・ディーラー）、保険会社に分類され、金融機関の業態により適用される法律や監督機関は異なる。

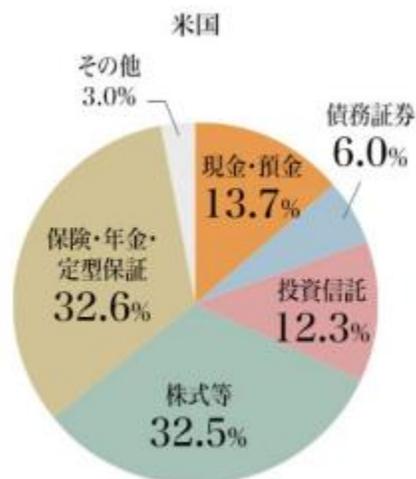
証券会社は、1934年成立の証券取引所法（Securities Exchange Act）の適用を受け、証券取引委員会（Securities Exchange Commission, SEC）への登録制である。

⁹⁰ この条項は、プライバシー法が施行された1975年1月以前に社会保障番号を使用していた連邦政府機関にも適用される。

(b) リテール証券業の概要

米国では、投資信託や株式で金融資産を保有する考えが浸透しており⁹¹、2020年時点での資産の保有割合では、現金・預金の13.7%に対して、株式等が32.5%、投資信託が12.3%を占めている。

図 29 米国の資産構成



(出典) ELBORTE 「資産運用に保守的な日本人—約20年間で資産を3倍以上に増やした米国人から学ぶこと」(2021年)

個人向けの金融サービスを展開する会社としては、大きくワイヤハウス（大手証券）、独立系ブローカー、地方系ブローカー等が存在し、それぞれ下表のような役割を担っている。

金融商品の販売やアドバイスは、証券会社に直接雇用される証券販売員（Representative）に加えて、近年は独立系フィナンシャルアドバイザー（IFA）が広く活躍する。そのほかに、米国の特徴として、IFAが証券会社と契約し手数料型のサービスを提供するアドバイザーに加えて、残高フィー型のサービスを展開する投資顧問業者（RIA）が存在する点が挙げられる。なお、両者を兼務するIFAも存在している。

⁹¹ 米国では、日常生活に即して金融を理解し、生活の中で直面する問題を解決できる能力を養うことを重視した金融教育が行われている。例えば、お金の管理や正しい金銭感覚、賢い消費者としての金融知識、経済の仕組みや原則、金融の役割などの観点から、小学校、中学校、高校の各段階で金融教育が採り入れられている。

http://www.sonposoken.or.jp/media/reports/sonposokenreport101_1.pdf

表 10 米国におけるリテール証券会社の主な分類

| 分類 | ワイヤハウス/大手証券 Wirehouse | 地方系ブローカー Regional Broker-Dealer | 独立系ブローカー Independent Broker-Dealer |
|-----|--|--|--|
| 概要 | 自社商品を含むあらゆる商品を提供するフルサービスの大手証券会社。 | 地方発の証券会社。 | 独立アドバイザー（IFA）活用型の証券会社。 |
| 特徴 | 営業員を自社採用し、富裕層中心のビジネスを展開する。 | 自社採用営業員に加えて独立系アドバイザーを活用するなど会社ごとに多種多様である。 | 取引プラットフォーム、コンプライアンス管理機能を提供し、IFAの業務支援の役割を担う。 |
| 具体例 | Merrill Lynch Morgan Stanley Wells Fargo UBS Americas | Edward Jones Benjamin F. Edwards Raymond James 等 | Charles Schwab LPL Financial Ameriprise Financial Raymond James 等 |

(出典) 三菱 UFJ 国際投信等の資料より野村総合研究所作成

(2) 証券業における国民 ID 利用事例

米国では、証券会社を含む金融機関における社会保障番号の利用は、大きく分けて税務報告書類への記載、AML/CFT での利用が存在する。

いずれも法律に基づき顧客から個人情報収集することが求められており、社会保障番号は最も重要な情報の一つとして位置付けられている⁹²⁹³。それぞれの利用の概要は、以下の通りである。

(a) 税務報告書類への記載

米国では、居住者に対しては、原則として譲渡所得や配当所得等について証券会社による源泉徴収は行われなため、投資を行った居住者は内国歳入庁に税務申告する義務がある。そのため、証券会社は投資家が税金申告時に必要となる申告書類⁹⁴を作成し、個人投資家および内国歳入庁へ送付する義務を負っており、また、当該申告書類等に記載するために社会保障番号の収集も義務付けられている。投資家は、毎年、証券会社から上記申告書類を受け取り、当該情報を基に内国歳入庁

⁹² <https://www.irs.gov/individuals/international-taxpayers/us-taxpayer-identification-number-requirement>

⁹³ 社会保障番号を持たない米国以外の国籍を持つ人々の中には、パスポート番号、外国人登録証番号、運転免許証番号などの政府発行 ID 番号により対応できる場合もある。

⁹⁴ IRS Form 1099。 (<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/f1099b.pdf>)

への申告を行う。なお、この申告書類には、社会保障番号と共に、証券会社が扱った以下のような有価証券取引に関する情報等が記載される。

- ・ 個人投資家の情報（氏名、生年月日、住所、社会保障番号等）
- ・ 売却した商品の簡単な説明
- ・ 購入または取得日
- ・ 売却日
- ・ 取得金額
- ・ 売却金額

(b) AML/CFT

米国では、証券会社を含む金融機関におけるアンチマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の観点から、以下の2つの連邦法により顧客の社会保障番号の収集・利用が義務付けられている。

1つ目は、1970年の銀行機密法（Bank Secrecy Act, BSA）である。この法律では、全ての銀行、貯蓄貸付組合、信用組合、ブローカー/ディーラーに対して、顧客の社会保障番号を入手することや、1万ドル以上の取引を扱った場合、顧客の社会保障番号を含む報告書を内国歳入庁に提出することを義務付けた。2つ目は、愛国者法である。前述の通り、この法律では全ての金融機関に対し、新規顧客や既存顧客を対象に口座開設あるいは既存口座の変更を行う際に社会保障番号を含む個人を特定する情報を入手、確認、記録することを求めている。

上記税務報告書類や銀行機密法および愛国者法への対応により、証券会社は新規取引開始時（口座開設時）に社会保障番号（または個人納税番号）を含めた以下の顧客情報を収集することが求められている。

- ・ 顧客氏名
- ・ 住所（自宅または会社の住所、私書箱は不可）
- ・ 納税者番号（社会保障番号または個人納税者番号）
- ・ 生年月日（個人の場合）

米国においては、提出情報が申込者本人の正しい情報であることの確認および社会保障番号自体の有効性の確認を行うため、顧客から取得した社会保障番号を識別子として社会保障庁が提供する有料の「同意に基づく社会保障番号検証サービス」（Consent Based Social Security Number

Verification Service, CSBV) を活用し、社会保障番号、氏名、生年月日の情報が社会保障庁の保有するデータベースと一致しているかを確認することが可能となっている⁹⁵。

CBSV の主な利用シーンは、以下の通りであるが、利用するには、フォーム SSA-89 という書類の記載を以て本人の同意が必要であり、また、照合 1 回につき 1.40 ドルが課金される⁹⁶。

- ・住宅ローンの申し込み
- ・口座の開設
- ・クレジットカードの申し込み
- ・ローンの申し込み
- ・退職年金口座の開設
- ・職の応募
- ・ライセンス要件

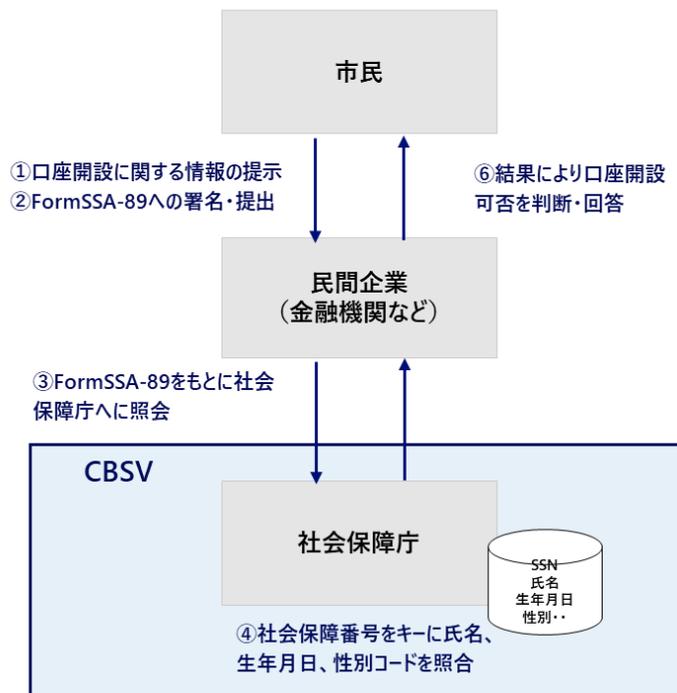
フォーム SSA-89 は、原則として組織ごとに 1 回限りの使用が可能となっており、有効期限は社会保障番号の提供者（本人）が署名した日から 90 日とされている。例えば、証券口座開設を申し込む場合、証券会社は、申請者に SSA-89 の記入と返送を要求する。記入済みのフォーム SSA-89 を受け取った証券会社は、CBSV を使い確認を行う。社会保障庁側では、提出された社会保障番号、氏名、生年月日と、社会保障庁が保有する社会保障番号、氏名、生年月日、および性別コード（ある場合）を照合し、社会保障庁の記録との一致について「はい」または「いいえ」の検証コードを返送する。

⁹⁵ <https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/Opportunities-Challenges-of-New-Technologies-for-AML-CFT.pdf>

⁹⁶ <https://www.federalregister.gov/documents/2016/07/07/2016-16095/consent-based-social-security-number-verification-cbsv-service>

図 30 CBSV の仕組み

例) 銀行での口座開設の場合



(出典) 社会保障庁等の資料より野村総合研究所作成

また、ブローカーは、顧客の属性に起因する AML/CFT のリスクを低減させるため、顧客の個人情報を用いて、自社の保有するフィルタリングリストや制裁者リスト等の外部データベースと照合する方法により顧客フィルタリングを行う。米国においては、口座開設時に取得した社会保障番号を、氏名などの他の個人情報と合わせて証券会社が利用する AML/CFT システム⁹⁷内に記録し、口座開設時および口座開設後の継続的顧客確認の中で制裁者リストや外部ベンダーの提供するネガティブニュース等との照合を自動で行う⁹⁸。ただし、この際の社会保障番号はあくまで識別子の1つとして利用されるにとどまり、社会保障番号が含まれないリスト（制裁者リスト等）においては、依然として氏名や生年月日等の基本情報での突き合わせを行っている⁹⁸とされる。

(3) そのほかの金融機関における国民 ID の利用事例

(a) 銀行

⁹⁷ AML/CFT 規制強化に向けた総合的な対策を実現するシステムであり、モニタリング機能、フィルタリング機能などをパッケージ化して専門ベンダーが提供することが一般的である。

⁹⁸ Mark Egert 氏インタビュー情報より。

銀行においても、証券会社と同様に顧客の社会保障番号の収集が必須であり、顧客が社会保障番号の提供を行わない場合、銀行は口座の開設を拒否することができる。

社会保障番号の主な利用目的や用途としては、先述の証券会社と同様であるが、そのほかの利用として、住宅ローンの貸し出しの際の利用があり、銀行は、社会保障番号を使い、借り手の身元の確認や後述の信用調査機関への問い合わせを通じてクレジットスコアを確認することができ、当該情報を踏まえて貸付判断を行うと共に、借り手が抱えるリスクを反映した金利を設定している。そのため、米国においては住宅ローンを申請する借り手は、社会保障番号または個人納税者番号を貸し手に提供する必要がある。

(b) 保険会社（生保、損保、医療保険）

通常、生命保険の契約申し込み時には、社会保障番号等の個人情報が必要であり、基本的な利用目的や用途としては、先述の証券会社と同様である。そのほかに保険会社が社会保障番号を使用する目的としては、被保険者の医療情報の確認が挙げられる。米国においては、医療情報局（Medical Information Bureau, MIB）⁹⁹は、全ての生命保険申請書の記録を保管し、虚偽の申告をした申請者を特定するなどの支援を行っており、それらの情報を名寄せするために社会保障番号を使用している。そのため、保険会社は、社会保障番号を利用し、MIBのデータベースへアクセスし、生命保険、医療保険、障害所得保険、重症患者保険、長期療養保険などの引き受けにおいて、当該保険契約の申込者のリスクや適格性を評価することに利用している。

また、米国の多くの州では、自動車保険の料金を計算する際にクレジットスコアを使用することが認められているため、信用履歴の確認の際のキーとして社会保障番号を利用している¹⁰⁰。

3. 民間分野での国民ID利用状況

(a) 信用調査機関

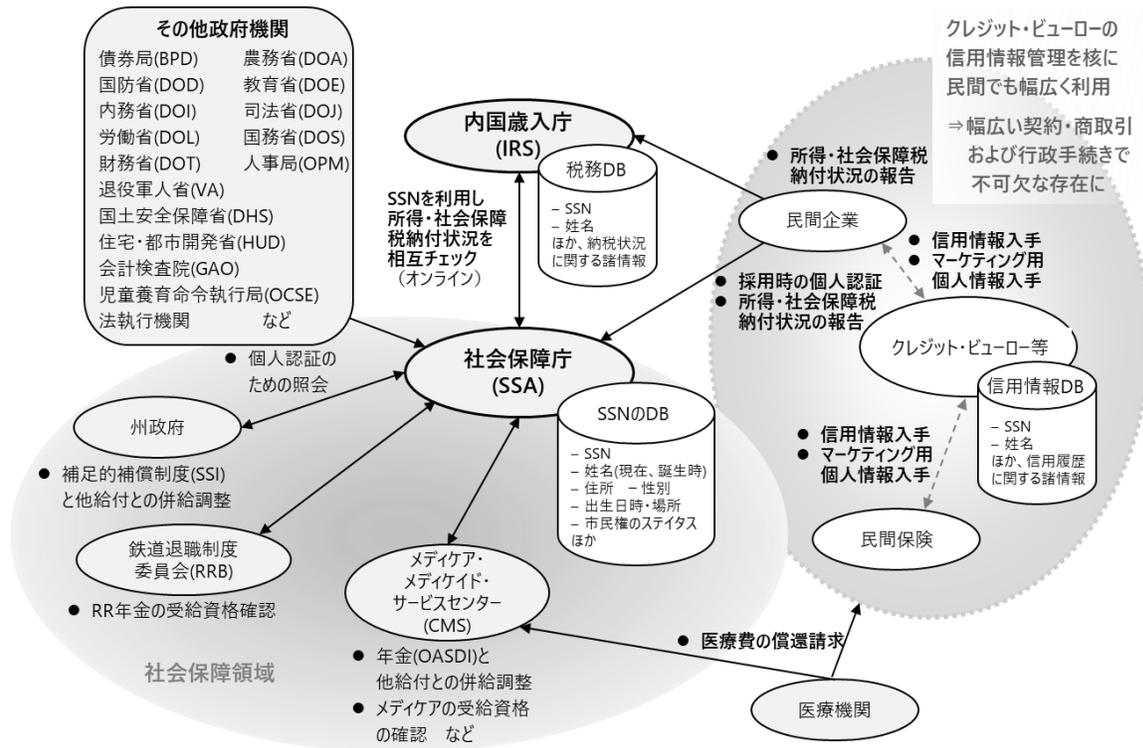
金融機関以外での民間企業における社会保障番号の利用の中心となるのは、クレジットビューロー（信用情報機関）である。TransUnion、Experian、Equifax等の信用情報機関の保有する個人の信用に関する情報は、一般的に社会保障番号を中心に整備されており、個人がクレジットカードを取得したり、ローンを組んだり、そのほかの金融口座（公共料金を含む）を開設したりするとき、当該個人の信用に関する情報を確認するためにその情報は信用調査機関に照会され、また、信用調

⁹⁹ <https://www.mib.com/>

¹⁰⁰ <https://www.autoinsurance.org/do-car-insurance-companies-need-social-security-number/>

査機関は、これらの報告を記録し、当該個人がどのように債務を管理しているかを管理する。これには、債務の支払いをいつ行ったか、どのように債務を返済したか等の情報が含まれる。

図 31 社会保障番号の利用範囲



(出典) 野村総合研究所「社会保障から見た番号制度への期待」(2010年)

具体的な利用用途として、先ほどの銀行における住宅ローンの貸し出しのケースのほか、例えば不動産賃貸では家主や不動産会社は、借り手の信用調査を行うために、賃貸申込書に社会保障番号の記入を要求する。不動産会社等は、取得した社会保障番号を使い、信用調査機関へ照会を行うことで借り手のクレジットスコア等の信用に関する多くの情報を得る。また、電力、ガス、水道等の公共サービス会社についても、同様に社会保障番号を利用し、契約者の信用調査を実施する。一般的にこれらの企業は、電気等の使用料を月末に消費者に請求するため、実際の支払いが行われるまでこれらのサービスに対して信用を供与していることになる。信用履歴に問題がなければ、サービスを受けることが可能であるが、信用履歴が好ましくない場合は、先払いをするなど、サービスを

受けるための制限が付く場合がある¹⁰¹。電話、インターネット、ケーブルテレビなどのサービスを提供する会社も同様である¹⁰²。

(b) ヘルスケア・医療

医療機関における社会保障番号の取得および利用について明確な根拠法は存在しない一方で、病院等の医療機関においては受診時に患者の社会保障番号を求めるケースは存在する¹⁰³。取得した社会保障番号の主な利用目的は、医療機関と保険会社間での請求情報等の情報交換の際に識別子として利用される。

4. 国民 ID の利活用に関する課題と今後

前述の通り、米国の社会保障番号は公的な国民 ID ではないものの、行政機関や民間企業で広く使用されている。特に、民間利用については明確に利用に関する制限が存在していないことから、信用調査機関における顧客識別子としての利用を核として、金融機関など様々な民間企業で取り扱われている。証券業の利用事例として挙げた CBSV といった番号検証サービスは存在するものの、社会保障番号の提示の際に番号確認を実施しないケースも存在していることから、なりすまし被害は深刻である。

このような状況を受け、2017 年以降、連邦政府は、各機関や民間企業に対し個人識別子としての社会保障番号への依存を減らし、不要な利用、収集、表示の削減を求めている。そのため、社会保障庁も各省庁と共同で社会保障番号の使用低減プロジェクトに取り組んできた。しかしながら、社会保障番号があまりに米国民の生活に浸透しており、社会保障番号に代わる認知度と適用性を持つ代替の識別子がないため、成果があまり見られていないとされる。

¹⁰¹<https://www.consumer.ftc.gov/articles/getting-utility-services-why-your-credit-matters>

¹⁰²<https://www.novacredit.com/resources/how-to-get-a-credit-score-without-a-social-security-number/>

¹⁰³ 法的な義務ではないため、患者は社会保障番号の提示を拒否することも可能である。

シンガポール (Singapore)

1. シンガポールにおける国民 ID 制度

(1) 国民 ID 制度の概要

シンガポールでは、行政分野における国民情報の管理において、中央集権的に各政策領域で共通する識別子番号を使用するフラットモデルが採用されており、当該識別子として、イギリス統治下の1948年に導入された国民登録番号 (National Registration Identification Card, NRIC 番号) が利用されている。

NRIC 番号は、不法移民を排除し自国民を特定 (住民登録) することを目的に創設され、国民登録法 (National Registration Act) を根拠法とし、入国管理庁 (The Immigration & Checkpoints Authority, ICA) が発行、管理を行う。なお、シンガポールは人口の約3割を外国人居住者が占めるため、その管理には外国人識別番号 (FIN) が発行されている¹⁰⁴。

表 11 シンガポールにおける代表的な識別子

| ID名 | 目的 | 付番対象者 |
|--------------------|---|-----------------------|
| 国民登録番号 (NRIC番号) | 住民の特定 (不法移民への対処、テロリスト対策等の国家安全保障の強化)、行政サービスの効率化・国民の利便性向上 | シンガポール人および永住権保有者 (PR) |
| 外国人識別番号 (FIN) | 外国人居住者の情報管理 行政サービスの効率化・国民の利便性向上 | 外国人居住者 |

(出典) ICA 資料等より野村総合研究所作成

(2) NRIC 番号の取得等について

① 付番対象者

シンガポール国民およびシンガポール永住者に対して付番される。

② 付番方法

¹⁰⁴ 短期・長期滞在者および学生の FIN は ICA が所管しているのに対して、就労者の FIN は、雇用・労働環境の整備、労働人材育成を担当している人的資源省 (MOM) が所管している。

NRIC 番号は、出生時に出生証明書番号として付番され、15 歳に到達するとその番号が NRIC 番号となり、番号が記載された NRIC が発行される。

上記以外の永住者の場合は、パスポート等の公的身分証明書、3 ヶ月以内に撮影された顔写真と共に、入国管理庁への申請により NRIC 番号および NRIC の発行を受けることが可能である¹⁰⁵。

③ 番号の構成

NRIC 番号のフォーマットは#0000000@となっている。最初の“#”は保有者のステータスに応じて“S”“F”“T”“G”のいずれかの文字となる。2000 年以前に生まれたシンガポール国民および永住権保持者の NRIC 番号には“S”が割り当てられ、2000 年以降生まれのこれら対象者には、“T”という文字が割り当てられる。また、2000 年以前に発行された雇用証または学生証を所持する外国人には“F”が割り当てられ、2000 年以降に発行された雇用証・学生証を所持する外国人には“G”が割り当てられる。

#以降の“0000000”は、7 桁の連続番号である。1968 年以降に生まれたシンガポール国民およびシンガポール永住権保持者の NRIC 番号は、7 桁のうち最初の 2 桁は誕生年の末尾 2 桁で始まる。1971 年生まれの場合は、#71xxxx@となる。ただし 1967 年以前に生まれた者については全て、誕生年には関係なく、0 または 1 で始まるのが一般的である。また、最後の@はチェックデジット（番号などの入力や読み取りの誤りを検出するために番号の末尾に付加される数字）である。

④ 物理カード

NRIC 番号が付番されると自動的に NRIC が発行される¹⁰⁶。NRIC には、NRIC 番号、カード保持者の白黒写真、氏名、人種、生年月日、生国、性別、NRIC 発行日、居住地、拇印など¹⁰⁷が表示されており、シンガポールにおける最も一般的な身分証明書として利用される。なお、NRIC は、30 歳、55 歳のタイミングで更新が必要とされている。

¹⁰⁵ <https://www.ica.gov.sg/documents/ic/registration>

¹⁰⁶ NRIC は、2 色あり、シンガポール国民にはピンク、永住者（PR）にはブルーのカードが発行される。

¹⁰⁷ NRIC 番号を記録した バーコードなども表示されている。

図 32 NRIC



(出典) 自治体国際化フォーラム「世界のマイナンバー」(2021年)

(3) NRIC 番号の利用範囲

当初不法移民排除を目的に導入された NRIC 番号であるが、現在においては行政サービスの利便性を向上させるために、行政機関間で積極的に活用されている。入国管理局 (ICA) が管理・運用する中央 ID 登録情報管理システム (Central Identification and Registration Information System, CIRIS) において NRIC 番号保有者の住民登録情報 (氏名、出生情報、住所、性別、生年月日、指紋等の生体情報等) を一括で維持管理している。また、入国管理局以外の各行政機関は、NRIC 番号を識別子として国民の情報 (税務関連、医療、年金など) を管理する。

例えば、税務分野においての利用について、企業は、従業員ごとの所得情報について NRIC 番号と共に内国歳入庁 (IRAS) へ報告することが求められる。Auto Inclusion Scheme (AIS) と呼ばれる内国歳入庁への所得情報の報告システムを用いて情報を連携することが可能である¹⁰⁸。内国歳入庁は、受け取った所得情報を基に個人毎の納税額を計算し、確定申告書を作成する。納税者は E-Filing と呼ばれる電子申告サイト上から税金額を確認し承認をすることで、確定申告が完了する¹⁰⁹。

¹⁰⁸ 従業員数が 5 人以上となる雇用主、または、IRAS から通知を受けた雇用主は、AIS を採用しなければならず、それ以外の場合は、雇用主が従業員ごとに所得証明書 (FORMIR8A) を作成し各従業員へ配布することが求められる。

¹⁰⁹ <https://www.iras.gov.sg/taxes/individual-income-tax/basics-of-individual-income-tax/understanding-my-income-tax-filing/individuals-required-to-file-tax>

<参考 17：シンガポールの個人認証基盤「Singpass」>

(1) Singpass の概要

Singpass は、政府が提供する NRIC 番号または FIN に紐付けられたデジタル個人認証システムであり、460 以上の行政サービスやインターネットバンキング等の民間サービスに利用されるなどシンガポールに根付いた制度である。

(2) Singpass の取得方法¹¹⁰

Singpass は、シンガポール市民、シンガポール永住権者など NRIC 番号もしくは FIN を持つ 15 歳以上の人が申請により利用可能であり、以下のようにオンライン申請により取得できる。

- ・政府が提供する Singpass 発行ポータルサイト¹¹¹へアクセスし、氏名、NRIC 番号または FIN、生年月日の情報を入力し、申請を行う。
- ・その後約 1 週間程度で NRIC 番号または FIN に登録されている住所情報宛てに SingpassID と初期パスワードが書簡で通知される。
- ・専用アプリをダウンロードし、書簡で通知された Singpass ID (NRIC 番号または FIN がデフォルトで設定¹¹²) と初期パスワードを入力し、Singpass 利用時に使用する顔や指紋等の生体認証または 6 桁のパスワード設定を実施する。

(3) Singpass の利用方法

例えば、Singpass でインターネットバンキングサイトを利用する場合、以下のプロセスをたどる。

- ① インターネットバンキングサイト上でログイン方法として Singpass を選択する。
- ② 表示された QR コードを Singpass アプリの QR コードスキャナーを使用してスキャンする。
- ③ Singpass アプリからログインリクエストを確認し、顔・指紋認証もしくは 6 桁のパスワードで本人確認を行う。
- ④ インターネットバンキングサイトへのログインが成功する。

(4) Singpass 利用拡大の変遷

¹¹⁰ https://www.singpass.gov.sg/home/ui/assets/pdf/Register_For_Singpass_Guide.pdf

¹¹¹ <https://www.singpass.gov.sg/home/ui/login>

¹¹² 自身で任意の英数字に変更が可能である。

2003年に導入された Singpass アプリは、セキュリティ機能を強化しながら利用範囲を拡大させていった。現在は、指紋、顔認証、または6桁のパスワードを使って、Singpass アプリから便利かつ安全にデジタルサービスにログインすることができる。

表 12 Singpass の変遷

| 年 | 出来事 |
|-------|---|
| 2003年 | 個人版 Singpass の導入（当初は NRIC 番号とパスワードを組み合わせた単純な仕組み） |
| 2015年 | 2段階認証の導入 |
| 2016年 | 法人版 Singpass の導入 |
| 2018年 | Singpass Mobile 生体認証（指紋、顔）の導入によりセキュリティを強化 民間サービスへの開放 |
| 2020年 | 政府機関のキオスク端末からの利用が可能に（スマホ未所有層の取り込み） |

（出典）ICA 資料などより野村総合研究所作成

<参考 18：シンガポールの個人情報データベース「MyInfo」>

(1) MyInfo の概要

MyInfo は、2016年に稼働開始した政府提供の国民情報データベースサービスである。MyInfoには、NRIC番号をキーとして様々な行政機関から収集した国民の個人データが蓄積されており、利用者の同意の下でオンライン上での活用を可能にする。蓄積される情報は、氏名、生年月日、国籍、パスポート番号等の個人情報、CPFの詳細、収入額、勤務先、学歴、家族に関する情報などが含まれる。

(2) MyInfo の利用方法

例えば、オンライン上で銀行口座を開設する場合、銀行のウェブページ上に、通常のオンライン口座開設に加えて MyInfo を使った口座開設の選択が現れる。

MyInfo を選択した後に、Singpass での本人認証を実施する。その結果、口座開設時の個人情報の入力フォームに MyInfo から自動的に情報が取得され転記される。利用者は、自分自身で個人情報を入力する必要がなく、身分証明書を使った氏名、住所等の確認も不要である。

(4) 利用に関する規則

NRIC 番号は数字と文字の一意的な配列によって個人を特定できるため、個人情報とみなされ¹¹³、その取得等に対して個人情報保護法（Personal Data Protection Act、PDPA）¹¹⁴が適用される。個人情報保護法では、NRIC 番号を含む個人情報を取得する場合、取扱事業者に対して以下9つの義務が課せられるとする。

表 13 個人情報保護法の概要

個人情報保護法の概要

| | |
|---------|---|
| 個人情報保護法 | <ul style="list-style-type: none">• 個人識別可能情報（Personally Identifiable Information: PII）は個人データ（personal data）に含まれると解される=NRIC番号は個人情報である。• NRIC 番号を収集する事業者は PDPA の以下、規定に従う義務を負う<ol style="list-style-type: none">① 同意取得義務（Consent Obligation）② 目的制限義務（Purpose Limitation Obligation）③ 通知義務（Notification Obligation）④ アクセス・訂正義務（Access and Correction Obligation）⑤ 正確性確保義務（Accuracy Obligation）⑥ 保護義務（Protection Obligation）⑦ 保持制限の義務（Retention Limitation Obligation）⑧ 移転制限義務（Transfer Limitation Obligation）⑨ 開示義務（Openness Obligation） |
|---------|---|

（出典）各種資料より野村総合研究所

さらに、個人の物理的な NRIC または NRIC 番号やそのほかの個人識別番号が記載された識別文書は、法律で要求された場合にのみ、会社や組織が保持することができる。また、法律の要求に基づき、会社や組織が個人の詳細を確認する必要がある場合は、NRIC、外国人登録証、パスポートの現物を確認することができるとする¹¹⁶。

なお、民間企業が個人の NRIC 番号やそのほかの個人識別番号を収集することを要求する法律が少なくとも 41 種類ある。これらの法律は、シンガポールの個人情報保護委員会（Personal Data

¹¹³ <https://www.pdpc.gov.sg/-/media/Files/PDPC/PDF-Files/Advisory-Guidelines/Advisory-Guidelines-for-NRIC-Numbers---310818.pdf>

¹¹⁴ なお、個人情報保護法では、NRIC 番号に加えて、出生証明書番号、外国人登録番号についても同様に保護の対象となる。

¹¹⁵ シンガポールでは、従来一般法として個人情報保護法は制定されておらず、銀行法等を始めとする業法において個人情報の保護措置が図られてきたが、現在は個人情報に関する包括的な法律として個人情報保護法が制定されている。

¹¹⁶ <https://www.pdpc.gov.sg/NRIC-faqs>

Protection Commission, PDPC) のウェブサイト (<https://www.pdpc.gov.sg/NRIC-Extracts>) に掲載されている。

2. 証券業における国民IDの活用状況

(1) シンガポールにおける証券業の概要

(a) 金融機関の分類および関連規制

シンガポールにおける金融機関は、大きく預金取扱金融機関¹¹⁷、証券会社、保険会社に分類が可能であり、その全ての金融機関がシンガポール通貨監督庁 (Monetary Authority of Singapore, MAS) による監督の対象である。また、銀行が証券業を兼営するユニバーサルバンキング形態が可能であり、証券業を提供する銀行はフルバンクと呼ばれる¹¹⁸。

証券会社は、免許制であり、ブローカー・ディーラーやその他の形態の証券仲介業者を規制する証券先物法の適用を受ける。

シンガポールでは、国際金融センターとしてのレピュテーションに影響が生じないよう、シンガポール通貨監督庁を中心にマネーロンダリングおよびテロ資金の防止に力を入れている。2007年に全ての金融取引の犯罪行為を防止するために顧客のデューデリジェンスを向上させる必要から、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策に関する通知 (Notice to Banks on Prevention of Money Laundering and Countering the Financing of Terrorism (MAS Notice 626)) を発出した。

(b) リテール証券業の概要

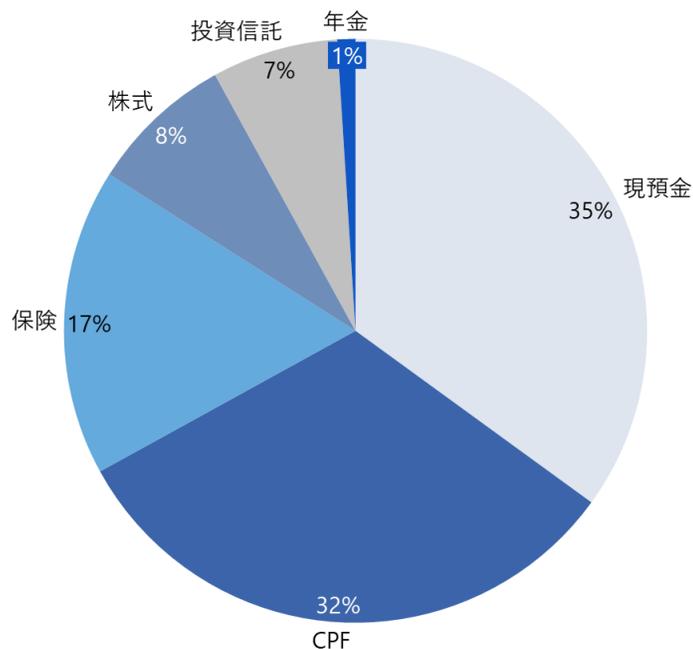
シンガポールでは、個人の金融資産の多くを預貯金や不動産が占めており、株や投資信託等の投資商品の保有割合は少ない。また、シンガポールの年金制度であるCPF¹¹⁹も、保有資産の多くを占めている。

¹¹⁷ 預金取扱金融機関は、大きく商業銀行、金融会社、投資銀行を指す。特に、1999年以來金融セクターの振興を經濟發展の柱の一つとしてきたことから、海外から銀行を積極的に誘致することで金融機関の競争力を高める施策を推進しており、外資系の銀行が多いことが特徴である。

¹¹⁸ 銀行には、銀行法 (Banking Act) で定められる全ての銀行業務を提供するフルバンク、リテール業務に制限が課せられたホールセールバンク等いくつかの形態が存在するが、フルバンクは、商業銀行業務にとどまらずブローカー業務、投資顧問業務なども広く実施が可能であるユニバーサルバンキング形態での運営が可能であることが特徴である。

¹¹⁹ 加入者 (労働者) 自身による拠出を基にした社会保障制度のための基金「中央積立基金 (Central Provident Fund, CPF)」。拠出金は加入者と雇用主が分担して拠出し、加入者個人の、目的別に設定された口座 (普通口座 (Ordinary Account)、特別口座 (Special Account)、医療口座 (Medisave Account)) に、年齢ごとに設定された配分率に基づき自動的に振り分けられて積み立て

図 33 個人の金融資産の割合



(出典) シンガポール統計局「Household Sector Balance Sheet (Assets)」(2021年)

しかし、近年、シンガポール大手銀行であるユナイテッドオーバーシーズ銀行 (UOB) の行った消費者調査によると、シンガポールのミレニアル世代 (24歳から39歳の層) の回答者の半数近く (46%) は、過去6ヵ月間に投資により多くの資金を割り当て、さらに投資する予定であるとの結果があり¹²⁰、若い世代を中心に投資への意識が高まりつつある状況である。

られる。なお、残高には一定の利息が加算され、口座ごとの目的に沿った場合のみ引き出し可能 (例えば、普通口座の残高は住宅購入や教育等のために引き出すことが可能)

¹²⁰ <https://www.straitstimes.com/business/economy/singaporeans-putting-more-money-into-investments-uob-study>

図 34 シンガポールの年代別投資への意識変化

| | より投資商品へ 資金を投入したい | 投資商品へ 資金を減らしたい | 現在の状態を 維持したい |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|---|
| | Put more money into investments | Put less money into investments | Keep the same amount in investments |
|  Gen Z (aged 18-23) | 29% ▼ 7% | 31% ▲ 8% | 40% |
|  Millennials (aged 24-39) | 46% ▲ 13% | 17% ▼ 5% | 37% ▼ 8% |
|  Gen X (aged 40-55) | 35% ▲ 7% | 25% ▼ 6% | 40% ▼ 1% |
|  Baby boomers (aged >55) | 11% ▲ 3% | 64% ▼ 1% | 23% ▼ 1% |

(出典) ユナイテッドオーバークーズ銀行 (UOB) 「UOB Asean Consumer Sentiment Study」
(2021年)

シンガポールにおいては、米国、英国において広く認知される独立アドバイザーは目立った存在ではない。また、シンガポールの個人投資家が投資商品を購入する場合には、既に口座を保有する銀行で商品に関するアドバイスを受け、証券口座を開設することが多い。特に、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛を受け、オンラインチャネルを通じた金融取引の需要が急速に高まっており、シンガポールのDBS銀行、OCBC銀行はじめとした大手銀行は、2020年以降オンラインでの投資商品販売やサービス提供を急速に拡大している¹²¹。また、2016年頃よりロボアドバイザー事業者が登場し始め、現在、10社ほどのロボアドバイザー事業者が事業を行っている。彼らの特徴は手数料の安さ、少額での投資が可能なことであり、徐々に利用者を増加させている。

¹²¹ <http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2020/2020sum04.pdf>

(2) 証券業における国民ID利用事例

証券口座開設は、支店の店頭またはオンライン上で可能である。店頭開設の場合、シンガポール人もしくは永住者の場合は、NRIC等の身分証明書を提示し、NRICを保有しない15歳未満の者や外国人居住者は出生証明書や外国人識別番号が記載された居住証明等の書類を提示する¹²²。昨今は、オンラインでの口座開設が主流であり、その際はNRICやパスポート等の身分証明書を撮影しアップロードすることに加えてNRIC番号の入力が求められる

また、＜参考1＞＜参考2＞で記載した個人認証システムであるSingpassとそれに紐づく個人データベースであるMyInfoを使った口座開設も可能である（利用方法は＜参考2：シンガポールの個人情報データベース「MyInfo」＞を参照）

このようにして取得したNRIC番号の主な利用用途としては、証券会社を含む金融機関から内国歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore, IRAS）へ提出が求められる報告書類への記載である。2017年より施行されている共通報告基準（Common Reporting Standard, CRS）（以下、＜参考3＞を参照）の下、シンガポールに拠点を置く銀行や証券会社などの金融機関（Singapore-based Financial Institutions, SGFI）は、納税者番号を含む口座情報を内国歳入庁へ報告することが求められる。ここでいう「納税者番号」は、口座保有者がシンガポール居住者である場合はNRIC番号または外国人識別番号、非居住者の場合は居住国の納税者番号¹²³となり、内国歳入庁は、この納税者番号から口座保有者の情報（税務上のシンガポール居住者に当たるかなど）を確認し¹²⁴、シンガポールの非居住者である場合は、CRSに基づき内国歳入庁により口座保有者の納税者番号を含む情報が他国の国税庁と情報交換される。

＜参考18：共通報告基準（Common Reporting Standard, CRS）＞

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するため、OECDにおいて、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準のこと。この基準に基づき、各国の税務当局は、自国に所在する金融機関等から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の税務当局に対しその情報を提供する。

¹²² シンガポールに居住することの証明として公共料金の請求書等の書類も併せて提示が必要である。

¹²³ <https://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/crs-implementation-and-assistance/tax-identification-numbers/#d.en.347759>

¹²⁴ [https://www.iras.gov.sg/media/docs/default-source/uploadedfiles/pdf/iras-faqs-on-the-common-reporting-standard-\(23-oct-2021\).pdf](https://www.iras.gov.sg/media/docs/default-source/uploadedfiles/pdf/iras-faqs-on-the-common-reporting-standard-(23-oct-2021).pdf)

<参考19：CDP口座>

シンガポールで証券会社の口座を開設するには、通常、取引先の証券会社での証券口座とは別に、別途、株式等保有者とその保有株式等明細を記録しているシンガポール証券取引所の中央預託機関（CDP）に口座を開設する必要がある。この口座は、投資家がシンガポール証券取引所（SGX）で購入した株式、債券などを保管するための金庫のようなものである。個人投資家が株式を購入すると、その株式は個人のCDP口座に預託される。CDP口座についても、オンラインまたは郵便で開設できる¹²⁵。2019年11月からは、MyInfoを利用して、追加書類のアップロードが不要なオンライン申請が可能になった。

3. 民間分野における国民 ID の利用状況

ヘルスケア

シンガポールの医療機関では、患者の医療記録の管理により適切な医療行為や治療を提供することを目的に、私立病院および医療クリニック規則（Private Hospitals and Medical Clinics Regulations）に基づき NRIC 番号の利用が認められている¹²⁶。

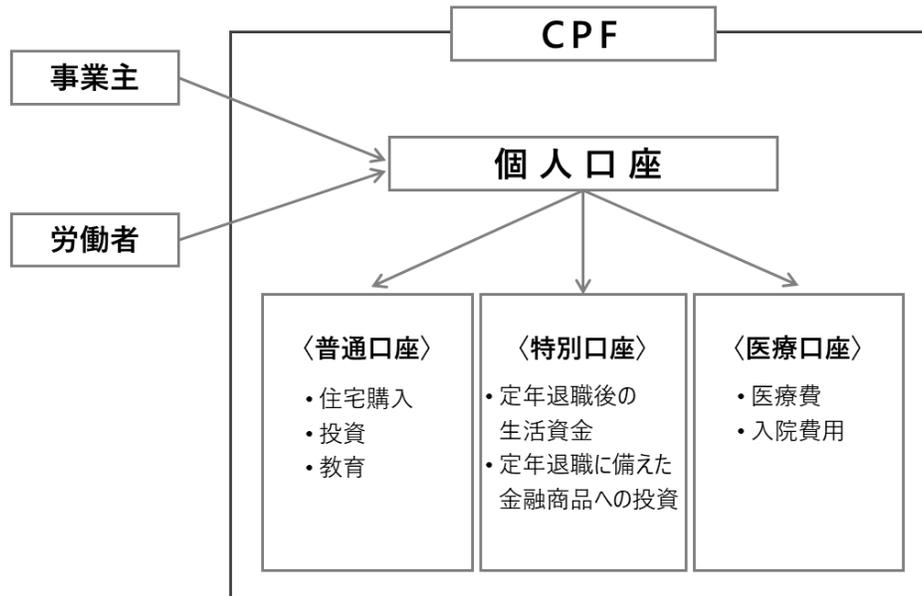
また、前述の医療管理記録以外の利用場面として医療口座の利用時が挙げられる。シンガポールでは、糖尿病、高血圧、脳卒中といった慢性疾患の治療や予防接種、MRI、CT スキャン、透析治療などの特定の外来診療を受ける際には、社会保障制度として自身が積み立てた中央積立基金（CPF）の1つである医療口座からの引き出しが可能である¹²⁷。この医療口座を利用する場合は、NRIC 番号を含む情報を医療請求許可書に記載の上、医療機関に提示することが求められており¹²⁸、医療機関での必要な事務処理を経て、医療費が医療口座から引き落とされる仕組みとされている。

¹²⁵ <https://www.sgx.com/securities/retail-investor/apply-cdp-securities-account>

¹²⁶ <https://sso.agc.gov.sg/SL/PHMCA1980-RG1>

¹²⁸ <https://www.income.com.sg/blog/medisave-things-to-know>

図 35 中央積立基金（CPF）制度



（出典）厚生労働省「海外情勢報告（東南アジア地域に見る厚生労働施策の概要と最近の動向）」（2015年）

4. 国民IDの活用に関する課題と今後

シンガポールでは、古くからNRIC番号が導入され、政府が保有する国民情報を一元管理する仕組みが整備されてきた。各行政機関の持つ情報をNRIC番号中心に集約させ、様々な分野で利用する中央集権型のシステムであるため、トラブルが発生すると機能不全となる事態や、民間企業の採用が想定通りに進むか、といった課題は依然として存在する。中央集権型のシステムを採用するからこそ、認証基盤の堅牢性や安定性が高い水準で求められることとなる。

こういった懸念はあるものの、国民に広く浸透したNRIC番号の存在を背景に行政サービスのデジタル化が推進されてきたことも事実である。行政サービスのほとんどをNRIC番号により利用が可能であり、近年ではNRIC番号と紐付けたSingpassといった個人認証基盤が登場した。特に、新型コロナウイルス拡大による行政・民間サービスの非対面化の必要性の高まりや、民間企業にとって政府が提供する認証基盤の導入が可能となることでコスト削減や安全性の強化に繋がることから、2021年9月現在では300社を超える民間企業¹²⁹が顧客や会員の個人認証基盤にSingpassを採用している。さらに、MyInfoの稼働により自分自身の情報を利活用できる仕組みも整備され、国民の利便性

¹²⁹ これは2021年3月現在の200社から50%増である。

向上に大きく寄与している。このようにNRIC番号は、行政関連手続きのデジタル化に寄与するとともに、シンガポールの人々の暮らしに不可欠な存在であると言える。

韓国（Korea）

1. 韓国における国民ID制度

(1) 国民ID制度の概要

韓国においては、行政分野における国民情報の管理において、各政策領域で共通する識別子番号を使用するフラットモデルが採用されており、当該識別子として住民登録番号（Resident Registration Number, RRN）が利用されている。

住民登録番号は、住民生活の便益を増進させ、行政事務を適切に処理することを目的¹³⁰とした住民登録法（Resident Registration Act）に基づき、住民登録制度の一環として付番される。なお、住民登録番号を管轄しているのは、韓国中央行政機関である行政自治部である。

表 14 韓国における代表的な識別子

| ID名 | 目的 | 付番対象者 |
|---|----------------------|---|
| 住民登録番号 (Resident Registration Number, RRN) | 住民の利便性の向上および行政事務の適正化 | 全ての国民（韓国籍を保有する者のみ取得可能） |
| 外国人登録番号 | 住民の利便性の向上および行政事務の適正化 | 住民登録番号の付番対象とならない（韓国籍を保有しない）長期滞在者や外国からの永住者 |

(出典) 自治体国際化協会資料より野村総合研究所作成

(2) 住民登録番号の取得等について

① 付番対象者

住民登録番号は、全ての国民（韓国籍を保有する者のみ取得可能）に対して付番される。住民登録番号の付番対象とならない長期滞在者や外国からの永住者に対しては、13桁の外国人登録番号が与えられる。

¹³⁰ 「住民生活の便益を増進させ」という目的は幾度かの改正の中で追加されたものであり、そもそも住民登録番号制度は、立法当初（朝鮮戦争（1953年休戦）以降、60年代にかけて）、北朝鮮からのスパイが韓国に侵入する事件が頻発していたことを踏まえ韓国国民が自国民であることを証明する手段として導入されたものであり、法律の目的も「行政事務を適切に処理する」とこととされていた。

② 付番方法

住民登録番号は韓国籍を保有する国民に対して、原則として出生時に付番される。

そのほかの外国で出生した後に韓国に帰国した場合や、外国から帰化をして韓国籍を取得した場合等は申請により取得が可能である。

1人につき1つの番号が付番され、その番号は生涯を通じて変わらない¹³¹。

③ 番号の構成

住民登録番号は13桁で構成され、前半6桁は生年月日、7桁目が性別、次の4桁が出生届を出した自治体のコード、12桁目は出生届を出した日に登録の自治体で同じ姓の出生届の順番、最後の桁はチェックデジットとなっている。

④ 物理カードについて

韓国国民は、17歳の誕生日から1ヵ月以内に政府の地方事務所で指紋を登録し、氏名、住民登録番号、自宅住所、指紋、顔写真が記載された住民登録証（カード）を発行する義務を負う。住民登録証は、最も一般的な本人確認書類として利用される。

図 36 住民登録証

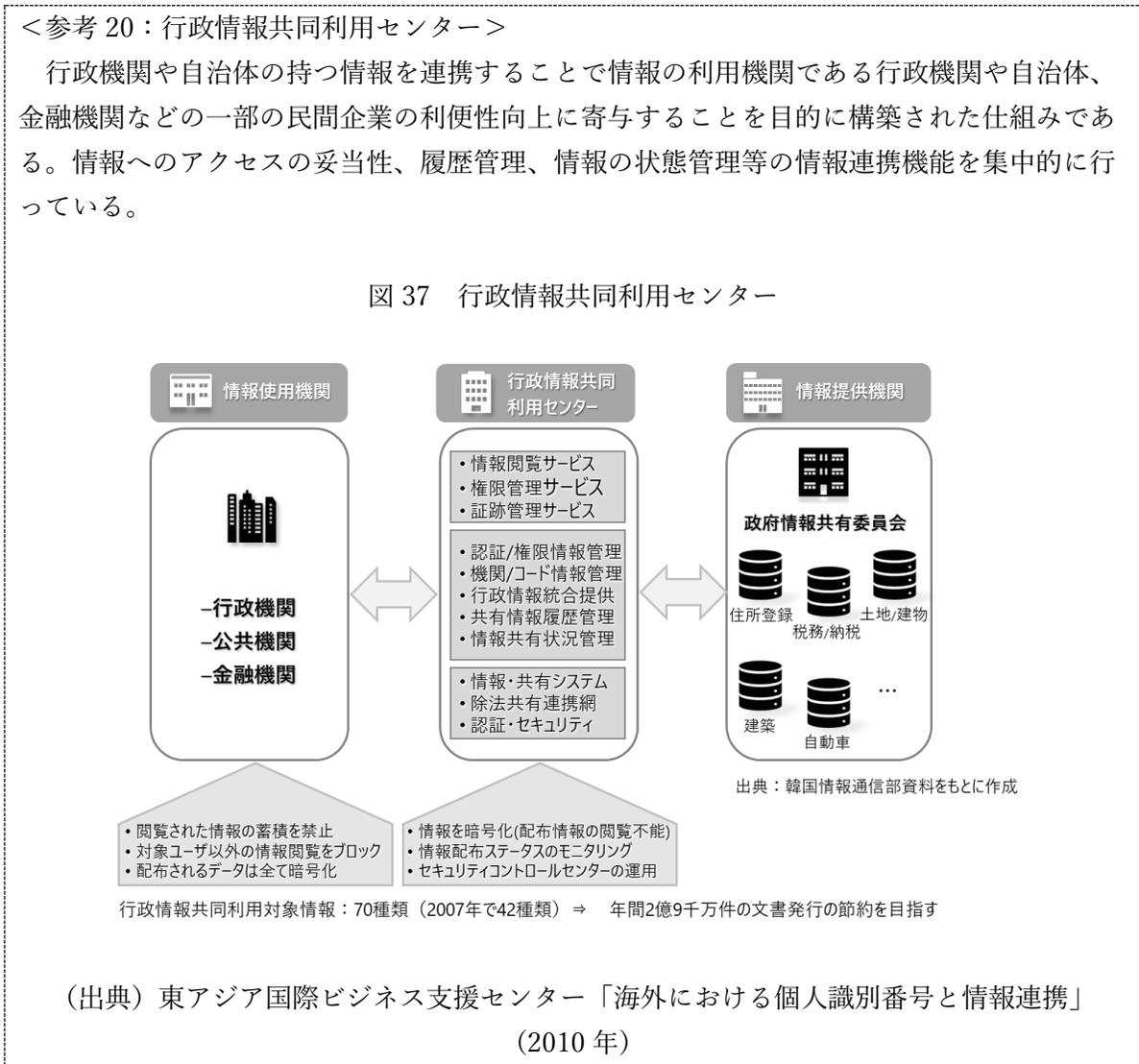


(出典) 自治体国際化フォーラム「世界のマイナンバー」(2021年)

¹³¹ <https://www.ier.hit-u.ac.jp/~takayama/pdf/interviews/socialsecurity0711.pdf>

(3) 住民登録番号の利用範囲

行政機関は、住民登録番号を利用し、住民の居住関連情報など人口動態を把握するために必要な個人記録を収集・管理しており、氏名、生年月日、住所、性別、本籍、世帯主との関係、税金、社会保障、教育といった各行政機関が保有する情報・データベースの識別子として利用されている。



住民登録番号は、特に税務分野において重要であり、給与所得、事業所得、金融所得（預金の入出金・国内送金情報、利子・配当・株式譲渡等の情報）、不動産などの税務上必要となる情報は、全て住民登録番号により一元的に紐付けられ国税庁で管理される。そのため韓国では、年末精算¹³²

¹³² 韓国における年末調整のこと。

における控除申告¹³³については、住民登録番号で収集された情報を元にあらかじめ必要な控除項目が全て記入されたものが国税庁から納税義務者に電子的に提供されるサービス（簡易年末精算サービス（Simplified Yearend Tax Settlement Service））が存在し、控除項目の修正や追加等がある場合、証明資料を添えて申告するのみで手続きが完了する¹³⁴。このように住民登録番号を利用することで、利便性の高い行政サービスが提供されている。

<参考 21：税務関連情報集約の仕組み>

韓国では、年末調整のための控除対象データに加えて、クレジットカード利用情報、利子や配当に関する支払調書等が国税庁に集まる仕組みが構築されている。住民登録番号付きで提出される資料情報は国税庁側で突き合わせが行われ、当事者間の取引事実のクロスチェックや税務申告等の適正性確認に役立てられる。

<参考 22：韓国の電子政府サービス>

「政府 24」は、国や地方自治体の各種行政サービスを提供する行政のオンラインサイトである。利用者は、住民登録番号と紐付いた公認認証システムや PASS といった個人認証システム（後述）を利用することでサービスにアクセスし、役所の窓口に行かなくても、転入届、住民票、納税証明、所得証明、予防接種証明、大学の成績証明・卒業証明など約 1,300 種類の申請・証明書の発行が可能となっている。

なお、「政府 24」などの韓国における電子政府サービスの利用率は 87.6%、満足度は 97.8%、認知度は 93.8% になっており、国民の間に電子政府サービスが広く浸透している¹³⁵。

¹³³ 韓国の源泉徴収義務者（事業者）が行う年末調整の範囲は日本より広い。日本の年末調整でカバーされる控除範囲は、被扶養者の異動、生命保険料控除、2 年目以降の住宅ローン控除等であり、それ以外の医療費控除や複数事業者からの給与収入等は従業員が確定申告するが韓国の年末精算では複数事業者からの給与収入を含め全ての収入・控除項目をカバーする。

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20170210/170210toushi05.pdf>

¹³⁴ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/wg/toushi/20170210/170210toushi05.pdf>

¹³⁵ 行政自治部「2019 年電子政府サービスの利用実態調査

图 38 韩国の行政サイト「政府 24」



(出典) 政府 24

(<https://www.gov.kr/portal/main>)

图 39 政府 24 のログイン画面



(出典) 政府 24

(<https://www.gov.kr/nlogin/?regType=ctab>)

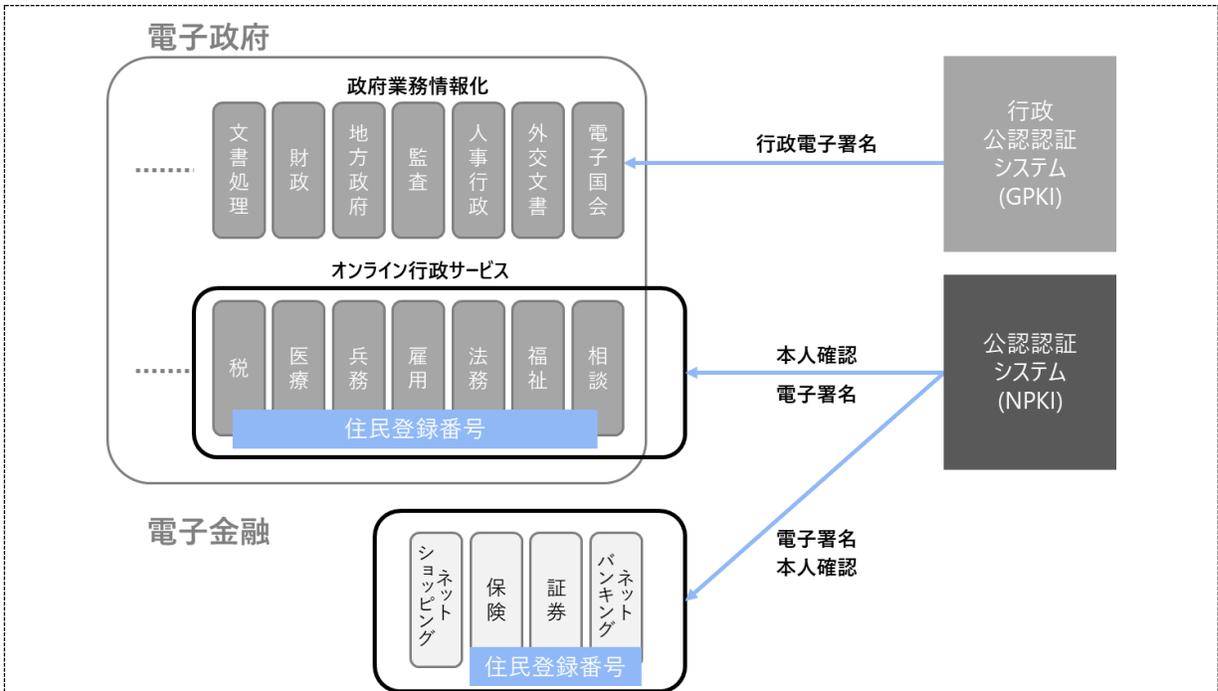
<参考 23：公認認証システム>

1990年代に韓国で急速にインターネットが普及し始めた当時、電子政府や電子商取引に住
民登録番号を利用すると本人認証が容易であることから、電子政府を含むデジタル空間での個
人識別番号として住民登録番号が使用され始めた。しかし、情報セキュリティの観点から、オ
ンラインサービス上で住民登録番号を直接 ID として利用するのではなく、別の認証システム
である公認認証書 (Public Key Infrastructure) が登場した。

公認認証書とは、オンラインサービス利用などを安全に行えるようにする電子証明書であ
る。公認認証書で電子署名をすることで署名した人物を確認することができ、デジタルドキュ
メントの偽造を防ぐことができ、取引の安全性を保つことが可能になる。公認認証書は、認証
局での住民登録番号確認および身元確認後に発行され、電子証明書内には住民登録番号情報を
保有する¹³⁶。電子証明書は、パソコンのハードディスクや USB メモリ等にファイル形式で保
管され、利用時に呼び出される仕組みである。公的認証書を用いることで、「政府 24」等の行
政機関のオンラインサービスへのログイン時の本人認証に利用することができる。

図 40 公認認証システムの仕組み

¹³⁶ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kojin_ninsho/pdf/071211_2_si3-1.pdf



(出典) 韓国行政安全部「電子政府事業白書」

公認認証書は、政府の徹底した審査手続きを経て指定された公認認証機関でのみ発給され、法的効力と安全性が保証される。以下は公認認証書を発行する機関の一覧である¹³⁷。

表 15 公認認証機関の一覧

| 公認認証機関 | ホームページアドレス | 指定日 |
|----------|--------------------------|---------------|
| 韓国情報認証 | http://www.signgate.com | 2000. 2. 10. |
| コスコム | http://www.signkorea.com | 2000. 2. 10. |
| 金融決済院 | http://www.yessign.or.kr | 2000. 4. 12. |
| 韓国電子認証 | http://www.crosscert.com | 2001. 11. 24. |
| 韓国貿易情報通信 | http://www.tradesign.net | 2002. 3. 11. |

(出典) 韓国インターネット振興院 (KISA) 「公認認証サービスの紹介」
(https://rootca.kisa.or.kr/kor/popup/foreigner_pop1_ja.html)

このように行政機関や民間サービスで利用されていた公認認証書であるが、保存や更新などが不便なほか、パソコンやモバイルなど多様な機器で利用しにくいとの指摘を受け、段階的に

¹³⁷ 電子署名法の改正により、2006年7月1日から、金融決済院は汎用認証書を新規に発給することができない。既存の加入者(2006年7月1日以前の加入者)に限って発給および再発給、更新サービスを提供。

廃止されることとなった¹³⁸。現在は、公認認証書に加えて、民間事業者による本人認証サービスによる手続きが利用されている。

<参考 24：カカオペイ認証>

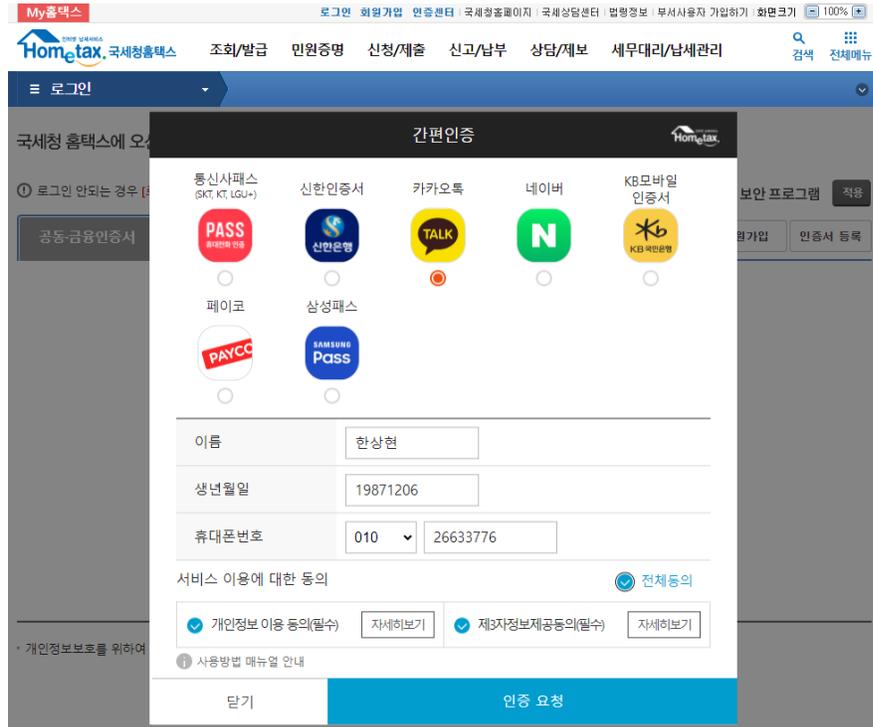
カカオペイ認証は、韓国の IT 大手であるカカオが提供するチャットサービス「カカオトーク¹³⁹」を利用した本人認証サービスである。カカオトークの会員登録の際に携帯電話番号の入力を行う。本人所有の携帯に 4 桁数字が SMS メッセージが届き、それを入力し、本人所有の携帯であることを認証する。政府 24 等の行政サービスに加えて民間企業のサービスを利用する際にも本人認証手段として選択が可能である。具体的な利用方法は以下の通り（韓国の税務関連のウェブサービスを提供する HomeTax の例）

- ① HomeTax のログイン画面で、認証方法を選択する。
- ② カカオペイ認証を選択し、携帯番号を入力する。
- ③ 携帯番号と繋がるカカオトークのアカウントに通知が届く。
- ④ カカオトークアプリで本人確認手段（暗証番号、FACE ID、虹彩認識など生体認証）を選択肢、実施する。
- ⑤ ウェブページで「認証完了」を確認し、ログインが完了する。

¹³⁸ 新規の発行は廃止されているが、既に発行されている公認認証書については、有効期限まで利用可能。

¹³⁹ カカオトークは LINE のようなメッセージ・アプリで、韓国ではスマートフォン所有者の 9 割以上がダウンロードしているという人気アプリ

図 41 HomeTax での認証手段の選択画面



(出典) HomeTax

(<https://www.hometax.go.kr/websquare/websquare.html?w2xPath=/ui/pp/index.xml>)

なお、カカオペイ認証において別途住民登録番号を要求しない理由は、携帯電話の契約時に既に住民登録番号（もしくはパスポート番号等）で本人認証を終えている為である。韓国では、例えば、プリペイド携帯の場合でも、電話番号を持って通話を利用する場合は必ず住民登録番号を取得することが義務付けられている。

(4) 住民登録番号の利用に関する規則

住民登録番号は、それ自体で個人を識別できることから個人情報に当たる。韓国の個人情報保護法（Personal Information Protection Act ,PIPA）では、民間企業における住民登録番号の収集・処理を原則的に禁じ、税分野など別途法令によって認められた場合のみ制限的に許されるとされている¹⁴⁰。このように住民登録番号の広範囲な利用を制限し、濫用を防ぐことで住民登録番号の保護を強めている。

同法第 2 条の 5 には、「個人情報処理者」という規定があり、これは業務を目的に個人情報ファイルを運用するために、自らまたは別の人を通して個人情報を処理する公共機関、法人、団体およ

¹⁴⁰ <https://in-law.jp/archive/kenkyukai/2012-02-18/che.pdf>

び個人を言うと言われている。証券業に携わる全ての企業もこの「個人情報処理者」に該当し、この法律上の定め¹⁴¹に従うことで住民登録番号の取得、利用が認められる。

<参考 25：住民登録番号の利用を規定する法律の例>

下記は、条文の中で住民登録番号が明記されている法律である。以下の法律における規定により、民間分野での住民登録番号の収集および活用が限定的に行われている¹⁴²。

- ・ 家族関係の登録などに関する法律
- ・ 旅券法
- ・ 所得税法
- ・ 付加価値税法
- ・ 出入国管理法
- ・ 情報通信網利用促進および情報保護などに関する法律
- ・ 信用情報の利用および保護に関する法律
- ・ 公職選挙法
- ・ 青少年保護法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 金融実名取引および秘密保障に関する法律
- ・ 不動産登記法
- ・ 国民健康保険法

<参考 26：i-PIN>

韓国では、法律の裏付けがある場合、インターネットバンキングやショッピングなど民間分野でも住民登録番号が頻繁に利用されている。そのため、住民登録番号の盗難等を防ぐ為に i-PIN と呼ばれる住民登録番号の代わりに本人確認として利用できるインターネット上の番号が導入された。

¹⁴¹ 同法第 15 条「個人情報の収集・利用」には、個人情報処理者が情報を収集可能な場合を定めている。その 1 つとして「情報主体（個人情報の提供者）の同意を得た場合」があり、法律上の別途の規定がある場合を除き、全ての個人情報処理者は情報主体から提供同意を得るプロセスを必ず設けている。この際、個人情報収集の目的・利用範囲・第三者への提供範囲を必ず情報主体に伝えることも同条に定められている。

¹⁴² https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h24_04_houkoku.pdf

利用者は、i-PIN 発行機関に、住民登録番号の提示と本人確認をし、住民登録番号に代わる番号（変更可能）の発行を受ける。なお、i-PIN の発行機関には、行政安全部と 5 つの民間企業¹⁴³があり、前者で発行された番号は、公共 i-PIN と呼ばれる。公共 i-PIN については、PASS やカカオ認証といった民間企業の提供する新しく便利な本人確認手段の登場による実効性の劣化も理由に 2021 年を目途に廃止作業が進む。

2. 証券業における住民登録番号の活用状況

(1) 韓国における証券業の概要

(a) 金融機関の分類および関連規制

韓国では、金融機関を銀行、ノンバンク銀行¹⁴⁴、金融投資サービス事業者（証券会社にあたる）、保険会社、金融持株会社、そのほか金融サービスの6種類に分類し、金融監督院（Financial Supervisory Service, FSS）により監督を行っている¹⁴⁵。

銀行は、銀行法により業務の内容、付随業務、兼業可能業務が規定されており、それ以外の業務を行うことはできない。金融投資サービス事業者は免許制であり、金融投資サービスおよび資本市場法（Financial Investment Services and Capital Markets Act, FSCMA）の下、ディーリング、ブローカレッジ、投資助言等の業務を行う。銀行、証券、保険における相互参入は、金融持株会社により可能である¹⁴⁶。

(b) リテール証券業の概要

韓国では、2020 年から 2021 年にかけて家計の金融資産規模は顕著な伸びを示しており、特に最も大きく伸びているのは株式や投資信託等の投資商品である。コロナ禍における家計貯蓄超過額のうち、かなりの部分が投資商品へ投入されたと見られ、その結果、家計の金融資産に占める株式と投資信託の比率は、共に急速に高まった。

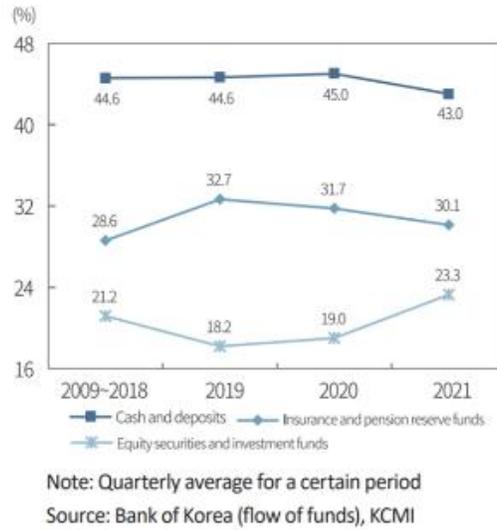
¹⁴³ ソウル信用評価情報、コリアクレジットビューロー、韓国信用情報、韓国信用評価情報、韓国情報認証

¹⁴⁴ 銀行、金融投資サービス事業者、保険会社に分類されない金融サービス企業。相互貯蓄銀行、専門クレジットファイナンス会社、相互信用共同組合の 3 つに分類される。

¹⁴⁵ <https://www.fsa.go.jp/common/about/research/kaigaiseido.pdf>

¹⁴⁶ ただし、一部業務（国債の窓販、デリバティブ等）については銀行本体での実施可。

図 42 韓国の個人金融資産割合の変遷



(出典) KCMI (Korea Capital Market Institute) 「Post-Pandemic Excess Household Savings in Korea:Current Status and Implications」(2021年)

韓国の株や投資信託等の投資商品の主な口座開設チャネルは、銀行(39.1%)¹⁴⁷、証券会社(55.3%)、保険会社(1.8%)となっており、証券会社経由での割合が最も大きい。2021年においては、コロナ禍の影響もあり、証券会社を含む金融機関の新規口座開設のうち88.7%が非対面で実施されたとされており、韓国における口座開設は非対面が主流となった¹⁴⁸。

図 43 投資商品のチャネル別売上割合



¹⁴⁷ 銀行と証券の兼営は不可であるが、日本と同様に銀行での一部投資信託や保険商品の販売が可能であることから、銀行が含まれる。

¹⁴⁸ https://cnews.fntimes.com/html/view.php?ud=2021092714425771776c0eb6f11e_18

(出典) 金融委員会、金融監督院、韓国取引所、金融投資協会「公募ファンド競争力向上方案」
(2020年)

なお、2017年には広く投資商品を国民へ普及させることを目的に、IFA制度が導入された。ただし、韓国におけるIFAは、投資家から手数料収入を得るビジネスモデルであるにもかかわらず、投資アドバイス等の面で証券会社や銀行等の既存の販売チャンネルとの差別化が難しいことから、普及していない状況である。

<参考 27：IFA制度の導入と普及しない背景>

従来、韓国では貯蓄に頼った資産運用が中心であったが、低成長傾向が長期化し、資産収益が軒並み低下する中、より高リスク・高リターンの金融商品を投資ポートフォリオに組み込む必要性が以前にも増して高まった。加えて、韓国では平均寿命の上昇と高齢化により、定年後の生活に向けた家計の資産設計・運用の高度化が求められてきた。そのため、富裕層だけでなく、一般投資家にも広く投資商品を普及させる上で、適切な資産運用についてアドバイスするIFAの役割が期待され、2017年に韓国の金融委員会（FSC）は、独立系金融アドバイザー（IFA）制度を導入した。

IFAは、金融商品を設計・販売する運用会社や証券会社から独立した立場でアドバイスを提供し、こういった会社から手数料や利益を受け取ることはできず、その代わりに顧客から手数料を受け取るのみである。手数料は顧客の資産や相談回数に応じて設定されることが一般的である。

しかし、前述のように韓国における主要な販売チャンネルは証券会社や銀行といった金融機関が主流であるなか、個人投資家から受け取る手数料のみでのビジネス運営が困難であったこと、また、韓国では、証券会社や銀行窓口で商品説明も全て受けることが可能である上に、オンライン上に関連情報も多いので、個人投資家たちがあえてIFAを経由して投資商品を購入するインセンティブがないといったことから、韓国ではIFAは普及していない¹⁴⁹。

(2) 証券業における住民登録番号の利用事例

韓国における住民登録番号の主な利用用途は、主に税務報告時の識別子およびAML/CFTで利用される。前述の個人情報保護法により証券業は個人情報処理者に該当し、個人情報の提供者の同意を得た場合に住民登録番号の取得・利用が可能である。住民登録番号などの個人情報の取得に当たっては、情報主体（口座開設者）から提供同意を得るプロセスを必ず設けており、また、個人情報

¹⁴⁹ <https://www.sedaily.com/NewsView/22OZIRM43N>

収集の目的・利用範囲・第三者への提供範囲を必ず情報主体に伝えることも個人情報保護法にて定められており、これらは口座開設時に投資家に情報提供されている。

図 44 口座開設時の個人情報取り扱いに関する規約

개인정보 처리방침

제정 2012.03.26

個人情報処理方針

—中略—

1. 処理する個人情報の項目
2. 個人情報の処理目的
3. 個人情報処理に対する同意および方法
4. 個人情報の処理および保有期間
5. 個人情報の第三者提供および共有
6. 個人情報処理の委託
7. 情報主体の権利・義務およびその行方方法
8. 個人情報の破棄プロセスおよび方法
9. 個人情報自動収集装置の設置・運営およびその拒否に関する事項
10. 行態情報収集・利用および拒否などに関する事項
11. 個人情報安全性確保措置
12. 個人情報保護責任者および個人情報管理担当部署
13. 個人情報侵害関連相談および申告
14. 個人情報処理方針の変さらによる告知義務

(出典) Kiwoom 証券

(<https://www1.kiwoom.com/h/main>)

以下は、KB証券における口座開設プロセスである。まず、住民登録証や運転免許証等の身分証明書を用いた本人確認を実施し、個人情報入力の際に住民登録番号を提供する。

図 45 KB 証券の口座開設プロセス



(出典) KB 証券

(<https://www.kbsec.com/go.able?linkcd=m06020000>)

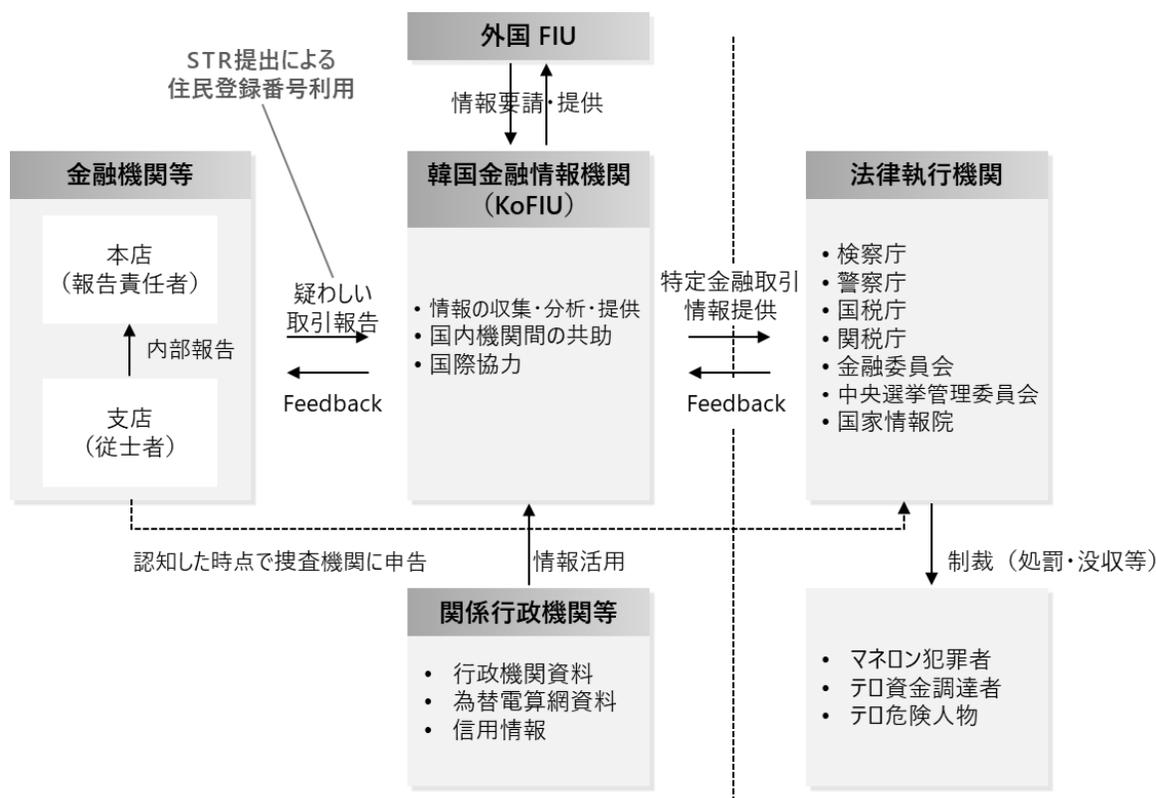
昨今は非対面での実施が主流であるが、FSC は金融機関が非対面での口座開設時に選択可能な本人確認の手段を 5 種類示しており、金融機関はそのうち少なくとも 2 つを選択する必要がある。

- ① 住民登録証や運転免許証等の実名法で定められる身分証明書のコピーを提示すること
- ② ビデオ通話を利用すること
- ③ 口座カードが自宅の人に届けられた際に、配達員が顔を確認すること
- ④ OTP (ワンタイムパスワード) カード、または銀行預金通帳を使うこと (既に銀行口座を開設しているということは、本人確認済みとみなすため)
- ⑤ 何らかの生体情報を使うこと

上記のように、口座開設時に取得した住民登録番号は、主に所得税法に基づく税務報告時の識別子および AML/CFT で利用される。税務報告については、利子・配当・株式譲渡等の金融所得に関する情報を国税庁 (NTS) へ支払調書として提出することが義務付けられており、その中に住民登録番号を記載する。国税庁は、調書に基づく情報 (給与所得等も含む) について住民登録番号で紐づけを行い、国税庁が提供する税務手続き支援システムである HomeTAX より税金に関する情報を利用者へ開示する。利用者は、簡易年末精算サービスを利用し、控除項目の修正や追加等がある場合、証明資料を添えて申告するのみで手続きが完了する。

また、AML/CFT について、2001 年に制定された特定金融去来情報の報告および利用等に関する法律(特定金融情報法)¹⁵⁰により、金融投資サービス事業者は韓国金融情報機関 (Financial Intelligence Unit Korea, KoFIU) に対して疑わしい取引の届出 (Suspicious Transaction Report, STR) ¹⁵¹が求められている。疑わしい取引の届け出は、約 10 ページで構成されている書類 (図 45 参照) であり、疑わしい取引の取引者、取引代理人、取引者および関連者の口座主 (法人・団体の場合は代表者) 情報、口座開設代理人、送金・領取時の送金者/受取人 (法人・団体の場合は代表者) 情報の内該当する項目を記入する際、「実名番号」として住民登録番号、パスポート番号のうち 1 つを記入することと定められている。上記のように、住民登録番号の記入が必須または強制されていないが、韓国での実名番号としてパスポート番号がほとんど使用されないことを勘案すると、事実上は住民登録番号の記入が一般的と思われる。

図 46 AML/CFT 制度の構図および金融機関の住民登録番号利用



¹⁵⁰ この法律は、金融取引等を利用するマネーロンダリング行為と公衆脅迫資金調達行為を規制するにあたり、必要となる特定金融取引情報の報告および利用などに関する事項を規定することにより、犯罪行為を予防し、ひいては健全かつ透明な金融取引秩序を確立するに役立つことを目的とする

¹⁵¹ 疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に金融機関が注意を払うべき取引の類型は示されているものの、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するかどうかについては、各金融機関等において、顧客の属性、取引時の状況そのほか保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に保ちながら総合的に勘案して判断する必要があるとされる。

(出典) 韓国金融監督院「マネーロンダリング防止検査業務案内書」

図 47 疑わしい取引報告フォーマット

| PART II | | 疑わしい取引者に関する情報 | |
|-----------------------|--|--|--|
| 共通事項(II-1) | | | |
| 1) 取引者(事業者)名 | | 住民登録番号の記載欄 | |
| 2) 取引者(事業者)実名 番号区分 | | 1) 住民登録番号(個人) 2) 住民登録番号(其他団体) 3) 事業者登録番号 4) 旅券番号 5) 法人登録番号 6) 外国人登録番号 7) 国内居所申告番号 8) 投資登録番号 9) 納税番号 11) BIC Code(SWIFT) 12) 該当国家法人番号 13) 財政経済部文書番号 99) 其他(記載____) | |
| 3) 取引者(事業者)実名番号 | | | |
| 4) 取引者(事業者)国籍 | | 1) 韓国 2) 外国(国名:____) | |
| 個人の場合(II-2) 注2) | | | |
| 1) 取引者郵便番号 /住所 | | 1) 1) 自宅 (-) 2) 2) 職場 (-) | |
| 2) 取引者自宅電話番号 | | 3) 取引者携帯電話番号 | |
| 4) 実名組合せ番号注3) | | | |
| 5) 取引者職業/事業 内容 | | 3) 1) 職場名 2) 職業 1) 建設業 2) 公務員 3) 軍人 4) 金融業 5) 農/畜/林/水産業 6) 貿易業 7) 文化 8) 言論団体 9) 自営業 10) 専門職 11) 製造業 12) 宗教団体 13) 主婦 14) 学生 15) 無職(弁護士、医者) 16) 其他(記載____) 17) 把握できない | |
| 法人・団体の場合(II-3) 注4) | | | |
| 1) 代表者名 | | | |
| 2) 代表者実名番号区分 | | 1) 住民登録番号(個人) 2) 住民登録番号(其他団体) 3) 事業者登録番号 4) 旅券番号 5) 法人登録番号 6) 外国人登録番号 7) 国内居所申告番号 8) 投資登録番号 9) 納税番号 11) BIC Code(SWIFT) 12) 該当国家法人番号 13) 財政経済部文書番号 99) 其他(記載____) | |
| 3) 代表者実名番号 | | 4) 代表者電話番号 | |
| 5) 事業体(団体)設立日 | | 6) 標準産業分類Code注5) | |
| 7) 事業体(団体)郵便番号/住所 | | (-) | |
| 8) 事業体(団体)電話番号 | | | |

(出典) 韓国金融監督院「疑わしい取引報告書(Suspicious Transaction Report)」

3. 民間分野における国民 ID の利用状況

(a) インターネット

韓国では悪意のある書き込みなどによる社会的な弊害を防止することを目的に、2007年より「インターネット実名制度」が導入された。これは、インターネットの会員登録や掲示板に書き込みをする際には、住民登録番号、氏名を用いた本人確認を必須とするものである。しかし、表現の自由を侵害するとの指摘や、海外のSNS（TwitterやFacebook等）に適用する方法がないなど実効性

が疑問視されたことから、2012年には憲法裁判所の判事8人の全員一致により違憲と判断され現在は廃止に至っている¹⁵²153。

(b) 医療・ヘルスケア

韓国の医療機関においては、患者の診療記録管理のために住民登録番号が利用されている。国民は、医療機関の受付で住民登録証を見せるだけで受診が可能である。医療機関は、患者の健康保険加入状況や過去の通院記録を把握することが出来る¹⁵⁴。

(c) 現金領収証

金融口座は住民登録番号と紐付けて管理されているため、政府が資金の動きを把握できるものの、現金取引については把握ができない。そこで、現金取引の資金の動きを把握するため、現金領収証制度が導入されている¹⁵⁵。

現金領収証とは、現金領収証加盟店が顧客から現金で支払いを受ける場合に顧客に発行するもので、取引日時、金額等の決済内容が記載された領収証をいう¹⁵⁶。加盟店（個人事業者に限る）は、付加価値税の申告時に現金領収証発給金額の1.3%の現金領収証発行税額控除（年間限度額500万ウォン）を受けることができるようインセンティブが設定されており、また、現金領収証を発行される利用者は、現金領収証の発給を受けた者が勤労所得者であれば、現金領収証使用金額に応じて年末精算時に所得控除を受けることができる。

以下の通り、現金領収証を受け取るためには、現金領収証カードまたは住民登録番号を提供することが求められる。加盟店は、住民登録番号を基に現金領収証事業者経由で国税庁へ取引の内訳を伝送し、NTSは国民の現金支払いの情報を取得する。これを他の給与所得等の情報を住民登録番号で紐付け、年末精算の資料を納税者に対して提供する。

¹⁵²<https://xtech.nikkei.com/it/pc/article/column/20120127/1040663/#:~:text=%E3%83%8D%E3%83%83%E3%83%88%E3%81%AE%E4%BC%9A%E5%93%A1%E7%99%BB%E9%8C%B2%E3%82%84,%E7%8E%87%E3%81%AF90%EF%BC%85%E8%B F%91%E3%81%8F%E3%80%82>

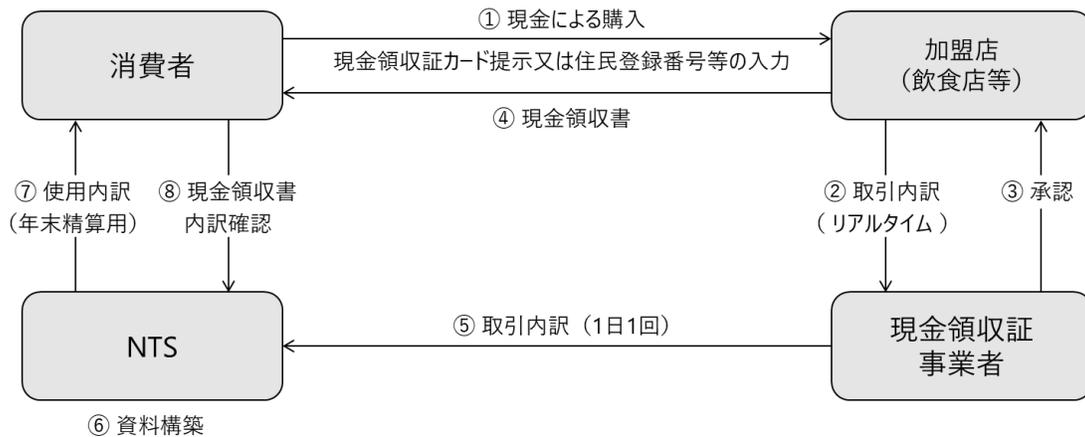
¹⁵³ 廃止後、住民登録番号の代替として携帯電話番号もしくはi-PINの入力が求められる。

¹⁵⁴ http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_375/08_genba-4.pdf

¹⁵⁵ 現金領収証により現金取引の情報を把握することで申告水準を向上させて調査件数を削減したり脱税防止のために役立てられる。

¹⁵⁶ https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/journal/saisin/180531_ichiyama.pdf

図 48 現金領収証の発行の流れ



(出典) 国税庁「韓国の税務行政の概要」(2018年)

4. 国民IDの利用に関する課題と今後

住民登録番号に関しては、住民登録番号の盗難と悪用¹⁵⁷、個人情報の流出などの問題が提起されている。既に政府や民間のサイトから情報の流出が発生しており¹⁵⁸、そのたびに情報管理の不備が指摘されてきた。実際、国民の80%の住民登録番号が不正流出しているとも報じられている。住民登録番号が生活の一部として不可分の関係となっているために、国民も個人情報管理や住民登録番号の扱い方に対する意識が低いことが番号の脆弱性に拍車をかけているとも言われている。

こういった懸念に対して、2006年には住民登録番号の代替として韓国インターネット振興局により開発されたi-PINの導入が実施されたが、利用企業の消極的な姿勢やカカオペイ認証などの民間認証の登場により普及が進まず、2017年には一部廃止されることが決定した。

こうした懸念はある一方で、昨今の新型コロナウイルス感染症の広がりの中、韓国では、住民登録番号の活用により行政からのサービス提供が迅速に行われたという事実もある。例えば、緊急支援金の支給に関しては、世帯主が銀行またはカード会社のホームページにアクセスし、手順に従い、住民登録番号を入力し、支援金を申請すると、家族構成を基にして計算された金額が自動的に入金される。住民登録番号が既に銀行に登録されているので、トラブルは見られないという。また、感染症の流行当初、韓国はマスク不足の状況に陥った。この対策としては、2020年3月から5月まで「マスク5部制」を導入した。「マスク5部制」とは、月曜日は生まれた年の末尾が1および6年の人、火曜日は2および7年の人、水曜日は3および8年の人、木曜日は4および9年の人、金曜日は5および0の人、そして土曜日と日曜日は、それまでマスクを購入できなかった人が、1人2枚まで公的マスクを購入できるという制度であった。マスク購入時に住民登録番号が本人確認として

¹⁵⁷ 韓国では、他人の住民登録番号を盗用してインターネットサイトに会員登録をするといった事例が頻繁に発生している。

¹⁵⁸ 2014年には、大手クレジットカード3社(KB国民カード、NH農協カード、ロッテカード)からのべ約1億400万人分の住民登録番号などが流出。下請け会社の社員がUSBメモリーにコピーして持ち出し、一部を売りさばくという事件が起きた。

利用され、購入の有無の確認や重複購入の防止に役立った。そのほか、感染者の行動経路追跡などにも住民登録番号が積極的に活用されるという。

このように情報流出などの懸念は付きまとう一方で、コロナ対策の中で活用されるなど、住民登録番号が引き続き国民 ID として利用されていく方向性は変わらないと見られる。

第3章 証券業における国民 ID 活用に向けた示唆

1. 各国における国民 ID の利用状況のまとめ

各国における国民 ID の利用状況については以下の通り整理が可能である。

表 16 各国における国民 ID の利用状況

| | 英国 | スウェーデン | デンマーク | 米国 | シンガポール | 韓国 |
|----------|----------------------------|-------------------------|-------------------------|--|----------------------------|----------------------------|
| ID 名 | 国民保険番号 (NINO) | 個人識別番号 (PIN) | 市民登録番号 (CPR 番号) | 社会保障番号 (SSN) | NRIC 番号 | 住民登録番号 (RRN) |
| 付番対象者 | 国民保険の対象者 ¹⁵⁹ | スウェーデン国民および 12 ヶ月以上の滞在者 | デンマーク国民および 3 ヶ月以上の滞在者 | 米国国民、米国の永住権所有者および国土安全省から就労許可を得た一時的な居住者 | シンガポール国民およびシンガポール永住者 | 韓国国民 |
| 行政機関での利用 | 社会保障、税分野、選挙 | 住民登録、社会保障、税、医療など幅広い行政分野 | 住民登録、社会保障、税、医療など幅広い行政分野 | 社会保障および税分野 | 住民登録、社会保障、税、医療など幅広い行政分野 | 住民登録、社会保障、税、など幅広い行政分野 |
| 民間利用 | 基本的に利用不可だが、個別法律に基づく場合、利用可能 | 個人情報保護法の規定に準ずる場合、利用可能 | 個人情報保護法の規定に準ずる場合、利用可能 | 個別法律に基づく場合、利用可能 ¹⁶⁰ | 基本的に利用不可だが、個別法律に基づく場合、利用可能 | 基本的に利用不可だが、個別法律に基づく場合、利用可能 |

スウェーデン、デンマーク、シンガポール、韓国といった国々では、様々な行政サービスの基礎となる住民登録における利用を目的に国民 ID が導入されたことから、付番対象者は国民全てが対象となり、利用分野についても社会保障、税、医療など幅広い分野で国民識別子として機能する。こういった国々においては行政サービスを受けるにあたって国民 ID の利用が不可欠であり、国民

¹⁵⁹ 原則として 16 歳以上の一定の所得のある被用者および自営業者。

¹⁶⁰ 各州ごともしくは各分野ごとに SSN 利用に関する法律は存在するものの、連邦政府としての包括的な法律は存在しないと見られる。

への浸透度も非常に高いことが特徴である。さらに、こういった国々では、民間分野においても法律の規定に基づき利用される事例が見られた。

一方で、英国や米国については、社会保障という行政の一分野における識別子として国民 ID が導入された背景から、こうした国々と比較すると利用状況に違いが見られる。特に英国においては、行政機関における利用は社会保障および税務分野に限定しており、医療など他の行政分野においては別の識別番号が存在している状況である。

米国においては、社会保障および税務分野での利用が中心であるが、信用情報機関における識別子として長く利用されてきた背景もあり、金融機関を含む様々な民間企業で比較的自由に利用がなされている状況である。

このように各国の国民 ID は、導入背景により付番対象や利用分野の広さは様々であり、証券業における ID 利用事例を理解する上での前提として理解することは重要である。

2. 各国の国民 ID の証券業務での利活用について

前述の通り国民 ID の利用範囲や対象者に関する違いはあるが、諸外国における証券業に関連する国民 ID の利活用については、以下のようなケースが確認された。

表 17 証券業における国民 ID の利用用途

| | 利用用途 | 利用の概要 | 利用が確認できた国 |
|---|---------------------|---|---------------------------|
| 1 | 税務関連報告時の識別子 | <ul style="list-style-type: none"> 税務署への提出が求められる法定調書へ国民 ID を記載する。国民の金融所得把握のために利用するケース（スウェーデン、デンマーク、米国、韓国）と、国際的脱税や租税回避行為防止に向けた口座情報収集時に利用するケース（シンガポール）が確認された | スウェーデン、デンマーク、米国、韓国、シンガポール |
| 2 | AML/CFT | <ul style="list-style-type: none"> 制裁者情報等の外部 DB への情報照会時の識別子として国民 ID を利用する（米国） 疑わしい取引に関する報告に関して国民 ID を記載する（韓国） | 米国、韓国 |
| 3 | 住所等の個人情報変更時の情報連携識別子 | <ul style="list-style-type: none"> 行政機関が保有する住所等の国民の情報を民間企業が取得する際の情報取得識別子として利用する | スウェーデン、デンマーク |

(1) 税務関連報告時の識別子としての利用

今回調査対象とした諸外国においても、日本と同様に有価証券口座の開設時に国民 ID 取得が義務付けられている事例が見られ、その主な用途は、日本と同様に税務署へ提出する法定調書の作成・提供に対応するためであった。本用途での利用事例が確認できたのは、スウェーデン、デンマーク、米国、韓国である。給与所得等に加え、利子や配当金に関する金融所得に関し、税務署へ提出する法定調書に国民 ID を記載することで、税務署側での所得情報の突き合わせのために用いると共に、納税者が確定申告する際の情報を集約化することで、納税の効率化等へ寄与する。また、シンガポールにおいては、共通報告基準の下、証券会社を含む金融機関から内国歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore, IRAS）へ提出が求められる報告書類に、国民 ID の記載が必要となっている。内国歳入庁は、国民 ID から口座保有者の情報（税務上のシンガポール居住者に当たるかなど）を確認し、シンガポールの非居住者である場合は、共通報告基準に基づき内国歳入庁により口座保有者の国民 ID を含む情報が他国の国税庁と情報交換に利用されている。

なお、税務関連報告とは異なるが、英国においては ISA の制度運営に必要なものとして国民 ID が利用されている。英国では国民の資産形成手段として ISA が広く普及しており、その制度自体も日本の少額投資非課税制度（以下、NISA）と比較すると、預金型 ISA、株式型 ISA、イノベーティブ・ファイナンス ISA、ライフタイム ISA など複数口座を併用することが可能である点、異なる金融機関に口座を保有することができる点、また ISA 口座間の移転も可能である点から柔軟性の高い制度設計であると言える。そのような前提の中で、英国においては ISA 口座の開設時に、国民保険番号の取得を義務化している。各証券会社や銀行は、ISA 口座に関する申告書類に国民保険番号を記載し、歳入関税庁へ提出する。歳入関税庁は、同一人物が保有する複数の ISA 口座の情報の突き合わせを行い、年間拠出限度額上限など制度に則った利用がされているかを確認することが可能である。

(2) マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策（AML/CFT）

今回調査対象国とした諸外国において、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策（AML/CFT）に関連する国民 ID の利活用事例は、米国および韓国で見られた。

まず米国においては、顧客の属性に起因する AML/CFT のリスクを低減させるため、顧客の個人情報を用いて、自社が保有するフィルタリングリストや制裁者リスト等の外部データベースに照合する際（顧客フィルタリング）、国民 ID をする場合がある。口座開設時に取得した社会保障番号を、氏名などの他の個人情報と合わせて証券会社が利用する AML/CFT システム内に記録し、口座開設時および口座開設後の継続的顧客確認の中で制裁者リストや外部ベンダーの提供するネガティブニュース等との照合を自動で行う。ただし、この際の社会保障番号はあくまで識別子の一つとして利用されるにとどまり、社会保障番号が含まれないリスト（制裁者リスト等）においては、依

然として氏名や生年月日等の基本情報での突き合わせを行っているとされる。また、韓国においては、証券業を含む金融機関については、韓国金融情報機関に対して疑わしい取引の届出（STR）が求められており、その報告事項内に国民 ID の記載が必要とされる¹⁶¹。

（3）住所等の個人情報変更時の情報連携識別子としての利用

今回の調査対象国のうち、スウェーデン、デンマークにおいては、行政機関が保有する住所等の国民の情報を、金融機関を含めた民間企業が取得・利用することが可能であることから、情報取得識別子として国民 ID を利用する事例が確認されている。

2021 年の FATF¹⁶²（Financial Action Task Force 金融活動作業部会）による第 4 次対日相互審査の報告によると、日本は、FATF 勧告に照らした有効性と法令遵守状況について基準を下回り、重点フォローアップ国に分類されている。特に、継続的顧客管理について指摘をされており、取引時に取得した住所等の顧客属性情報について、顧客のリスクに応じて適時、適切に確認し最新で保つことが要求されている。先に挙げたデンマーク、スウェーデン等の諸外国においては、行政機関の保有する住所情報等の顧客属性情報について、国民 ID を用いることで金融機関が取得する仕組みが整備されており、継続的な顧客管理を実現している。

こうした仕組みが実現した背景には、行政機関が持つ情報を一元管理し、かつ、その内容の正確性を担保する仕組みが構築されていること、また、国民がこうした仕組みを民間分野で利用することに対する理解があることの 2 点が考えられる。

まず、行政機関が国民の個人情報を一元的に管理し、正確性を担保する仕組みを構築している点について、例えばスウェーデンでは、住所情報に変更があった際には引越し後 1 週間以内に新住所を税務署に知らせることが義務付けられており、その住所変更においても国民 ID を利用した方法が採用されている。国民が住所変更サイト上で転居前の住所および転居後の住所を国民 ID と併せて入力すると、変更された住所情報は国民 ID をキーとして住民登録簿に加えて、他の行政機関の持つ情報と自動連携され最新情報がアップデートされる仕組みが整備されている。

また、同じくスウェーデンでは、SPAR と呼ばれる民間企業向けに開放されたデータベースを国税庁が主導し管理・維持しており、民間企業は個人情報保護法やそのほか国民 ID 利用に関する法律に基づき、活用が可能である。この際、民間企業は、法律で定められた目的以外での個人情報利用は禁止されていること、国民は、民間企業による個人情報の利用目的について確認が可能である

¹⁶¹ 「実名番号」として住民登録番号、パスポート番号のうち 1 つを記入することと定められている。上記のように、住民登録番号の記入が必須または強制されていないが、韓国での実名番号としてパスポート番号がほとんど使用されないことを勘案すると、事実上は住民登録番号の記入が一般的と思われる。

¹⁶² FATF とは、マネーロンダリングおよびテロ資金供与防止（AntiMoney Laundering/Countering the Financing of Terrorism : AML/CFT）対応に関わる国家の体制整備状況を審査する政府間会合。

こと、また自らの意思で個人情報提供を拒否可能であることが特徴である。このように透明性の高い仕組みとすることで国民の安心感を醸成しており、民間企業における個人情報の利活用についての理解を得ることができている。

3. 本調査を踏まえた日本への示唆

これまで見てきた通り、諸外国の証券業における国民 ID の利用事例として、最も多くの国で見られたのは、各国の国税庁に対する税務関連報告の際の識別子としての利用であった。国民の金融所得情報を正しく効率的に国が把握することを目的に、金融機関が国民 ID を利用するものであり、行政側からの要請による民間企業の利用事例と言えるであろう。一方で、米国で見られたような AML/CFT 分野における外部情報とのフィルタリング時の識別子としての利用や、スウェーデン、デンマークのように民間企業が住所情報等の個人情報を取得する際の識別子としての利用は、行政機関からの要請によらない民間企業における国民 ID の利用事例であると言える。

日本の証券業におけるマイナンバー利用に関しては、第 1 章で述べたように国税庁の要請による税務報告識別子としての利用は既になされており、この点で他国と同様であった。

一方で、米国や韓国のような AML/CFT 分野における利用については、マイナンバーの利活用に関する制度面の見直しについて政府で議論されてはいるものの、現時点においてマイナンバーの利用は社会保障・税・災害対策分野と限定している点に留意が必要である。米国や韓国では、歴史的に国民 ID の民間利用が広く実施されてきた背景により、こうした利用に関する国民の理解が醸成されてきたと言える。日本においても同様に民間での利用分野拡大を実現するにあたっては、国民の理解を得つつ、制度見直しに向けた議論が必要である。

また、スウェーデンやデンマークで見られた国民 ID を利用した住所情報等の取得について、現時点では、日本において金融機関が自ら顧客のマイナンバーを利用してこうした情報を取得する仕組みは存在しない¹⁶³。今後、法改正等の制度変更を前提としつつ、政府もしくは業界における仕組み¹⁶⁴として検討が必要となる領域である。

¹⁶³ マイナンバーの利用ではないが、「本人同意に基づく基本 4 情報等の提供」として、マイナンバーカード（電子証明書）を活用し、本人同意の下に最新の基本 4 情報（氏名・住所・生年月日・性別）を金融機関等が取得できる仕組みの構築が予定されている。

¹⁶⁴ 参考事例として、マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度がある。2021 年に施行された「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する法律」により、口座開設時等に預貯金者が口座をマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申し出を行った場合、金融機関は本人特定事項およびマイナンバー等を預金保険機構に対し通知し、預金保険機構は、通知された本人特定事項およびマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する制度の創設が決定した。

【参考情報】

本調査を実施するにあたり、各国の有識者へインタビュー調査を実施した。詳細は以下の通り。

Tina Bannerman (英国)

Goldman Sachs、Bank of America、Lloyds Bank、Royal Bank of Scotland 等の金融機関において AML、KYC、金融犯罪、コンプライアンス管理に関わるポジションを歴任。英国における金融関連法規制、KYC デューデリジェンス、顧客・取引モニタリングなどを専門とする。

Petra Sas (スウェーデン)

北欧の銀行、証券会社等の金融機関のデジタル化を推進するフィンテック企業である LeanOn AB の CEO を務める。スウェーデン証券業協会 (The Swedish Securities Dealers Association) 所属。

Kristian Sorenson (デンマーク)

北欧決済 IT 大手企業である Nets において北欧全域におけるモバイルサービスの戦略策定を主導。また、北欧大手金融機関およびフィンテック企業に対するコンサルテーションを提供する Norfico の創業者。

Mark Egert (米国)

ブローカー・ディーラーおよび投資運用の 2 つの事業セグメントで事業を展開する総合金融サービス企業 Cowen & Co. において常務取締役兼最高コンプライアンス責任者として勤務。その後、法律事務所である Crowell & Moring LLP において、金融機関規制グループに所属。投資顧問会社、私募ファンド、ブローカー・ディーラー、銀行等、金融分野に関する規制を専門とする。

Nizam Ismail (シンガポール)

シンガポール通貨庁において規制当局者として勤務。特に証券先物法、ファイナンシャルアドバイザー法や資本市場に関する様々な政策を担当。現在はシンガポール、マレーシア、インドネシアで展開する金融機関向けコンプライアンス・コンサルティング業務を提供する RHT Compliance Solutions に所属。

Chloe Lee (韓国)

Citigroup Global Markets Korea の法務責任者として、株式、債券、デリバティブの取引および仲介、M&A、債券発行などのブローカー・ディーラーおよび資本市場業務を支援。現在は、Lee & Ko の Banking & Finance Group およびデジタルファイナンスチームのパートナーを務める。フィンテック、データプライバシー&サイバーセキュリティ、金融規制&コンプライアンス、資本市場、デリバティブの分野が専門。

